

タイトル	アメリカ合衆国における教育の機会均等と言語に基づく差別
著者	江頭, 伸佳; Egashira, Nobuyoshi
引用	
発行日	2014-03

平成 25 年度 博士論文

アメリカ合衆国における教育の機会均等と言語に基づく差別

北海学園大学大学院

法学研究科 法律学専攻 博士課程

学生番号 7609101 江頭 伸佳

もくじ

序論	3
第1章 州の教育の機会均等の枠組みの形成	8
第1節 植民地統治下の公教育制度の成立	8
第1項 植民地時代のアメリカの公教育制度	8
第2項 植民地時代の州憲法上の教育規定	8
第3項 植民地時代の各州の公教育制度	9
第4項 小括	11
第2節 建国から南北戦争までの州の公教育制度の枠組み	13
第1項 建国および連邦憲法の制定	13
第2項 連邦および州の教育権限の配分	17
第3項 連邦加盟州の公教育制度の枠組み	20
第4項 小括	23
第2章 教育の機会均等と人種分離	26
第1節 奴隷制度廃止による身分の平等と事実上の人種不平等	26
第1項 南北戦争と奴隷解放宣言	27
第2項 修正第14条の制定と「分離すれども平等」の法理	27
第3項 教育の機会均等と事実上の人種不平等	29
第2節 教育施設の利用と人種分離の禁止	32
第1項 高等教育施設の利用と Plessy 事件法理適用の見直し	32
第2項 普通教育施設の利用と Brown 事件判決の法理の登場	33
第3節 教育の機会均等と学校人種分離廃止	36
第1項 教育の機会均等と大統領の取り組み	36
第2項 教育の機会均等と人種統合	37
第3項 連邦教育省の設置	40
第4項 教育自治権の回復と財源の強化	41
第5項 学力水準の均衡と Brown 事件の法理の見直し	43
第3章 教育の機会均等と人種に基づかない差別	47
第1節 教育の機会均等と性差別	47
第1項 スポーツ競技への参加	48
第2項 男女別学	49
第2節 教育の機会均等と社会的・経済的理由に基づく区別	51
第1項 年齢に基づく区別	51

第2項 能力に基づく区別	52
第1款 能力別学級編成	53
第2款 天授者の教育	53
第3節 教育の機会均等と基本的権利に基づく平等保護	56
第1項 教育をうける権利の連邦憲法上の性格	56
第2項 女性固有の特徴にもとづく区別	57
第4節 小括	59
第4章 教育の機会均等と言語に基づく差別	61
第1節 英語公用化の問題	61
第1項 “English Only” と “English Plus”	61
第2項 連邦司法省の解釈	62
第3項 連邦の英語教育への取り組み	63
第4項 州の英語教育への取り組み	64
第2節 教育の機会均等と言語に基づく差別の事件	66
第1項 過去の教育における言語の問題	66
第2項 バイリンガル教育に関する判決	67
第3項 Horne v. Flores 事件判決	70
第3節 小括	78
結 論	82
主要参考文献	90

序 論

我々の生活環境は、20世紀終盤より急激に情報網の整備が進んだことをうけて、今までになく情報を素早く発信、配信、受信できるという文明社会になった。さらに現代文明社会の先端技術は、新しいエネルギー源の獲得、地球-小惑星間の往復航行に成功した小惑星探査機、盲目者のための人工視覚、筋電義手、ブレイン・マシン・インターフェイス (BMI)¹、クローンの研究、救命技術の向上、高速通信技術など、これらだけにとどまらず、様々な分野で未知を克服する研究が続けられている。しかしながら、文明の発展に伴うように、先進国の経済力が勢いを失い、反射的にかつて安価な労働力市場であった新興国が大きな消費力を持つようになり急速な経済的発展を遂げている。加えて、こうした急激な経済・文明の発展は、地球規模の急激な自然環境の変化に影響を与え、先端技術でもいまだ予測不能な天災への対応、さらには国家間の軍事挑発、テロリズム、ABC兵器を含む破壊手段の継続的開発なども同時に発展することになり、我々地球に住まう人々は、日常的に自然的、人工的な要因による恐怖にさらされてもいる。

我々の文明の発達を身をもって知ることになった2011年3月11日東日本大震災は、地震、津波の脅威をLIVE映像で発信し、さらに一般人の手によるインターネットへの無料動画投稿などにより局地的な被災状況を即座に知ることができるようになった。けれども、情報を発信するための設備が破壊されてしまった場所では、地方新聞社職員たちの手による手書きの壁新聞、地表に大きく書かれた救援要請の文字、および人づての“伝言”などによって現地の被災状況を知ることとなり、正しい情報・捏造されていない真実の情報を得るためのツールとしての通じる言葉の重要性に気が付いた人も少なからずいたであろう。

また日常的には、従来から指摘されているにもかかわらず有効な解決策が示されないままの、国民の経済的格差の拡大、新生児の低い出生率、出生率減少に伴う人口の減少、あらゆる資源の確保、領土問題など、様々な問題に悩まされるようになった。加えて、在日外国人の選挙権、人員不足による外国人看護師の採用、日本人への帰化、在留期限切れの子ども扱い、難民の扱い、外国人による水源地の購入など、今までに見られなかった形で外国人が関与する問題に注目が集まるようになってきた。我が国における実際の出来事として、2009年には、15年以上不法滞在を続けたフィリピン人の夫婦と日本の公立中学校に就学していた夫婦の子どもは、入管法違反で逮捕され強制送還されるという事件がある²。不法移民に関する報道は、これまでもされてきているのだが、この事件は各種報道で全国的に知られることになり、社会の関心事となり注目を集めた。特にこの子どもは、日本で生まれ育ち日本の公立学校に通っていたために日本語が堪能で、たとえ強制送還されても両親が母語とするフィリピンの現地語をほとんど話せないという。家族に送還処分が下された後は、子どもに限り特例措置が施され、就学ビザにて日本に留学という形で滞在し学生生活を送っている。

このような問題に対応しきれない我が国は、日本語を国語とする単一民族国家である。そもそも地球上には確認されているだけで6500以上の言語があり、各国家特有の文化と文明に応じた特色ある言語を、国語ないしは公用語として明確に法律で定めて当該言語が用いられている地域・国家は少なくない。ところが、地球上の一国家であるアメリカ合

衆国(以下「アメリカ」と呼称する。)は、300以上もの言語が存在しているにもかかわらず、加えて公用語が連邦法により規定されていない。それにもかかわらず、憲法を含めた法律・ルールが英語で作成されていることから、英語が必須の共通語として用いられている³。つまり、今日のアメリカ合衆国における英語力の有無は、市民権獲得のための必須条件なのであり、言語は、憲法の精神に基づき国家を統治し、基本的人権の保障を実現していくうえでも最も大事な要素とみることができるのである。

これらの社会的な事象をうけたことで、本研究は、多民族移民国家であるアメリカにおける言語に基づく差別の存在に気が付き、この問題を取り扱うことにしたのである。本研究が言語に基づく差別に注目した理由は、言語に基づく差別に関する訴訟が、連邦教育機会均等法の制定以降におけるアメリカの教育の機会均等の問題を考察する過程で、学校運営資金の出資をめぐる英語教育プログラムの実施の問題と関連しながら取り扱われていることが次第に明らかとなってきたからである。そこで、本研究では、アメリカの公教育に関する裁判所判例より従来の差別の問題を確認した後、アメリカの英語学習プログラムに関連した裁判所判例を素材にして、教育の機会均等における言語に基づく差別が、従来の差別問題とカテゴリーを異にする新たな問題として取り扱いが可能かどうかを確認することを目的とする。

言語に関わる教育の連邦の取り扱いについて、過去に連邦最高裁判所の取扱いとされた事例によれば、1923年 Meyer 事件判決は、外国語の授業を禁止する州法が連邦憲法に違反することを示しており、言語に関わる問題を修正第14条に含まれる自由権の問題として検討している⁴。1955年 Brown I⁵/II⁶事件判決は、子どもの利益の尊重に関連し、本質的な不平等が生じる場面で、この不平等を積極的に是正する措置を講じるための命令を下すことを下級裁判所の権限で可能であるということを示した。連邦法の動きを概観すれば、初の包括的な連邦教育法とされる1958年の国家防衛教育法に明記された外国語学習に関する規定、1965年の初等中等学校教育法、1968年のバイリンガル教育法などの制定を経て、1974年教育機会均等法に「ことばの壁をこえるための適切な措置を講じること」を条文に加えた⁷。そして、これらの積み重ね上出現した1974年の Lau 事件連邦最高裁判決において、英語力の未熟なマイノリティの子どもへの英語教育が不足することは、教育資金の使い方として公民権法第6編に違反するとの判断が下されている⁸。

しかしながら、教育問題が連邦法で争われるにもかかわらず、アメリカ合衆国における教育をうける権利は、連邦最高裁判所の解釈上、厳格審査基準の保障を受けるための基本的権利と認められていない⁹。このことを示した判決は、1973年の Rodriguez 事件¹⁰であり、教育をうける権利が基本的権利として厳格審査の対象にならないと判断し、合理性の基準により合憲の判断を下したものの、1982年 Doe 事件¹¹は、厳格な合理性の基準を用い、不法入国者の子供といえども、平等保護条項の下、州法の規定により不利益を被るのは不合理であり、しかし、教育は基本的権利ではないけれども、その剥奪は実質的利益により正当化されねばならず、「実質的な州の利益」を立証する必要がある政府の立証が不十分であると違憲と判断した。この判決では、不利益をうける不法入国者の子どもに責任がないこと、また、権利の性格が、最も基本的な部分の教育をうける権利が侵されていることを勘案した¹²、という特徴がある。これは、教育をうける権利が保障されている以上、教

育の機会均等が厳格審査の基準によって保障されていると解釈される余地があることを意味する。そして今日、アメリカ連邦司法省は、学校教育の機会における差別が、人種あるいは出身国・民族、性別、宗教、障害者、そして英語を学ぶ生徒・学生に存在すると認識している。そして2011年12月2日、同省公民権課は、連邦教育省公民権局(OCR)との間で修正第14条、1964年公民権法第4編、第6編、および最新の判例法の枠組みに従い教育制度における多様性かつ孤立しない自発的な取り組みを一緒に追跡してゆくガイダンスを結んだ¹³。

先に述べたとおり、アメリカは、公用語あるいは共通語を決定した連邦法規を持たない国家である。しかしながら、州統治レベルでは、公用語あるいは共通語に関する州法を規定した州が半数ほど存在するようになった¹⁴。このようなことから、アメリカの英語教育は、各州ごとに違うプログラムとなっており、プログラムを分ける要素として移民政策と人口比率が関係しており、大きく分けると“English Only¹⁵”と“English Plus¹⁶”の2種類のプログラムにより実施されている。

これらのことを前提に、第1章は、州の公教育の枠組みと教育権限配分を検討することで、連邦の公教育に対する教育権限と枠組みを確認することを目的にする。この章は、修正第14条の制定以前までを一つの区切りとして、州の教育権限が憲法修正第10条を根拠に州の専権事項とされ、公教育に対する連邦政府の役割が財源の提供に限られるという基本枠組みを確認し、教育権限の所在と公教育制度の形成過程を考察する。これにより、言語教育がどこから始まったのかということをも明らかにする。

第2章、および第3章は、教育の機会均等を妨げる生徒の人種分離、性差別、年齢に基づく区別、および能力に基づく区別を検討することを目的にする。この章全体では、修正第14条の制定以降に厳格審査基準の適用された“区別”に関わる事件を取り扱う。そして、第1章で明らかとなった連邦の公教育の枠組みを前提に、教育の機会均等が進められる背景で連邦の公教育に対する取り組みが強化されてゆく過程から、連邦憲法に明文規定の無い教育の機会均等と“人種・性別・年齢・能力”の合理的な区別の検討を通じて審査基準の現状を考察する。ここで考察される“人種・性別・年齢・能力”は、差別救済の憲法保障による取り扱われ方として前者ほど古く、かつ厳しく審査されてきたという背景を持ち、さらに容姿などの外見で判断可能なものから能力のように外見だけでは判断できないものを取り扱うというようになっている。この検討により、差別が法律上認められるポイントが明らかになり、憲法の適用と厳格審査基準の関係を明らかにする。

第4章は、英語教育プログラムに関連する判決を取り扱い、教育の機会均等と言語に基づく差別について検討することを目的とする。本稿は、新しい領域である「言語権(Linguistic Rights)」を直接探求するものではないが、関係の深い領域であるため、おおまかな範囲で説明しておく¹⁷。ゆえに、言語権の定義については、尾崎哲夫「言語権に関する一考察」95-96頁の一部を引用し、紹介をするにとどめる。尾崎は、「『言語権とは、自己もしくは自己の属する言語集団が、使用したいと望む言語を使用して、社会生活を営むことを、誰からも妨げられない権利である』¹⁸」と定義されている。「自分の所属する共同社会、国家において」、①「母語の使用、存続、尊重を主張する権利」、②「母語を学習する権利、母語で学習する権利」、③「公用語を学習する権利」と定義されて、「その国家におい

て、ハンディキャップなしに生きるため、自分の母語以外の公用語を習得し、その公用語を使って社会経済生活を営むための制度保障を国家に請求する権利である」とされている¹⁹。逆にいえば、公用語を使えないものは国家の正当な一員とみなされない、ということになる。

この言語権の定義に関して、重要な前提となるのが、“母語(mother tongue)”である。本稿は、母語が、“national origine”と異にすると考えているので、母語の関わりが非常に深くなると考えている。母語とは、「人が家庭で身につける言語である」²⁰、「黒田龍之介は、『家の中で覚えた言語』²¹と定義する。鈴木敬和は、家族の言語²²と定義」される²³。母語に関しては、これらをまとめて、自分と他者が個別の個体として自己認識するための前提となる産まれてから最も親しい言語、と定義しておく。

この言語権と母語に関連して、“heritage language”²⁴が重要な地位にある言葉と考える。“heritage language”は、直訳すると「文化遺産の言語」となると思われる。いいかえれば、人類の歴史が積み重なった結果であり、これを本稿に限り、“ことば”と定義しておいてもよいと思われる。本稿は、アメリカの憲法と公教育の歴史を、差別と教育の機会均等の視点から考察するため、母語と“heritage language”が強く関わるものだという意識することになる。

これらのことを意識において、この章は、章全体では英語教育プログラムに関わる代表的な判決を概観する。言語教育に関わる最初の連邦最高裁判例は、1923年のMeyer事件があるけれども、バイリンガル法の制定以降に出された1974年Lau事件²⁵がリーディングケースとされている。アリゾナ州の2009年Flores事件判決²⁶を通じて理論の現状を確認することで、審査の基準を明らかにする。

結論では、これまでの検討で明らかになったことから、教育の機会均等と言語に基づく差別が、どういった審査基準によって考慮することが求められるのか、これを前提に憲法問題として取り扱いが可能かどうか解釈する。

¹ Brain-Machine Interface とは、脳信号を脳から直接読み取り、外部機器を操作する技術である。

² 日経 BP ネット、
<http://www.nikkeibp.co.jp/article/column/20090317/139519/?rt=ocnt>, accessed October 30, 2013.; 第2東京弁護士会 ひまわり、
<http://niben.jp/info/opinion20090313.html>, accessed October 30, 2013. 日本においても、不法滞在の外国人の問題が、注目されつつある

³ もっとも、近年は、スペイン語を母語としスペイン語が日常言語で英語力の乏しい正当なアメリカ市民が多い地域では、選挙の議席確保のために候補者はスペイン語を用いて演説を行ったり、政府の資料やWEBサイトなどは、スペイン語で閲覧できるように工夫されている。

⁴ Meyer v. Nebraska, 262 U.S. 390 (1923).

⁵ Brown v. Board of Education, 347 U.S. 483 (1954).

⁶ Brown v. Board of Education, 349 U.S. 294 (1955).

⁷ 20 U.S.C. § 1703(f).

⁸ Lau v. Nichols, 414 U.S. 513 (1974).

⁹ 本稿における「基本権」と「基本的権利」の違いである。基本権は、憲法に明文化された基本的人権の保障を指す。基本的権利は、憲法条文の根拠が定かではなくとも、平等保護の場面で厳格審査に服する憲法的に保護された実体的な権利である。現在、承認されて

いとされる領域は、選挙権、裁判所へのアクセス、居住移転の自由、プライバシーの権利である。教育をうける権利と同様の扱いの基本的権利の議論は、社会保障給付(生存権) : *Dandridge v. Williams*, 397 U.S. 471 (1970)、*Bowen v. Gilliard*, 483 U.S. 587 (1987)、医療を受ける権利 : *Harris v. McRae*, 448 U.S. 297 (1980) などがあり、現在これらは、緩やかな基準により判断されている。

¹⁰ *San Antonio Independent Sch. Dist. v. Rodriguez*, 411 U.S. 1(1973).

¹¹ *Plyler v. Doe*, 457 U.S. 202(1982).

¹² 樋口範雄『アメリカ憲法』(弘文堂 2011年)510頁。

¹³ <http://www.justice.gov/crt/about/edu/documents/guidanceletter.pdf>, accessed October 30, 2013.

¹⁴ 【英語公用語法実施州】2012年の時点において、州憲法ないしは州法によって英語公用語法を、定めている州は、31である。この中には、アファーマティブ・アクション(A.A.)の採用を廃止した州も含まれている。A.A.実施州：アラバマ州(1990)、アラスカ州(1998)、アーカンソー州(1987)、アリゾナ州(2006)、コロラド州(1988)、ジョージア州(1986)、ハワイ州(1978)、アイダホ州(2007)、イリノイ州(1969)、インディアナ州(1984)、アイオワ州(2002)、カンザス州(2007)、ケンタッキー州(1984)、ルイジアナ州(1812)、マサチューセッツ(1975)、ミシシッピ州(1987)、ミズーリ州(1998, 2008)、モンタナ州(1995)、ネブラスカ州(1920)、ニュー・ハンプシャ州(1995)、ノース・カロライナ州(1987)、ノース・ダコタ州(1987)、オクラホマ州(2010)、サウス・カロライナ州(1987)、サウス・ダコタ州(1995)、テネシー州(1984)、ユタ州(2000)、ワイオミング州(1996)、ヴァージニア州(1981, 1996)、A.A.廃止州：カリフォルニア州(1986)、フロリダ州(1988)。

¹⁵ 英語教育を通じて学習者の母語と母国文化を一掃し同化をはかることを目指すプログラム。

¹⁶ 英語と母語の同時教育を実施し、多様な言語、文化の共生を目指すプログラムのことである。

¹⁷ 言語権は、今後の重要な研究課題の一つとして取り組んで行こうと考えている。

¹⁸ 鈴木敬和『言語権の構造—英米法圏を中心として』(成文堂 2008年)8頁参照。

¹⁹ 尾崎哲夫「言語権に関する一考察」*生駒経済論叢* 第2巻第2.3号96頁参照。

²⁰ 尾崎・前掲書95頁

²¹ 黒田龍之介『はじめての言語学』(講談社現代新書 2004年)228頁参照。

²² 鈴木・前掲書10-11頁参照。

²³ 尾崎・前掲書95頁参照。

²⁴ 小林武「言語権—憲法的考察への断章(1)」*愛知大学法学部法経論集* 第182号49頁参照。小林は、「承祖語」と訳されている。私は、文化遺産の継承としてのことば、という意味のほうが伝わりやすいと考えているため、小林の訳語が適していると思いながらも、一般的本稿における使用を避ける。

²⁵ *Lau v. Nichols*, 414 U.S. 513 (1974).

²⁶ 557 U.S. 433, 129 S.Ct. 2579 (2009).

第1章 州の教育の機会均等の枠組みの形成

第1節 植民地統治下の公教育制度の成立

連邦の学校人種分離廃止を目指した公教育の足並は、なかなか揃うものでなかった。その背景には、植民地の公教育の仕組みが成立した過程に違いがあり、さらに制度そのものについても違いがあった。ここでは、建国に関わった特徴のある三つの植民地の取り組みから、これらのことを確認していこう。

第1項 植民地時代のアメリカの公教育制度

植民地時代のアメリカは、北米大陸の現ニュー・イングランド地方を中心地にイギリス国王を元首としており、また重商主義に満ちあふれたイギリスの植民地であった¹。それゆえ、イギリス本国が、植民地政策のための法を制定していた²。後に、移民数が増加すると、①国王からの特許状により自治を認められた「自治植民地」、②国王に統治権が付与された「領主植民地」、および③国王直轄地である「王領植民地」の三つによって植民地が形成された。これらの植民地では、総督と参議会が統治権を行使し、現在のような権力分立が実現されていなかった。さらに、国王は、植民地議会の否認権を有していた。

当初、植民地の人々は、イギリス人と同じ権利を持つと考えていたけれども実際は違っていた。イギリス本国の統治への干渉やイギリス本国の戦争費用の負担のための厳しい重商主義政策などが実施されることで、植民地の人々のイギリス本国への不満は、次第に高まっていった。植民地の人々は、「代表なければ課税なし」と主張して本国に抵抗するほど、植民地と本国の関係が険悪な状態にまで発展していくのである³。

植民地時代の教育に対する考え方は、イギリスの植民地統治のように抵抗するものではなかった。それは第一に、私事にゆだねるというイギリスの伝統的な教育観の影響を受けていた⁴。第二に、入植者達は、教育の意義をまだ十分に理解していなかったことにある。当時、教育は個人の日常生活に深く関わるもので、かつ政府の維持・発展に関わる重要なものだという認識が薄かったのである⁵。

このように植民時代のアメリカの教育は、イギリスの政策の影響を直接うけるものでなかった。それゆえに、教育は私事であるという伝統が長く続いた州、ならびに教育を植民地固有の権利として制度化する州など、各々の州で違う考え方が出てきたのである。

第2項 植民地時代の州憲法上の教育規定

建国13州のうち独立以前に州憲法に教育規定を設けていた州は、①学校の設置を指示するもの、もしくは学校及び教育手段の振興に関する宣言にすぎない規定を有していたジョージア州(1776年加盟)、②学問・教育の振興、徳行の奨励、および学校の設立に関して具体的な規定を有しているマサチューセッツ州(1780年加盟)、ならびに③具体的な規定を有しながらも、学校の設置と低額な授業料を指示する一部具体的実施規定のペンシルヴァ

ニア州（1776年加盟）およびノース・カロライナ州（1776年加盟）の4州であった。

このうちのジョージア州は、伝統的な教育観に基づき漠然と抽象的に学校の設置を指示するもの、もしくは学校及び教育手段の振興に関する宣言を規定したにとどまっている⁶。ジョージア州に限らず特に南部州は、アングリカン(Anglicans)⁷の植民地に属するか、もしくは隣接する地域であったことから、教育は私事である、という欧州の伝統的な考え方に基づいていた。それゆえに、憲法に具体的な教育規定を設けるということがなく、せいぜい貧民学校を維持する程度だった⁸。

このように私教育にゆだねる姿勢がほとんどの州でとられていたなかで、一部の州は、植民地時代より植民地・州政府による支援や公教育制度に実施しようとしていた。特にマサチューセッツ州は、アメリカ独立の歴史に関係した重要な事件が多く、さらに公教育を知る上でとても重要である。また、政府の責任に公教育の提供があるとしてきたペンシルヴァニア州の制度を知ることも必要であろう。そして、最後にその他として初期州憲法に規定のない州のひとつでありながら連邦憲法制定案を提出し採用されたヴァージニア州の公教育への対応を、連邦憲法の制定を挟むことで植民地、連邦加盟州と分けてみてみよう。

第3項 植民地時代の各州の公教育制度

1. マサチューセッツ州

マサチューセッツ湾植民地は、政府とピューリタン派教会が密接な関係にあり、また、教会による学校経営を出発点としていたこともあり、教育と宗教も密接な関係にあった⁹。現在のマサチューセッツ州の州都であるボストンでは、1635年にアメリカ最初の公立学校であるラテン語学校(Latino school)を設置し、翌年の1636年、現ケンブリッジ市には、アメリカ最古の高等教育機関とされるハーバード大学(Harvard College)を創設した。さらに1639年、ドーチェスター・タウンは¹⁰、税金により賄われる無償学校を設置していた。

1642年、植民地政府は、職業技術の習得、読み・書き・計算を学ぶ普通学校(common school)の設置を義務化した「マサチューセッツ湾植民地学校法」¹¹を制定した¹²。同法は、政府が子どもに読み書きを与える命令の出せる英語圏最初の学校教育法であった。この法は、町議会(town council)に対し、親の要求を満たす学校設置の責務を負わせ、子どもが宗教の教義を読解できる力を養う責務を負わせ、子どもを学校に出席させない親に対して政府が罰金を課すことができる、というものであり、1668年までに各学校での宗教教育の実施が実現された。後に1780年にマサチューセッツ州憲法が制定されると、この憲法の第5章には、知識と道徳の普及を目的とした学校教育の奨励に関する規定が盛り込まれていた。

2. ペンシルヴァニア州

ペンシルヴァニア州の誕生は、イギリス王のチャールズ2世¹³が海軍提督であったウィリアム・ペン¹⁴の父親に借金があり、1681年3月4日にニュー・ジャージーの広大な西部地区と南部地区を保証することで弁済に当てたところからはじまった。ペンは、この土地を「シルヴァニア(森の国)」と名付けたところ、チャールズ2世がペンの父に敬意を表し、「ペンシルヴァニア(ペンの森の国)」と改めた。その後入植してきた開拓民は、出身

国の多様な集団と人々であった。それゆえに、文化的かつ宗教的教育が十分に監督された公教育制度の実現までには時間がかかった。

ペンは、自身が1682年に出版した『FRAME OF GOVERNMENT OF PENNSYLVANIA』において、州政府が公立学校を奨励すべきであり、そして、この奨励の方法とは、知事と州評議会に公立学校の設置義務と監督権を与えるという展望を示していた¹⁵。しかし、ペンシルヴァニアの入植者たちは、それぞれの宗派の教義に基いて意見し、さらに公立学校による教育が大きな宗派の教義を普及させる機会になると警戒していたため、ペンの展望の実現は困難なものとしてされていた¹⁶。それにもかかわらず、植民地政府は、入植者の有する共通の価値として聖書の読解力が必要であるとの理由で援助を行い、それぞれの宗派と民間団体により、ペンシルヴァニアの学校制度が発展していった。翌年の1683年には、12歳までの子どもに対し宗教教育を中心におこなうという「Great Law」を制定した¹⁷。

植民地政府は、1712年と1713年に法律を制定し、全プロテスタント派に公立学校の建設と補助のために合法的に土地を買うことを許容した。実際に許容されていたこととして、ベンジャミン・フランクリン¹⁸の提案した“public school”は、政府から私立学校設置許可の特権を得ること、宗教的か私事的か、受託者（投資会社）における運営と管理をすることなどが許されていた。また、学校は公に限られる、という意味においてのみ、州からの資金援助を受ける特権を与えられた。さらに、ペンシルヴァニア州が自身に課した義務とは、貧しい人々にのみ教育を提供すること、および総合大学を設立することである。

その後1776年、ペンシルヴァニア憲法において、①若者の質の良い教育のために、各地方自治体の議会は、学校を設立し、教師の給与は公的負担とし、低価格で教育できる手段を与えなければならない、②教育科目は、すべてが役立てられるように適切な働きかけがなされてなければならない、さらに、大学教育が能率よく進められるものでなくてはならないということが明文化された。これら規定は、無償の公立学校制度を定めたものとまで説明できるものではないが、しかし、憲法は、州に包括的な学校監督権を与え、州に公教育普及の責務を課している。

3. ヴァージニア州

ヴァージニア州は、アメリカ植民地の歴史上有名なジェームス・タウンがあり、1607年にヴァージニア会社によって設立され、1624年に王領植民地となった。ヴァージニア州は、アメリカ合衆国初代大統領ジョージ・ワシントン¹⁹や憲法起草者の一人であり第3代大統領トマス・ジェファーソン²⁰などの政治家を輩出し、独立戦争時は、Original 13(建国13州)のなかでも最大、かつ中心に位置していたこともあって植民地の中心的役割を果たし、最初に独立した州の一つとなった。また、ジョージ・メイソン²¹によって起草された1776年ヴァージニア権利章典は、人間の基本的権利と自由の保障と政府の基本目的を宣言しており、連邦憲法の権利章典(Bill of Rights)など多くの模範として使われた。

さらにヴァージニア州は、貧しい植民地でありながらも、タバコの栽培によって財政が潤い、そして、最初の黒人奴隷がつれてこられたと頃という歴史をもち、最初のアメリカ奴隷制社会の成立した地である。また、先住民との関係は、互いに敵対的で最悪の状況だった。

黎明期のヴァージニア州は、立法府が強力な権力を有している州であり、さらに憲法制定会議に参加した起草者らが後述する連邦憲法の内容に大きな影響を及ぼしている。植民地時代の学校教育は、プロテスタント派の教区校によるものか、もしくは家庭教師によるもので、インディアンを改宗させるための教育を行うことを目的とした教会設立の学校が創られたにとどまる²²。ヴァージニア州は、初期州憲法に教育条項を有していなかったのだが、1693年にはイギリス国王の勅許状を得て、ウィリアム・アンド・メアリー大学を設立した²³。けれども、教育条項の設定について全く議会などで論じられなかったというわけではない。

第4項 小 括

以上、後に合衆国連邦の建国に参加するする三つの植民地の学校教育への取り組みを確認した。確認したことからわかることは、学校教育に関してイギリス本国と袂を分かち、憲法にて政府の責務として明文化していた州があるということであり、反対に市教育という伝統を重視した州も存在するということである。また、いずれの州も普通教育と高等教育の違いはあれ、安定した統治のために画一的な教育が必要と考えていたのである。

これらの植民地がイギリスから独立するために結束し、連邦憲法を制定することになるのだが、こういった考え方の違う州は、どのようにそれぞれの考え方を具体化したのか、そこで公教育をどう取り扱おうとしたのか、そしてまたどのように公教育制度が確立してゆくのか、こういった点を含めて次節にて確認していこう。

¹ 2012年現在、かつてのイギリス領植民地も含み54国家・地域(17億人)は、条約や国際機関によらない国際法の連邦とは違う集合体の「イギリス連邦(Commonwealth)」として、今もイギリス国王を元首にしているところがある。たとえば、オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、など。特にカナダは、イギリス連邦の重要国として位置づけられる。アメリカは、独立の経緯からこの連合体に属していない。他にインドや南アフリカなどの旧植民地は、加盟国でありながらイギリス国王を元首としない独立国家である。

² 政策は、経済面を中心に実施され、①本国への食料供給源であること、②輸出入は財貨が本国へ流入するよう計画されること、③本国の商人が独占的に利益を確保できること、④本国は、製造業による利益を確保できること、などを掲げ、その代わりに、経済面で政策が実現されていけば、自治を認めるという方針であった。(アメリカ学会訳編『原典アメリカ史(第一巻)』(岩波書店1950年))

³ 1770年3月5日、ボストンを訪れていた黒人のクリスパス・アタックスが、現地の武力衝突によりイギリス兵により殺害された。これは、ボストン虐殺事件として知られており、独立戦争最初の犠牲者としてしばしば取り上げられる。

⁴ 千葉卓『教育をうける権利 アメリカ・西ドイツにおける法的検討』(北海道大学図書刊行会1990年)14頁参照。実際に当時の学校教育は、16、17世紀のヨーロッパ社会の学校教育と同じく、キリスト教系教会の運営による聖書の正しい理解のためにあるもので、私学教育のみであった。

⁵ 千葉・前掲書14頁参照

⁶ 上原貞夫『アメリカ合衆国州憲法の教育規定』(風間書房1981年)10頁参照。

⁷ キリスト教のうち英国国教会派の人々のことである。

⁸ 上原・前掲書10頁参照。

⁹ ピューリタン派教会は、住民たちに対して聖書を中心とした宗教的知識の普及を重視していた。

-
- ¹⁰ 1879年、ボストンに併合される。現在は、ドーチェスター地区として名残がある。
- ¹¹ Massachusetts Bay School Law…1642年英領植民地法、増版「マサチューセッツベイ英植民地の裁決と決議、公と私」領地憲章前文。出展マサチューセッツ州議会の87期決議1867年。
- ¹² 千葉・前掲書13頁参照。
- ¹³ Charles II, 1630-1685. スチュアート朝のイングランド、スコットランド、アイルランドの王であった。在位期間は、1660年5月29日から1685年2月6日。
- ¹⁴ William Penn, 1644-1718.
- ¹⁵ William Penn, “FRAME OF GOVERNMENT OF PENNSYLVANIA” in *The Constitution Society* <http://www.constitution.org/bcp/frampenn.htm>, accessed November 10, 2013 (“XII. That the governor and the provincial Council shall erect and order all public schools and encourage and reward the authors of useful sciences and laudable inventions in the said province....”)
- ¹⁶ ペンは、クエーカー教徒であった。
- ¹⁷ 内容は、子どもに対する宗教教育が中心で、教師に対しては教会の業務の補助を課し、さらに教育能力よりも信仰心を要求していた。
- ¹⁸ Benjamin Franklin, 1706-1790.
- ¹⁹ George Washington, 1732-1799. アメリカ初代大統領。そして今日もアメリカ合衆国陸軍大元帥の地位にある。
- ²⁰ Thomas Jefferson, 1743-1826. 大統領就任期間は、1801年から1809年まで。
- ²¹ 正確には、ジョージ・メイソン4世 (George Mason IV, 1725-1792)。ヴァージニア邦の代表であった彼は、ヴァージニアの批准会議において、パトリック・ヘンリー (Patrick Henry, 1736-1799)らとともに権利章典の不備を指摘し、権利章典追加の付帯決議をつけることで連邦憲法に批准した。
- ²² インディアン部族の積立金を利用していたにもかかわらず、民族浄化の一環として執り行われた事実も存在する。
- ²³ College of William & Mary. 植民地議会の要望と支援で、植民地のジェイムズ・ブレア牧師が1693年にウィリアム3世とメアリー2世から勅許状を得て設立されたアメリカで2番目に古い大学である。この大学は、2人の王にちなんで名付けられた。

第2節 建国から南北戦争までの州の公教育制度の枠組み

ここでは、第一節で確認した植民地が連邦に加盟した後、独立戦争期から南北戦争期までの期間の公教育への取り組みを確認しておこう。

第1項 建国および連邦憲法の制定

1. 独立戦争および建国

1773年12月16日、現在のマサチューセッツ州で、「ボストン茶会事件」が起きた。翌年、この事件の報復措置としてイギリス政府は、ボストン港を閉鎖したうえでマサチューセッツの自治権を剥奪し、植民地に対する“耐え難き諸法(Intolerable Acts)¹”を制定し、さらにボストンを軍政下に置いた。1774年9月、植民地側は、こういったイギリス政府の態度に対して、植民地としての方針決定のために現在のジョージア州を除く12の植民地の56名の代表が、現在のペンシルヴァニア州フィラデルフィア市に終結し、第一回大陸会議を開催した²。会議は、本国議会の植民地に対する立法権の否認、および本国との経済的断交を決議した「大陸会議の宣言および決議(Declaration and Resolves of the Continental Congress)」という文書を採択した。

1775年4月、ボストン郊外のレキシントンとコンコードにおいてイギリス兵と植民地兵の間で戦闘が起こり、独立戦争が勃発し、同年5月、第二回大陸会議が開催され、全植民地がジョージ・ワシントンに総司令官に任命し、本国からの自治権獲得を目的として武力抗争を宣言した。しかしながら、目的は、独立国の実現へと移っていった。1776年、ワシントンは、自然権思想に基づいて独立宣言を行い、13のそれぞれの植民地は、「邦(State)」となった。次に、1781年、それぞれの州が「連合規約(Articles of Confederation)³」をむすび、「アメリカ連合(The United States of America)」が創設された⁴。そして、1783年9月、イギリスとの間でパリ条約が締結され、アメリカ連合は、イギリスからの独立を果たした。

2. 連合規約による統治と欠陥

独立当時のアメリカは、前述のとおり連邦ではなく連合であった。さらに、国の統治方法は、独立したにもかかわらず、未整備の状態であった。独立に先駆けて作られた連合規約は、①国名、②国の性格、③議決機関、④連合会議の権限、⑤行政機関、⑥司法機関、⑦改正、というように三権分立を実現し統治機構の権限を定めていたのだが、課税権、通商確保のための権限、また強力な執行政府を欠くという欠陥が存在し、そしてまた、教育に関する条項を有していなかった。

連合に強力な執行政府が欠けているということが明らかになるのは、独立戦争終了後のアメリカの厳しい不況であった。戦時中は、軍需拡大によりイギリスからの商品の輸入を停止し、これにより様々な国内産業が発展し内需が高まったことで好景気であった⁵。しかしながら戦後は、当然のように軍需縮小に比例するがごとく内需が縮小し、さらに、イギリスからの輸入が復活すると、あらゆる面でイギリスの保護がないだけでなく、経済制裁

をうけた。さらに連合は、戦争費用調達のために多額の公債を発行し、邦と邦の間の関税障害により産業の保護もできず、加えて、邦が連合の税徴収に従わないため財政難であった。そして貧弱な財源であるがゆえに連合の軍隊が弱体であったために、残存イギリス兵力とインディアンへの対応に苦慮しており、同じく農民の暴動への鎮圧も無力な状態であった。

3. 国有地交付による公教育支援

アメリカ連合は、統治状況がこのように混沌とした状況であったため、とても公教育の普及に関心を示していただけるような状況ではなかった。連合は、この状況を打開するために強力な中央政府の樹立が求められたのである。けれども、連邦憲法制定以前の連合政府は、公教育に全く無関心だとは言えず、連合政府からの国有地交付という方法が存在した。典型例として、1785年の土地条令⁶、1787年の北西部領地条令⁷、また、1787年の西部領地の売却契約に関する条例には⁸、公立学校および大学設立のための教育に関する留保規定が設けられていた。もっとも、当時の連合の財源は、国有地に頼るだけだった。すなわち、連合の国有地政策が連合の課税機能の不備による資金難の解決策としての資金確保を目的としていたため⁹、教育へ国有地交付は財源確保の一領域として注目されていたのである。連合の苦しい懐事情があったにせよ、連合の資産が、この国有地留保を含む条例により教育という目的をもって使われ、そして、このような財源確保の政策は、連邦憲法発効後の連邦政府に受け継がれた¹⁰。

4. 合衆国憲法の制定

1786年9月、ヴァージニアの提案により、五邦の代表が通商問題について話し合うためにメリーランドで会合を開いた。この会議の参加者は、連合議会と各邦に対して中央政府に関する検討を行なう会議の開催を提案する。1787年5月、ロード・アイランドを除いた12邦により合衆国連邦憲法制定会議が開催され¹¹、どの程度まで中央の権限を認めるかについて意見が分かれていた。このとき、ジェームス・マディソン¹²を含むフェデラリストと、これに反対するリパブリカンとに分かれて州の権限を巡り意見が対立した。対立した案は、中央の権限を拡大するフェデラリストのヴァージニア案(連邦主義)と個々の邦の権限を尊重するニュー・ジャージー案(共和主義)である。また、合衆国連邦憲法制定会議は、すでに各州憲法が教育条項を有していたこともあって、代議員らが連邦憲法草案に公立学校制度を含めようとしたのだが¹³、しかしながら、教育に関する規定を設けなかった。結局、憲法案は、多くの妥協案を取り入れたフェデラリスト達のヴァージニア案に基づいた憲法が採択され、1787年9月、12邦の代表が署名し批准することで連合会議に提出されることになった。

この新憲法は、連合会議が承認し、13邦中9邦の署名を持って発行されることになっていた。連合会議に提出された後、連合会議は各邦に署名を要求する書簡を送った。この時期にも、憲法賛成派と憲法反対派の議論は、この憲法の共和制が民主的ではなく、さらに人民の権利を保障する「権利章典」の欠如を理由に持ち出され、なかなかまとまらなかった。このような背景があるゆえに、賛成派が断然不利であった。しかし、賛成派が権利章

典の追加を約束すると、次第に勢力を拡大し、1788年6月21日9邦目の署名を得ることになった。なお、連邦憲法の発効により、連合から連邦となり、邦から“州(state)”と呼ばれるようになった。このときに制定された連邦憲法は、①国名、②国の性質、③議会の構成、④連邦議会の権限、⑤大統領、⑥司法権、⑦連邦法と州法の関係、⑧憲法修正、という内容であった。けれども連邦憲法は、権利章典を含むものではなく権利章典の追加を反対者らに約束していたことから早急に権利章典の作成に取り掛かったのである。

5. 権利章典の追加

権利章典は、連邦憲法が提案された際に何も提案されなかったわけではない。しかし、当時の権利章典案が、反対された理由は三つあり、第一に、代議員から基本的自由権の列挙が提議されていたにもかかわらず、アレクサンダー・ハミルトン¹⁴による政府の権限を制限した憲法が権利章典であるとする見解に多くの代議員が賛成したこと、第二に、権利章典が養護すべき国民の権利を憲法に列挙することは、本来は権限の無い政府に権限があると解釈させる根拠となり、国民にとって危険であると指摘されたこと、第三に、憲法に擁護すべき権利を具体的に列挙すると、積極的な効果が期待できなくなり、憲法に列挙されていない権利が連邦政府に留保されていると解釈されかねないことがあげられる。このような理由から、憲法制定会議は、国民の権利が憲法に列挙されることへの危険性、ならびに国民の権利侵害の問題は連邦ではなく権利章典を備える諸州であるとの結論に達し、連邦憲法に付されなかった。

けれども、賛成派は、連邦憲法制定のために反対派の意見を汲取り、権利章典の追加を第一回連邦議会にて憲法修正案として討議することを約束した。こうして、1789年9月25日に第一回連邦議会が開催され、憲法修正の手續に沿って各州議会へ提案した。修正案は、12ヶ条が提案されて、そのうち10ヶ条を各州が批准し、修正条項として追加された¹⁵。この時に制定された修正第5条は、連邦に対する適用を想定したものでしかなく、連邦に加盟する州への適用を想定したものではなかった。このことは、後の修正第14条が、州への適用を想定した条項として制定される要素の一つとなった。修正条項は、今日までに27ヶ条が追加されたものの、いまだ連邦憲法への教育関係項目の追加はない。

6. 最高法規条項および専占による連邦政策の優位性

合衆国憲法第6条第2項は最高法規条項であり、合衆国憲法、連邦法と条約は、州憲法および州法に優越することを示している。アメリカのような連邦国家は、州が連邦法に違反するような州憲法を含む州法を制定すれば、当然のように連邦国家が成り立たなくなる。この最高法規条項には、二つの機能があると説明されてきており、ひとつは専占型で、典型例として州法による航路の独占権を違憲とした1824年 *Gibbons v. Ogden* 事件判決¹⁶、もうひとつは規制免除型で、典型例として国立銀行に対する州の課税を違憲とした1819年 *McCulloch* 事件連邦最高裁判決¹⁷を挙げることができる。この二つの事件は同じ基本原理の表裏をなしているのだが、一般的には規制免除型が特殊な類型とみられており、通常はこのような事件は専占の問題として取り扱われることになる。

専占には、〔明示的な専占〕と〔黙示的な専占〕がある。黙示的な専占は、〔分野の専

占]と〔抵触による専占〕に、さらに後者は、抵触の度合いにより、〔連邦法・州法両者の遵守は不可能で矛盾するための専占〕と〔州法が連邦規制の目的達成に障害となるための専占〕に分けることができる。そもそも連邦憲法には、州際通商を規制する目的が含まれていたことから、連邦憲法第1条第10項以下において、州の権限を明示的に制限し、もしくは連邦議会に州際通商規制権がゆだねられた場合、州の権限を黙示的に制限できるようになった¹⁸。また、連邦法に反する州憲法・州法は効力を有しない専占理論を連邦最高裁は展開しており、連邦邦が明示的に州法を排除している場合は当然に、明示的排除がない場合でも黙示的に排除されるときがある¹⁹。最近の典型例として、2009年 Haywood v. Drown 事件判決²⁰において、連邦最高裁判所は、ニュー・ヨーク刑務所法第24条が、実質的に 42 U.S.C. § 1983 の法的責任を免れるための立法であり、合衆国憲法第6条第2項の最高法規条項をすり抜けるためのもので違憲であると判決した。このように、いかに州に独立した自治権が付与されているとはいえ、連邦法は連邦統治の均衡を保つ目的を有する以上は、州法に優越する地位を有するのである²¹。

7. 連邦憲法適用による教育の自由の保障

実際の訴訟では、子どもの親と納税者が原告となり、親の教育の自由の侵害、納税者による学校に投入される公費の適正利用などが争われてきていた。さらに、植民地時代を含む初期のアメリカにおいて、私立学校と公立学校が同時に存在したことは、アメリカの普通教育および高等教育の発展に大いに貢献してきた。しかしながら、独立戦争後は、“教育は私事である”という伝統的から、国家と社会の発展に伴い、公立学校を利用した公教育による国民全体のための教育制度の実現という考え方に変化してゆく。そのために当時は、私立学校による公教育の限界と、私立学校の存在意義、そして私立学校の公立学校への移管などが問題とされるようになった。

このような問題について連邦最高裁判所がはじめて連邦憲法違反の判決を下したのは、1819年 Trustee of Dartmouth College v. Woodward 事件連邦最高裁判決²²である。この判決は、州憲法に具体的な教育規定を有したニュー・ハンプシャ州におけるもので、同州の私立学校の存続、および州による私立学校の公立学校への強制的な移管を争った事件であり、連邦憲法がはじめて適用された事件である。ダートマス大学は、1769年に組合教会²³が、イギリス国王の設立認許状(charter)を得て創設されたニュー・ハンプシャ州の私立大学である。事件は、州政府が、1816年にダートマス大学を含む州内すべての大学を州の権限の及ぶ大学当局(University)へ移管し、州知事により任命された理事を加えた新しい理事会によって管理することで、実質的に州立大学化する法律を成立させたことに始まる。これに対し旧理事会側は、イギリス国王から付与された設立認許状に反し無効であるとして、大学の管理権を回復するための訴訟を起こした。連邦最高裁判所は、下級審の判断を覆し、ダートマス大学を州立大学に移管する州法が、契約内容に重要な変更を加えるものことから、連邦憲法第1条第10節第1項規定に違反するとの判決を下したのである。

本判決の影響は、ニュー・ハンプシャ州のみにとどまらず、他の州でも政策を見直すことにつながった。ダートマス大学事件判決は、以降の大学制度の発展、および州の公教育制度の発展に大きな影響を与えたのである²⁴。

第2項 連邦および州の教育権限の配分

1. 連邦議会の役割

連邦議会は、連邦の統治機関として重要な地位を占める。連邦の運営は、ほぼ全てが連邦議会の制定した法律・規則に基づきおこなわれる。連邦議会は、教育に関する2つのタイプの連邦法を制定する。ひとつは資金提供に関する法律、もうひとつは公民権に関する法律である。

資金提供に関する法律は、1785年から1787年ころに制定された国有地交付に関する条例以降、連邦憲法の一般福祉条項の課税権限に基づき公教育の財政援助をおこなってきた。しかし、連邦政府は、教育権限の強化を狙って1958年国家防衛教育法(National Defence Education Act)が制定し、後に同法の改正法である1965年初等中等教育法、1965年高等教育法を制定した。また、1968年バイリンガル教育法、1975年全障害児法などが制定され、運用されてきた。1990年になると1975年全障害児法が個別の障害者教育法、2002年には、ESEAを改定した“落ちこぼれをつくらない法律(NCLB法)”を制定した。同時にバイリンガル教育法は、この法律の第三編に組み込まれた。本稿において重要な地位を占めることになる教育機会均等法(The Equal Educational Opportunities Act of 1974)は、ESEAの修正条項となるために、資金提供に関する法律に分類される。

公民権に関する法律は、奴隷解放宣言に沿って制定された1866年公民権法、この改正法である1964年公民権法第6編は、修正第14条との関係においても差別解消に関して重要な地位にある法律である。また、同じく1964年公民権法の第7編において被用者の差別を禁止している。1990年アメリカ人の障害者法、1967年年齢雇用差別法、1972年教育修正第9編における性差別禁止規定、1973年リハビリテーション法における障害者差別禁止規定、1975年年齢差別法などがある。また、家族の教育上権利とプライバシー法(FERPA)は、こちらに分類される。

2. 大統領

アメリカ合衆国大統領は、国民から直接選ばれる国家元首であり、権力分立原則の下で憲法第2条第1節に基づき執行権が付与されている。この執行権は、行政権と区別されており、行政権は、連邦議会によって付与された行政機関の権限の事を指す²⁵。この問題は、連邦議会と大統領の権限に関連するもので、議会が大統領や行政機関に権限をゆだねる際に、最終的判断を留保する議会拒否権という手法をとり、広汎な権限を委ねている²⁶。

憲法により大統領に付与された権限は、軍の最高司令官としての権限、外交処理に関する権限、職員の任命権である。ただし、大統領は、職員の罷免権を制限されており積極的に行使できないことになっている。

立法権は、法律制定など施策の連邦議会への勧告権があるにすぎず、この勧告が“教書”が文書によって議会に送達される。また議会への出席権はなく、議会により招待されることで出席するにすぎず、教書演説などは、都度議会により招待されて行われている。さらに、憲法上明文はないのだが、大統領は、非常事態法に基づき、一時的に民生政府の機能

を停止し、軍政を敷くことができる²⁷。このように、議会民主制の原則が貫かれてきているのだが、アメリカでは大統領が署名することで法律と同等の効果を有する Executive Order (大統領命令) というものがあり、これに加えて第二次世界大戦以降は、大統領が政党を通じて議会を掌握し自ら望む法律を制定することが増えている。

このように見てくると、原則として大統領は、外交と執行権の行使が主な職責であり、それゆえに教育権限がないと見れるのだが、前述にある非常事態法や軍政、および Executive Order によって、立法権の行使が可能となっている。実際に、スポーツ・ショック以降、大統領が立法を促したり、法改正を指示したりするなど、その影響力は、計り知れない。それでもなお、アメリカの大統領は、連邦憲法に従い、かつ法に基づいて誠実に責務を果たすことが求められており、実際に法に基づいて責務を果たすように努力を続けている。

3. 司法権

アメリカ合衆国において立法府は、国家統治に対する憲法解釈に司法権が重要な役割を果たしてきており、1803年 *Marbury v. Madison* 事件判決²⁸以来、立法府が憲法上の正当な権限に基づくものとして法律を制定しても、連邦最高裁判所が違憲の判断を示せば、判決に従わなくてはならないとされてきた。

そして、一度でも連邦最高裁判所の判例として確立したならば、再び連邦最高裁判所が判例変更によって新たな判例を示さない限り、類似した事案は、判例と反対の効果を持つ判断が下されることはなかなかない。本稿に関わる顕著な例として、*Plessy* 事件判決²⁹により「分離すれども平等」の法理が認められたことで事実上の人種差別が認められていたところ、*Brown* 事件判決³⁰によって、学校教育の場面で人種を分離することが差別であると示されたことは、法治国家における司法権の強大さと判例変更の効果がよく現われた事件である。*Brown* 事件判決以降は、人種分離廃止を勧めるという立場で教育事項に関して積極的に介入し、教育権が司法権に属すると思われるほど裁判所の権限が強力であることが示された。命令が、直ちに実行されれば裁判所の監督から解放され自治権が回復することは、権力分立の原則を尊重していると思われよう。

4. 州の教育権限の根拠

アメリカは、国家連合ではない連邦として建国し、選挙により選出された大統領を連邦の元首とし、連邦議会が連邦法を制定し、連邦裁判所が連邦法の解釈を行なうという性格を有する国家である。このような性格を有するアメリカ合衆国の連邦憲法は、連邦 (United States) を単一国家としてみておらず、連邦は憲法で与えられた権限のみ行使するという特徴がある。

このことは、連邦憲法修正第 10 条が、連邦憲法上にない連邦の権限は州および国民に留保されるという文言により説明されてきた³¹。連邦と州にはそれぞれに固有の主権があり、地方主権は権限委譲により成立する。連邦と州の権限配分に関する修正第 10 条の意味は、連邦憲法により連邦に委任されていない権限について、このすべてが州に留保された明示的な権限であり、1819年 *McCulloch v. Maryland* 事件判決³²以降は、連邦憲法の最高

法規性に照らしに明記されていなくとも憲法全体および精神に照らして州の行為が矛盾しなければ黙示的な権限として認められると解されている³³。

州と地方の法的関係についても、修正第 10 条より導き出される。地方団体に関する事項は、原則として連邦の干渉できない州の専有する権限である。また、この権限により州により設置された地方団体は、州の憲法及び制定法の適用が優先される。地方団体の行財政活動は、州からの具体的な権限の委譲により、はじめて機能するものであり、州と地方団体の法的関係は、完全な従属の関係であるとされている。

このような修正第 10 条の解釈により、アメリカ合衆国内の公教育制度は、連邦憲法が教育という文言を含んだ明文規定を有していないにもかかわらず、修正第 10 条の「この憲法によって合衆国にゆだねられておらず、また憲法によって州に禁じられていない権限は、それぞれの州と人民に留保されている」という条文を根拠に、州の専権事項とされている³⁴。

けれども、前述のように教育に関する連邦憲法上の条文がないからといって連邦政府が教育に無関心ではなかった。実際には、公教育が社会福祉目的に含まれるとして、連邦憲法第 1 条第 8 節の連邦議会の課税権限に基づき、連邦の課税権限の範囲で州の公教育への干渉を可能とされ、結果として公教育への財政援助を認めてきた³⁵。これにより、公教育に関する連邦の権限は、財源に限られるというように解釈されている。いいかえれば、「教育は私事である」という伝統的な認識がアメリカ国民を支配していた時代においてさえ、連邦による公教育への関与が財源の提供に限られるという原則は、連邦憲法制定と同時に憲法により承認されていたのである。

5. 州権限の限界を示す連邦最高裁判決

実際の訴訟では、子どもの親と納税者が原告となり、親の教育の自由の侵害、納税者による学校に投入される公費の適正利用などが争われていた。さらに、植民地時代を含む初期のアメリカにおいて、私立学校と公立学校が同時に存在したことは、アメリカの普通教育および高等教育の発展に大いに貢献してきた。しかしながら、独立戦争後は、“教育は私事である”という伝統的から、国家と社会の発展に伴い、公立学校を利用した公教育による国民全体のための教育制度の実現という考え方に変化してゆく。そのために当時は、私立学校による公教育の限界と、私立学校の存在意義、そして私立学校の公立学校への移管などが問題とされるようになった。

この問題に関して連邦最高裁判所がはじめて連邦憲法違反の判決を下したのは、先に確認した 1819 年 *Trustee of Dartmouth College v. Woodward* 事件連邦最高裁判決³⁶である。この判決は、州憲法に具体的な教育規定を有していたニュー・ハンプシャ州におけるもので、同州の私立学校の存続、および州による私立学校の公立学校への強制的な移管を争った事件であり、連邦憲法がはじめて適用された事件である。ダートマス大学は、1769 年に組合教会 (Congregational Church)³⁷が、イギリス国王の設立認許状 (charter) を得て創設されたニュー・ハンプシャ州の私立大学である。事件は、州政府が、1816 年にダートマス大学を含む州内すべての大学を州の権限の及ぶ大学当局 (University) へ移管し、州知事により任命された理事を加えた新しい理事会によって管理することで、実質的に州立大学化する法律を成立させたことに始まる。これに対し旧理事会側は、イギリス国王から付与さ

れた設立認許状に反し無効であるとして、大学の管理権を回復するための訴訟を起こした。連邦最高裁判所は、下級審の判断を覆し、ダートマス大学を州立大学に移管する州法が、契約内容に重要な変更を加えるものであることから、連邦憲法第1条第10節第1項規定に違反するとの判決を下したのである。

第3項 連邦加盟州の公教育制度の枠組み

この項では、南北戦争時代前後を目安に、植民地が連邦に加盟した後、連邦憲法の下で公教育の枠組みを形成してゆく過程を確認する。

1 マサチューセッツ州

連邦憲法が制定した後の1789年、マサチューセッツ州議会が追加条項を設けてアメリカ合衆国で初めての包括的な教育法を制定した。この条項の趣旨は、知識と道徳を広く普及させることが州と合衆国繁栄のために必要なことであるがゆえに、州が若者のために教育を提供する義務がある、というものであった。その後、州政府は、州で増加した町の手助けをする役割、州教育委員会の創設、教員要請に力を入れる、指導法やカリキュラムを確立することを明記する、高校が増えすぎないように監視するなど、州の公教育制度に対する責務を増やしていった。

1837年、公教育向上改革家のホレース・マンは、初代マサチューセッツ州公教育教育長に任命された³⁸。マンは、精力的に設備の質の強化や教員の給与の向上などに努め、全てのもので学ぶことができる教育制度の実現を目指した。しかし、マンの教育長在任時は、様々な方面からの反対・抵抗があったために義務教育の制度化が実現しなかった。1849年 *Roberts v. City of Boston* 事件マサチューセッツ州最高裁判決³⁹は、前述の義務教育の制度化が実現できていないことが原因で争われた事件である。同事件は、最初に公にされた学校人種分離の事件である。事件は、ボストン市が、マイノリティの子ども達のために人種分離した初等学校を創立した。けれども、白人学校も、同じ報酬と制度上同じ免許を持つ教師を配置しているにもかかわらず、マイノリティの女の子は、彼女の人種を理由に住いから最も近い学校への入学を、白人でないことを理由に拒否された。彼女の親たちは、行政不服審査の申立て不受理とされたため、裁判所に提訴した。親達は、(1)人種分離が州憲法違反であること、(2)教育委員会が人種分離する権限を持たないため違法であること、(3)人種分離がカーストの汚名を負わせること、および(4)ひとつの人種集団のみに学校を用意するのは統一の平等ではないということを主張し、1845年の州制定法が可能にした入学および損害賠償の請求の履行命令の両方を争った。学校委員会が決定していることについて、州最高裁判所は、マイノリティの子どもたちのために独占的に用意されたふたつの学校が彼女に向けて開かれているというように、子どもが市のすべての公立学校から締め出されていないと判断した。さらに裁判所は、平等は広い原則であるけれども、それは、すべての個々人の保証を法的に保障することを意味しないということを示した。*Roberts* 事件は、以後100年以上にわたる「分離すれども平等な公立学校のコンセプト (the concept separate but equal public school)」を全般的に支持して後の判例法の基礎となる。ゆ

えに、1849年から1868年の間の事件は、州法と一緒に①学校のへ出席の要求、②平等保護の義務付け、あるいは③差別の禁止などが論じられた。

マン退任の4年後の1852年に、マサチューセッツ州は、8歳から12歳までの強制就学、および就学期間12週といった内容のアメリカ合衆国において初の無償の義務就学法を制定した⁴⁰。もっとも、1642年の植民地法において義務教育の内容とされた職業技術の習得、宗教の原理や基本的な法律の読解のような文言は無く、制度自体が未熟であったこともあり、州全体に及ぶ実施とまではいかなかった⁴¹。このうち1855年、学校用金銭の宗派学校への使用禁止を州憲法に規定するに至ったことで、政教分離原則の採用された公教育制度が実現したとみることができよう。

2 ペンシルヴァニア州

1790年、ペンシルヴァニア州憲法の教育条項は、無償教育がもっぱら貧しい人々に提供されるべきとの政府の責務を明記して修正された⁴²。ペンシルヴァニア議会は、憲法上の義務を果たすために、貧民学校法を定め、1802年、1804年と1809年に法案を通過させた。この法律は、実際に州が所有もしくは経営する学校の設立を否定しなければ、政府が教育資金の乏しい私設慈善学校へ出席する貧しい子どもに関与するようなことはなかった。

しかし、貧しい子の親たちは、このような学校に出席する条件として、貧民であることを宣言することが求められたのである。これは、1802年法によると、救貧法に基づき民生委員が低所得の親たちに通知するように指示したことについて、もし彼らは貧困者であることを断言したならば、彼らの子どもは、私学か就学費無償の学校のどちらか一方に進学することができるというものであった。貧民学校法は、ひどく嫌われるものとなり、そして、明らかに違憲無効になると考えられていた。

フィラデルフィア協会は、チャリティー・スクールの創立と慈善支援をおこなった。そしてまた、より効果的にペンシルヴァニアの若者を教育することについて、広範な改革が強く主張された。フィラデルフィア協会は、貧民学校法の適用を免れる手段として地域自身の手での学校を設立させた。しかし、実際には、このような学校に出席できたのは、少数の子どもに限られた。

無償の公立学校の設置は、1824年に議会が公立学校体制を許可するために、学校参加選択の法を制定したことで弾みを得た。この法は、子どもの無償就学を3年間保障するものであった。しかしながら、1826年にこの法は廃止となり、古い貧民学校法が復活したのである。

ペンシルヴァニア協会は、無償の公立学校設置の立法活動に活動的で、公立学校の普及を促進していた努力が実を結び、1834年に無償学校法が制定された。この法の主な趣旨は、様々な学校区と全地区、州内における自治町と自治村を作り出したことと、および組織化された無償の公立学校か旧貧民学校法のもとで、学校教育を続ける選択の機会を与えたことである。

学校区選択制度が決定した年には、新法を承認するための投票制度が、987区中502区で実現されていた。北部の学校区は、ニュー・イングランド諸州の影響が強く、また、西部の学校区は、新しい制度のための投票制度という傾向が強かった。州の東・中央部にお

ける有力なドイツ系の郡行政区らは、新しい法が、①英語学校を認めた、②認められた教区学校の公立学校化を恐れた、および③これら学校の基金を提供することを命じた増税に異議を唱えるという理由で新しい法に反対していた。これらの集団は、無償学校法 (the free school law) を廃止するべく激しく争った。しかし、最終的には、①未完成の公教育への支配力、②無償な公立学校を設置する選択をすることのできる学校区への州基金援助の明文化、③地方税に対する権限、および④公立学校を支配する州監督権の仕組みなどを有する「さらに強力な無償学校法 (an even stronger free school law)」が立法化された。1836年には76%の学校区がこの法に従い、1847年になると88%の学校区がしたがっていた。1848年および1849年において、ペンシルヴァニア州立法府は、「州全体に対する無償の公教育制度に関する法律」を制定した。

1851年 Commonwealth v. Hartman 事件ペンシルヴァニア州最高裁判所判決において⁴³、裁判所は、州法に従い学校設立のために選出された6人の学校設立責任者が、貧しくても無償で教えることができる方法で学校の設置を進めるよう規定した1848年法と1849年法が違憲であることを理由に同法に従わずに学校を設立しなかったところ、憲法の明文がなくとも州全体に無償普通学校制度を設ける州立法府の権限と責務を認めて違憲ではないとして、彼らの主張を却下した。

この判決から20年以上経過してペンシルヴァニア州の政府は、ペンシルヴァニア州憲法の1873年修正として義務的な憲法責任のある無償の公立学校制度を供給する新しい憲法条項を規定した。州憲法の新しい条文は、立法府が州の要求を満たす完全かつ十分な公教育制度の維持と支援を規定するものとする、というもので、当時の他州で制定された教育条項と似たようなものであった。

3 ヴァージニア州

州憲法に教育条項の設定が無いからといって、教育条項の設定について全く議会などで論じられなかったというわけではない。1779年と1817年の二度、トマス・ジェファークソンによって立法案が州議会に提出されていた。最初の立案は、3年間の無償の公教育と有能な生徒に限り無償の中等教育を提供するという内容であったのだが、議会の支持を得られなく廃案となった。二度目も同様の内容のものであり、これも否決された。それでも、1819年にジェファークソンによって最初の公立大学であるヴァージニア州立大学が設置され、1851年になってようやく最初の無償公教育制度が誕生した。

ヴァージニア州は、奴隷制度とプランテーション産業により支えられている州であったため、南北戦争の際にアメリカ連合国に加盟した。一時期は同州のリッチモンドに首都がおかれ、激戦地であった。しかし、同州より現ウェスト・ヴァージニア州が、奴隷制度に対する考え方の転換により分離した。南北戦争終結後は、連邦政府の占領管理下におかれ1870年に連邦に復帰するまでに公教育規定を盛り込むことが採択され、具体的な内容の規定が設けられたのは、1870年改正によるものであった⁴⁴。

けれども、ヴァージニア州は、人種差別の根強い州であるため、1883年に民主党の保守派が州の政権を握って以降、1902年の憲法改正において教育現場における人種分離を規定した。その後次に改正するのは、人種分離廃止を示した1954年ブラウン事件判決から15

年以上経過した 1971 年のことである。

第 4 項 小 括

以上、第 1 節と第 2 節の検討によれば、植民地時代のアメリカは、公の学校教育というものが、イギリス国王の勅許状を得た各植民地政府とキリスト教宗派によって運営されていたことがわかった。また、ダートマス大学の自治の問題のように直接イギリス国王の勅許状をもって設置される場合があったことがわかる⁴⁵。すなわち、普通教育機関と高等教育機関の設置に関する事解することは、植民地に公的な施設を設置するという観点からイギリス国王から統治の勅許状を得た政府の権限であり、また後者が学校設置の勅許状を経た教育機関そのものが権限を有しているということであり、権力から権限を割譲されていたということである。国王や憲法といった権力により正当な形で権限をゆだねられて、学校教育の運営を認められたものが、教育の機会均等を実現する役割を担っていたということになる。

また、連邦憲法修正第 14 条の制定以前にいずれかの教育レベルで無償の公教育制度が州により実現されていたことは、金銭面において教育の機会均等が、実現されていたとみられよう。いいかえれば、“州民であれば”誰にでも教育をうける機会が、存在したことになる。

いずれの州も公教育の始まりは、良い州民であることとして聖書の読解力が必要である、というところからスタートしていた“近代的な公教育”であった。けれどもこれが、イギリスから独立して連邦に加盟することで、資金援助に対する連邦憲法上の政教分離が実施されることにより、宗教とは関係の無い“現代的な公教育”が実施されるようになってゆく。教育の機会均等の観点からアメリカの公教育の基本枠組みが何かということ定義するならば、“州民”だれしもが善き州民であるためには、しっかりとした英語による文書の読解力を有していること、ということになる。いいかえれば、英語により書かれた連邦法および州法を正しく読解できることが連邦市民の条件であり、公教育はこれを実現するため州民だれしもがうける権利がある、ということになる。

特にマサチューセッツ州は、南北戦争が終結し連邦憲法修正第 14 条が制定される以前の時代のことはあるけれども、様々な面でアメリカの教育制度の法律化をリードする立場にいたとの理解ができよう⁴⁶。

¹ 茶会事件のあとに制定された、ボストン港法、マサチューセッツ統治法、裁判所法、宿舎法、ケベック法などの諸法を集めてこのように呼ばれている。

² 1774 年 9 月 5 日から 10 月 26 日まで開催。議長は、ヘンリー・ミドルトン (Henry Middleton)。

³ 1779 年にトマス・ジェファソンは、ヴァージニア議会で公教育の関する規定を提案する。この点については、後述の公教育の歴史にて説明することにする。

⁴ 憲法制定前後どちらも The United States of America であるのだが、合衆国憲法に「合衆国(合州国)」と「連邦」の明記があることから、ここでは便宜上の区別のために「アメリカ連合」としておきたい。

⁵ 以後の時代をみても、アメリカの景気は軍需によって左右されることが多いように思われる。アメリカ産業は、道具の発明とアメリカ国民の生活に直結しているとみてとれる。

-
- ⁶ 1785年の土地条令(An Ordinance for Ascertaining the Mode of Dispose of Lands in the Western Territory)は、北西部領地の土地処分の方法を定めており、「公立学校維持のためにタウンシップごとに第16号区が留保されなければならない」という文言を含む。
- ⁷ 1787年北西部領地条令(An Ordinance for the Government of the Territory of the United States Northwest of the River Ohio)は、この地方の統治機構に関する規定であり、連合加盟の際のオリジナル13州と同等の資格による加盟条件として、よき政治と人類の幸福のために必要なものである学校および教育施設が振興されるように義務付けている。
- ⁸ 1787年の西部領地の売却契約に関する条例(An Ordinance of 1787, for Contract of the Land in the Western Territory)は、同年オハイオ会社に対する国有地払い下げの条件の取り決めである。
- ⁹ 上原貞雄 『アメリカ教育行政の研究 - その中央集権化の傾向 - 』(東海大学出版会 1971年)22頁参照。
- ¹⁰ 上原・前掲書 14-49頁参照。
- ¹¹ 憲法制定会議という呼称は、後につけられた会議の名称である。
- ¹² James Madison, 1751 - 1836. 第4代アメリカ合衆国大統領。就任期間は1809年から1817年まで。
- ¹³ 例えば、ジョン・アダムス(John Adams, 1735-1826.)草案は、道徳だけでなく、知恵と知識はあまねく多くの人々の中に広まった、まずそれら権利と自由を維持することのために必要である；知恵と知識は国の様々な地域における教育の機会と利点の広がり依存すること、人々のどの階級においても、その立法府と統治者のすべきである義務、マサチューセッツ州の未来において、神学校でも大事にすることは文学と科学への関心；特にCambridge大学、町における公立学校とgrammar schoolである。
- ¹⁴ Alexander Hamilton, 1757 - 1804. 1788年に刊行された『ザ・フェデラリスト(The Federalist Papers)』の著者。憲法思想家、哲学者。今日の司法による違憲立法審査権の制度理論を作った。ハミルトンは、「1804年7月11日、ハミルトンのアーロン・バー・ジュニア(Aaron Burr, Jr., 1756-1836)に対する一連の信用失墜のための工作行為が原因とみられる決闘において命を落とした。
- ¹⁵ 批准されなかった2か条とは、①各州の下院議員の定数配分に関するもの、②連邦議会議員の報酬に関する法律の発行規定である。②については、1992年5月7日に連邦憲法修正第27条として成立した。
- ¹⁶ 22 U. S. (9 Wheat.) 1 (1824).
- ¹⁷ 17 U. S. (4 wheat.) 316 (1819).
- ¹⁸ 松井茂記 『アメリカ憲法入門 第7版』(有斐閣 2012年)74-5頁参照。
- ¹⁹ 松井・前掲書 75頁参照。
- ²⁰ 556 U. S. 729 (2009).
- ²¹ このことこそが、教育が連邦に中央集権化しているのか、あるいは州の教育自治権が尊重されているのかということにつながり、教育における基本的人権の平等保障の議論の重要な要素となると考えている。
- ²² 17 U. S. 518 (1819).
- ²³ The Congregational Church: ピューリタン派教会の一会派。1620年にPlymouth植民地にて結成され、各教会は自治制をとっている。
- ²⁴ 伝統的な学問の自由が尊重されたみれよう。また、公教育の場面における連邦憲法の最高法規条項と専断に深く関連した例ととらえることができよう。つまり、公教育を理由に、教育権限が州の専断事項であるにすぎなく独占する権限でないこと、および州が公教育を実施するための私権を制限する権限に限界があることがわかる。
- ²⁵ 松井・前掲書 147-9頁参照。
- ²⁶ 松井・前掲書 150頁参照。
- ²⁷ 松井・前掲書 65頁参照。
- ²⁸ 5 U. S. (1 Cranch) 137 (1803).

²⁹ 163 U.S. 537 (1896).

³⁰ 349 U.S. 294 (1955).

³¹ 田中・前掲書 222 頁参照。

³² 17 U.S. 316 (1819).

³³ 佐藤全 『アメリカ教育課程関係判決例の研究』(風間書房 1984 年)48 頁参照。

³⁴ けれども、1995 年以降、アメリカ合衆国は、最高裁判所判事レンキストの言葉にあるように、単一政府に類似する「中央集権連邦制」へと統治制度を変化させてきた(阿部・前掲書 122 頁)。また、アメリカ合衆国憲法は、現在まで教育の単語を含む明文規定を有していない。これについても、アメリカ合衆国内の公教育制度は、連邦憲法修正第 10 条「(条文)…」を根拠に州の権限であるということが一般的に広く知られている(千葉卓『教育をうける権利』17 頁)。アメリカ合衆国の公教育は、連邦教育省が設置されているにもかかわらず、各州独自の性格を有している州教育委員会を頂点に、地方学区の教育委員会がそれぞれの学校を直接管理する。アメリカの公教育は、一方で、州政府と地方自治体の普通教育課程に関する地方自治権を広く認め、他方で、連邦政府は財源にかかわることのみついて権限を有していると理解されている。しかし、教育の機会均等という議論においては、連邦の公教育制度の進展に伴い、中央集権化の傾向が強くなったとみれよう。

³⁵ 千葉・前掲書 18 頁参照。

³⁶ 17 U.S. 518 (1819).

³⁷ ピューリタン派教会の一会派。1620 年に Plymouth 植民地にて結成され、各教会は自治制をとっている。

³⁸ Horace Mann, 1796-1859. マンの業績は、①コモンスクール制度の確立、②教育とは鞭打つことでなく学習であるとしたことである。彼は奴隷廃止論者であったとみられている。彼は、「公教育は、宗派にとらわれず自由であり、そのころざしは社会的効率性すべきであり、市民の徳と個性によるものであるから、〔教育とは、〕むしろ単に宗教の教義を教えたり宣伝したりするものだというアメリカ人の心にある教育の概念から」変更することであると主張することで人々を信用させた。

³⁹ 59 Mass. (5 Cush.) 198 (1849).

⁴⁰ マサチューセッツ州には 1827 年に無償の学校が存在していた。さらに、無償学校に関する規定を最初に設けた州憲法は、インディアナ州のものである。

⁴¹ 兼子仁『教育法(新版)』(有斐閣 1978 年)94 頁参照。

⁴² 議会のすべきことは、州全域で貧しい人々が無償で教育を受けれるように、できるだけ速やかに法律によって学校を設立し提供しなければならないというものであった。

⁴³ 17 Pa. 118 (1851).

⁴⁴ 予算と出席を義務付ける州教育制度を確立した。

⁴⁵ 国王の勅許状という点からは、植民地時代に国王の勅許状を持って設置された高等教育機関は、州権力に匹敵する権限を有しているというようにとらえることが可能である。学問の自由の領域から今後十分に検討してみたいところである。

⁴⁶ マサチューセッツ州の教育史は、法解釈の点から重要な資料となると思われる。

第2章 教育の機会均等と人種分離

アメリカ連邦司法省は、学校教育の機会における差別が、人種あるいは出身国・民族、性別、宗教、障害者、そして英語を学ぶ生徒・学生に存在すると認識している。そして2011年12月2日、同省公民権課は、連邦教育省公民権局(OCR)との間で修正第14条、1964年公民権法第4編、第6編、および最新の判例法の枠組みに従い教育制度における多様性かつ孤立しない自発的な取り組みを一緒に追跡してゆくガイダンスを結んだ。

ゆえに、学校人種分離廃止の問題を歴史的観点よりみつめることを通じて、教育の機会均等は、どの程度実現されていればよいと考えていたか、ということが明らかになる。また、人種差別の問題である以上、憲法による保障の程度というものも同時に明らかになる。

本章以降は、公教育に関する差別の問題を取り扱い、教育の機会均等の場面の差別をそれぞれに分類したうえで、どのようにして区別と差別の境界を法的に決定しているのか概観する。具体的には、修正第14条の平等保護条項に関連して学校教育に関する差別の事件の中でも、連邦最高裁判所の取り扱った事件を用いる。けれども、連邦司法省が認識している公教育における差別のうち、宗教差別と障害者差別に関するセクションは、人種差別、性差別、年齢差別、能力に基づく差別、および言語に基づく差別のなかで、必要に応じて述べるにとどまる。

第1節 奴隷制度廃止による身分の平等と事実上の人種不平等

修正第14条は、州が司法権のおよぶ範囲にいるいかなる人に対してもの平等な保護を否定してはならないと規定していることから、学校区を含む州の下位行政区分にも適用される。教育の場面において問題となってきたのは、公権力が、「容姿による区別(facial discrimination)」で人々に提供してきた設備、条件、環境など、公的サービスの格差である。

基本的にこれらの問題は、大きく分けて①厳格審査基準、②中間審査基準(厳格な合理性の基準)、③緩やかな基準(合理性の基準)の三つの基準が、差別・区別の原因となる見ための区別の仕方により、いずれかの基準を一つ用いて審査されている。厳格審査基準を用いると違憲と判断されやすくなり、その反対である合理性の基準は合憲と判断されやすくなる。

そもそも、教育の機会均等と修正第14条の平等保障に関する公教育提供の問題で、もっとも歴史が古いのは、人種分離ないしは人種差別である。具体的には、「分離すれども平等」の原則のもとで、白人と黒人それぞれが同一の施設で同じ教室で学ぶことができないだけにとどまらず、同じ地域に住んでいても白人と黒人とでは入学できる学校がそれぞれ分けられており、バスによる強制輸送により居住地から離れた公立学校に出席せざるをえなく、その公立学校の施設設備とカリキュラムの充実度が違っているにもかかわらず、専用の学校が存在するというかたちの形式的平等が保たれていればよいという事実が存在していた。このような人種分離は、連邦憲法に違反すると判断したBrown事件以降でさえ、様々なパターンの人種に基づいて分離するという問題があり、たとえ人種分離廃止の方針

に基づき人種の人口比率の均衡のとれた統合学校に入学し形式的に統合の下での平等が実現されていても、居住地の近くの希望する学校に通うことができない、人種人口比率の均衡が保てないなど、平等保障と分離廃止が生み出した新たな平等の問題が生じている。

ここでは、連邦最高裁判所取り扱いの代表的な判決を概観することで、どのような問題が生じているのか、また、平等保障の法理は、現在どのようになっているのかみてみることにしよう。

第1項 南北戦争と奴隷解放宣言

独立後のアメリカは、奴隷制度が残っており、加えて北部と南部の大きな富の格差があった。奴隷制度の存続については、新たに州が加盟するたびに問題とされていた。北部は、工業地帯として発展したことにより裕福で奴隷制度の廃止が比較的早く進んだ。しかし、南部は農業地帯でそれほど裕福とはいえず、プランテーション農業であったため奴隷制度に基づく労働力は欠かすことができず、黒人奴隷は南部州の白人達の貴重な財産だったのである。

このような時代背景を映すかのように、1857年 Scott v. Standford 事件連邦最高裁判決¹は、主人の遺産相続に関連し財産とされている原告黒人が、北部自由地域に一度居住したことを根拠にミズーリ州において奴隷の身分から解放されたと主張した事件で、原告にミズーリ州では州籍がないことを根拠に訴える権利がないこと、そしてまた奴隷所有を禁止する州法が修正第5条財産権の適正手続を根拠に財産権を侵害すると違憲の判断を下した。トニー・コート²において判断されたこの事件は、南北戦争と深くかかわるもので、この判決で黒人が市民か奴隷かを問われたことは、この先の法理論の発展に非常に重要な意義を持つことになる。

1861年から1865年に始まった南北戦争 (American Civil War)³は、エイブラハム・リンカーンの大統領当選後、奴隷制度問題と貿易政策問題の対立を理由に南部の11州が分裂しアメリカ連合を結成して始まった内戦である。戦局は、一時は南部の軍がワシントン D.C. に迫るなど優勢であったが、工業力に優る北部が一気に盛り返したことで決着が付いた。しかしながらこの戦争は、アメリカ史上最大の戦死者を出すものだった。

奴隷解放宣言に向けた動きは、開戦当初の1861年に始まっており、内線さなかの1863年の奴隷解放宣言によって明らかなものとなる。南北戦争終結後の1866年、連邦議会は、憲法の修正条項追加に先立ち公民権法(1866 of Civil Rights Act)を制定した。次いで、奴隷制度廃止や公民権の付与、黒人男性への参政権の付与を中心とした第13条から第15条までの憲法修正条項を追加したことで、連邦憲法の下で奴隷解放が実現した⁴。教育面では、1867年には、連邦行政機関のひとつとして教育局 (Department of Education) が設置された⁵。

第2項 修正第14条の制定と「分離すれども平等」の法理

修正第14条は、黒人に対する差別・奴隷制度をなくすために1868年に制定された⁶。ま

た同法は、先駆けて制定された 1866 年公民権法の廃止を防ぐという目的を⁷、そして修正第 5 条の適正手続条項の解釈と峻別する目的⁸を同時に持ち合わせていた⁹。この修正第 14 条の制定は、1857 年 Scott v. Standford 事件判決¹⁰を覆すことになった。

修正第 14 条の意味は、1872 年の The Slaughter-House Cases 事件連邦最高裁判決¹¹において、市民の健康維持を目的として屠殺場の位置を定め一社独占とすることを定めた州法に対し、チェイス・コート¹²が合憲判決を下したにもかかわらず、①「合衆国の市民」と「州の市民」の区別を確立し、州の市民の保護を意図していないこと、②適正手続条項は、人種を理由に差別する州の行為を禁止したものであるということが判示され、憲法による人種平等が修正第 14 条は、全ての人が、①州の行政上の公正な取り扱いと保護を受けること、および②法の前に平等であることという 2 つの思想を含んでおり¹³、「適正手続(du process)」と「平等保護(equal protection)」の原則を規定していると解した¹⁴。

この事件以降、連邦最高裁判所の人種差別に対する修正第 14 条の解釈に関して、ウェイト・コート¹⁵の時代には、1880 年 Strauder v. West Virginia 事件判決¹⁶において、黒人に陪審員の資格を与えていないを差別した州法を違憲無効とし、また 1886 年 Wick Yo v. Hopkins 事件判決¹⁷において中国系の移民に営業許可を与えないサンフランシスコ市当局の措置が差別ゆえに違憲無効であるとしていた。また、1883 年 Civil Rights Cases 事件判決¹⁸において、修正第 14 条の適用範囲は、同条項が州に対する禁止規定で私人の権利侵害にまで及ばないことを示した。

こうした公権力による人種差別が修正第 14 条平等条項に違反するとの解釈が定着してきたにもかかわらず、フラワー・コート¹⁹は、連邦憲法の法解釈の歴史上重要な事件の一つである 1896 年 Plessy v. Ferguson 事件連邦最高裁判決²⁰において、Robert v. City of Boston 事件マサチューセッツ州最高裁判決²¹で示された「分離すれども平等」の解釈を支持したうえで²²、ルイジアナ州法に基づき要求された鉄道列車普通席の乗客の人種差別を適法との判決を下し、以降 60 年以上もの間、人種平等保護のリーディング・ケースとされてきた事件である。問題とされたルイジアナ州法は、州法に違反した黒人に対し、25 ドルの罰金と 20 日間の投獄という刑罰を課したもので、別の人種(本件は白人)に確保した普通席あるいは車室を利用した個人、または、適切な座席指定をしなかった鉄道職員のどちらかが一方的に罰せられるもので、この州法が認める唯一の例外は、別の人種の子どもの付き添う看護師に限られていた。連邦最高裁判所は、公設鉄道において黒人と白人の両方に座席設備があれば、別々でも不平等にならず、修正第 14 条違反とならないとの判決を下した。これにより「分離すれども平等」の憲法法理が認められ、有色人種を理由にした事実上の不平等が認められたのである。もっとも、Plessy 事件判決では、「設備の質」が争点とされるまでに至らず、もっぱら公の設ける制度や設備を利用できるのか否かに注目があつまっていた²³。

以降、「分離すれども平等」は、修正 14 条により保障されたものとして認められたものとされた。19 世紀から 20 世紀初めにかけて、差別されていた個人、集団と団体は、平等な教育の機会および統合した学校の設置を望んでいたにもかかわらず、人種分離しないことが制定法違反となる現実が存在したために、統合学校制度がほとんど発展しなかった。

第3項 教育の機会均等と事実上の人種不平等

修正第14条は、修正第10条と同様に連邦のみならず州に関してもどのように手続きをして保護するのかということを明記していない²⁴。けれども、修正第14条は、いかなる人に対しての平等な保護を州が否定してはならないと規定している。これは、学校区を含む州の下位行政区分にも適用されることを示している。今日までに教育の場面で問題にされてきた差別は、「容姿による差別 (Facial discrimination)」が、いかなる基準の下で公権力の提供する設備、条件、環境など、公的サービスに生じている格差を見ないふりをしてきたかどうかであった。

1899年、黒人専用学校のみ廃校が問題となった *Cumming v. Richmond County Board of Educ.* 事件判決²⁵は、*Plessy* 事件判決の法理が学校教育の場面において初めて適用された判決である。本件は、ジョージア州リッチモンド郡教育委員会が、白人と黒人それぞれに専用として維持してきた高等学校のうち、黒人専用学校のみ廃校にしたことから、黒人側は、学校の復活を求めて裁判所に提訴したにもかかわらず、ハーラン判事が意見を述べ、高校は無償の対象領域ではなく²⁶、かつジョージア州憲法第8条第1項²⁷においてすべての子どもが通える学校が無償であることを前提に人種分離教育を認めていることから復活が認められなかった。加えて、人種分離の合憲性を直接判断するものではなかったものの、教育は州の専権事項であり、かつ州の税金により運営される公立学校が、連邦憲法の保障する権利を無視していることが明らかにされない限り、公立学校の維持に連邦は関与できず、州の権限内で判断されることが述べられている²⁸。

さらに、法律に基づいた人種分離の実施は、公立学校にとどまらず私立大学にも及んでいた。1908年、私立学校における人種統合教育の禁止を問題にした *Berea College v. Commonwealth of Kentucky* 事件連邦最高裁判決²⁹は、私立単科大学において人種分離教育を実施していなかったところ、統合教育禁止の法律が制定され、これに従わない私立学校をこの禁止法に基づいて起訴したというものであり、統合教育禁止法が修正第14条に違反するか否かが争われた。裁判所は、州の認可した団体が絶対的な統制権限を有する以上、州が私立学校に対して人種分離を要求する法は違憲としないと判断した。さらに、人種分離の問題は、白人と黒人に限定されるものではなかった。1927年、有色人種の白人学校入学拒否を問題にした *Gong Lum v. Rice* 事件連邦最高裁判決³⁰において、タフト・コート³¹は、州が法によって有色人種の学校を指定していることは同様の施設が存在する限り平等保護条項に違反せず、州は、黒人と同様に有色人種(中国人)の子どもを分離する権限を有すると下級審判決を支持した。このように、人種、いいかえれば肌の色を根拠とした利用可能な公共施設の区別は、憲法違反にはならなかった。

このように、*Plessy* 事件判決以降30年ほどは、肌の色を基準に人種分離が行われていた。しかしながら、*Plessy* 事件の際に問題にしなかった“設備の質”が事実上の不平等であり人種差別につながっているということが、次第に明らかにされるようになってくる。1938年、黒人大学学部の未整備を問題にした *Missouri ex rel. Gaines v. Canada* 事件連邦最高裁判決において³²、ヒューズ・コート³³は、黒人のための施設が未整備であるならば、州内の整備された白人の施設に入学許可をされねばならないということを前提に、大学施

設が未整備であるにもかかわらず、他州の大学に入学させる法をもって州内の大学への入学を拒否することは、修正第 14 条の平等保護条項に反して無効であると判断した。ここから、公教育の場面において Plessy 事件のもつ“緩やかな基準”は、人種領域に適用する場合における“設備の質”に対する厳格さを解釈することを要求されるようになってゆくのである。

もつとも、この時代は、カリキュラムの充実度や質の良さはのちの時代の課題とされながら、“人種で分離されていても学校が設置されている”というならば、教育のをうける機会が平等に実現されていると解釈されていたとまとめることができよう。また、直接が論じられずに、人種差別の法律問題に付随していたり、傍論であったりというように、教育法問題というよりは人種分離廃止問題の一部だったと解することができるのである。

¹ 60 U.S. (19 How.) 393 (1857).

² Taney Court 1836-64. Roger Brooke Taney (1777-1864)。第 5 代首席裁判官。彼は、奴隷制を擁護する立場の判事であった。

³ 奴隷制の存続を主張するアメリカ南部 11 州が合衆国を脱退してを結成した。北部 23 州との間で戦争となった。

⁴ 奴隷解放に関わる修正条項の制定は、Dred Scott v. Sandford, 60 U.S. (19 How.) 393 (1857) 事件判決の「アフリカ人の子孫は、奴隷であるか否かに関係なく合衆国市民にならない。したがって訴える権利もない」という判例を覆すことにつながった。

⁵ 教育局は、1953 年に保険・教育・福祉省となり、1979 年カーター大統領の署名により、1980 年の連邦教育省組織法に基づき、現在の連邦教育省の設置へとつながる。

⁶ 修正第 15 条は、1870 年に批准され、投票権の差別扱いを禁じている

⁷ 戸松秀典 「平等保護と司法審査」『国家学会雑誌』第 90 巻 352 頁参照。

⁸ 戸松・前掲書 354 頁参照。

⁹ そうであるにもかかわらず、1954 年 Bolling v. Sharpe 事件判決において修正第 5 条適正手続条項の保護する自由に平等保護が含まれるとしている。

¹⁰ 60 U.S. (19 How.) 393 (1857).

¹¹ 83 U.S. (16 Wall.) 36 (1872).

¹² Chase Court 1864-73. Salmon Portland Chase (1808-73)。第 6 代首席裁判官。彼は奴隷解放論者であった。

¹³ 戸松・前掲書 350 頁

¹⁴ コロンビア特別区などの連邦政府直轄地の行為に関しては、修正 5 条が適用されることが後に示される。

¹⁵ Waite Court 1874-88. Morrison Remick Waite (1816-88)。第 7 代首席裁判官。

¹⁶ 100 U.S. (10 Otto) 303 (1880).

¹⁷ 118 U.S. 356 (1886).

¹⁸ 109 U.S. 3 (1883).

¹⁹ Fuller Court 1888-1910. Melville Weston Fuller (1833-1910)。第 8 代首席裁判官。

²⁰ 163 U.S. 537 (1896).

²¹ 59 Mass. (5 Cush.) 198 (1849).

²² 163 U.S. 537, at 544-545.

²³ Plessy 事件判決の理論は、1930 年代より人種分離に厳格、しかし、1954 年に Brown 事件連邦最高裁判所判決が出されるまで事実上の不平等の扱いを認める法理として採用されてきた。

²⁴ 田中耕太郎 『教育基本法の理論』(有斐閣 1961 年) 173 頁参照。

²⁵ 175 U.S. 528 (1899).

²⁶ Ibid. at 542.

²⁷ The Constitution of Georgia of 1877, Art. 8, 1 “There shall be a thorough system

of common schools for the education of children in the elementary branches of an English education only, as nearly uniform as practicable, the expenses of which shall be provided for by taxation, or otherwise. The schools shall be free to all children of the state, but separate schools shall be provided for the white and colored races.”
とあり、公立学校の授業が英語で行われることが示されている。

²⁸ Ibid. at 545.

²⁹ 211 U.S. 45 (1908).

³⁰ 275 U.S. 78 (1927).

³¹ Taft Court 1921-30. William Howard Taft (1857-1930)。第10代首席裁判官、また共和党出身の第27代大統領(任期1909-13年)。

³² 305 U.S. 337 (1938).

³³ Hughes Court 1930-41. Charles Evans Hughes (1862-1948)。第11代首席裁判官。

第2節 教育施設の利用と人種分離の禁止

第二次世界大戦を終えるまで、アメリカの人種分離の問題は、“緩やかな基準”のもとで州政府の合理的な判断に基づくものであるとして、合憲と判断されることがほとんどだった。世界大戦時は、敵国思想排除のためにアメリカナイゼーションが進められると、敵国を母国とする移民の母国語の使用を禁じたり、敵国を母国とする移民を強制収容所に集めて隔離する政策がとられていた。しかし、1944年、このような特定の移民に対する強制収容がストーン・コート¹において「疑わしい分類(a suspect class)」に関する *Korematsu v. U.S.* 事件連邦最高裁判決が出された²。この事件は、日本人の強制移転命令を争ったものであり、このときは合憲判断が下されている。そして、第二次世界大戦が終わると、積極的に“事実上は不平等”であるということを証明する憲法審査基準が適用されるようになる。

この「疑わしい分類」は、人種(race)、肌の色(color)、外国人、出身国・民族(national origin)に注目しており、分離問題に対し憲法上「疑わしい分類」とカテゴリーされたうえで厳格審査基準を適用して原則違憲の疑いがあるとして扱われる³。この分類方法を利用したグループ分けや入学先の学校当局による決定が合憲・合法となるためには、「やむにやまれぬ政府の利益(a compelling government interest)」が存在し、かつ「緻密に詠えられたもの(narrowly tailored)」であるという2段階の理由づけが必要となる。後述するように、これが性別に関する事件として取り扱われるのであるならば、厳格な合理性の基準により審査する問題とされ、人種差別に比べて緩やかな判断基準が用いられることがある

第1項 高等教育施設の利用と Plessy 事件法理適用の見直し

ヴィンソン・コートの時代になると、高等教育機関における人種分離を認めない判決が出されるようになった。1948年 *Sipuel v. Bd. of Regents* 事件連邦最高裁判決は⁴、オクラホマ州の納税者かつ国家が提供する専門的な法学教育を受ける資格のある黒人女性が、有色人種であることを理由にオクラホマ州唯一のオクラホマ州立大学のロー・スクールへの入学を拒否された事件である。州地方裁判所は、職務執行令状拒否し、州最高裁判所は、地方裁判所の判決を支持した。しかしながら、連邦最高裁判所は *Missouri ex rel. Gaines* 事件判決を引用し⁵、州教育機関よりもたらされる法学教育は白人に限られたものではなく、彼女には、州教育機関によりもたらされる法学教育を受ける権利があり、州は修正第14条の平等保護条項に従って白人と同様に提供しなければならないと判決した。

1950年、学校内における人種分離を問題にした *McLaurin v. Oklahoma State Regents for Higher Educ.* 事件連邦最高裁判決⁶は、修士号を持つオクラホマ州の黒人市民である原告が、州立の白人大学の大学院の博士課程への入学を希望したところ、当初は州法に基づき入学を拒否されたが、彼の起こした訴訟において連邦地裁判決が訴えを認め州は法律改正し、黒人の白人学校への入学が認められた。しかし、就学の条件として、黒人学生は、授業、図書館、食堂の利用に際して教室や座席を白人学生と分離された条件で使用することとされ、学校内で白人学生と分離されて異なる扱いをうけることになった。連邦最高裁は、人

種に基づいて学生の待遇に違いを設けて内部で差別すると、修正第 14 条の平等保護の観点から黒人学生の教育の機会均等の権利を奪うことになり、したがって黒人学生は州立の白人大学の大学院入学を許可されたならば、白人学生と同じ待遇としなければならないと判決した。

同年、テキサス州において黒人のロー・スクール入学希望者が、黒人の設備が白人の設備に劣ることを理由に、白人のロー・スクールに入学の許可を求めたところ、黒人であることを理由に入学を拒否された Sweet v. Painter 事件連邦最高裁判決は、人種に基づく教育設備の「質」の違いを問題したものであり、連邦最高裁判所は、両方のロー・スクールの、教員数、カリキュラム数、専門講義受講の機会、学生の能力、図書館の規模、演習その他の活動の利用について、はるかに白人の施設・設備が優れており、黒人の教育の機会均等に実質的な不平等が認められる以上、修正第 14 条による平等保護の要求から白人の施設に入学が許可されるべきとの結論を下した⁷。

第 2 項 普通教育施設の利用と Brown 事件判決の法理の登場

Plessy 事件以降に使われるようになった「分離すれども平等」の法理は、民主党選出の裁判官 9 名で構成されたヴィンソン・コートの時代に高等教育機関における学校人種分離廃止の法理の解釈が示されたことに続き、普通教育における法理の取り扱いを見直しする機会が訪れた。この機会は、1954 年に連邦最高裁判所が 4 つの州(カンザス州、サウス・カロライナ州、ヴァージニア州、およびデラウェア州)の事件をひとまとめにし、Brown v. Board of Education I (1954)⁸/II (1955)⁹事件判決を通じて学校人種分離に対する「分離すれども平等」の法理に結論を下した。このとき後の連邦最高裁判事となるマーシャルは、原告らの首席弁護士を務めていたのである。これらの事件は、各々の事件に条件と事実の違いがあったけれども、各々の州のマイノリティの子どもらが、分離されない公立学校への入学を得るために修正第 14 条の下で裁判所に救済をもとめたという点で一致していた。

Brown I / II 事件判決において、ウォーレン連邦最高裁判所長官は、州と地方政府の最も重要な役割が教育であること、全員一致で分離すれども平等の理論を否認すること、そしてまた人種的に分離した学校が本質的に不平等であることを示した。つまり、Brown I 事件連邦最高裁判決は、人種分離そのものが不平等であり、これに基づく分離教育施設が本質的に不平等であると述べ、公立学校における人種差別を違憲と判断した。最高裁判所は、この判決の示唆的な衝撃と直接救済が困難であることを理由に、統合した統一学校区の中で法的に分離した二つの学校区を転換する方法を考えている法廷助言者の声明を要求することで、一年間履行命令を遅らせた。翌年、連邦最高裁判所は、Brown II 事件を通じて最終的な結論を下した。連邦最高裁判所は、裁判所が、救済命令を実施するにあたり、公的要請と私的要請を調整し調和する手段を持つ equity の法理に従うよう指示した。これは、一方で、差別のない原則に基づき、原告個人の時間的な利益を尊重するために実施可能な早い時期を、他方で、裁判所は、組織的かつ効果的な方法で障害を取り除くために、公益を考慮するよう指示した。さらに裁判所は、学校人種分離廃止制度に移行するための問題対処、および計画案の妥当性の事件の審理の管轄権を維持することを義務づけた。すなわち、

Brown II 事件判決は、裁判所が、たとえそれが明確な時間枠が要求されること、もしくは広い地域の統合が命令されることに関してほとんど手引きを与えていなくとも、ふたつをひとつに統合するよう「できるだけ慎重に素早く (with all deliberate speed)」行動しなければならないということを決定したのである。

人種分離廃止という観点から、Brown 事件判決が出されたことにより、Plessy 事件判決以来続いた「分離すれども平等」の法理が変更され、人種で分けられていても同じ形式の設備さえあれば差別にならないという法理から、原則として人種で分けることなく同じ質の設備が整っていることが認められなければ差別になるという法理が採用されていくことになる。また、本判決により、連邦憲法に明記のない教育事項の管轄権は、司法権の積極性ゆだねられると解されるようになった。

Brown I 事件と同日判決である 1954 年 *Bolling v. Sharpe* 事件連邦最高裁判決は、ワシントン D. C. における分離教育の問題を取り扱ったものである¹⁰。過去、連邦最高裁判所は、修正第 5 条は平等保護を含まず、修正第 14 条は州にのみ適用されるが原則として立法者の意思が尊重されるということを前提に、生命、自由、もしくは財産を剥奪する法律に合理性を見出すことができなければ適正手続条項に違反すると仮定し、司法審査によって合憲性を問うことが可能と述べ適用することはなかった¹¹。この理由には、修正第 14 条の適正手続条項は、修正第 5 条の適正手続条項と法の趣旨を異にすることで制定され、特に修正第 5 条は平等条項を含まないという点で適正手続条項に関わるかたちで棲み分けされていた。しかし、同判決が出されたことで、修正第 5 条の適正手続条項の保護する自由に平等保護が含まれると解釈し、首都ワシントンの分離学校教育制度が違憲であるとの結論を下した。さらに同年判決である *Hernandez v. Texas* 事件連邦最高裁判決は¹²、連邦にいるメキシコ系アメリカ人およびその他全ての人種集団が、修正第 14 条に基づく平等保護を有するという結論を下しているのである。

1958 年 *Cooper v. Aaron* 事件連邦最高裁判決は、州が連邦裁判所判例に従う義務があること、および州が連邦最高裁判所判例に従わなくても裁判所が強制できるという結論を下した¹³。また、本件は、修正第 14 条に基づく決定は、いかなる州憲法および州法にたいしても専断することを述べた。つまり、修正第 14 条に基づいて判決された Brown 事件の法理は、最高法規である以上、この法理に反するものは違憲として取り扱われることが示された。

この判決によって Brown 事件判決の法理が後押しされたことにより、連邦裁判所の公立学校に対する監督権が確固たるものとなり、学校人種分離廃止に向けて司法権の介入による積極的是正措置 (Affirmative Action) が取られるようになってゆくのである。

¹ Stone Court 1941-46. Harlan Fiske Stone (1872-1946) 第 12 代首席判事。

² 323 U.S. 214 (1944).

³ 疑わしき分類 (suspect class) は、厳格審査の基準が適用される。①民族・出身国: *Koremats v. U.S.*, 323 U.S. 214 (1944)、②人種: *Hunter v. Erickson*, 393 U.S. 385 (1969)、③在留外国人: *Graham v. Richardson*, 403 U.S. 365 (1971)。が、リーディング・ケースとなっている。しかし、外国人に関しては例外がある。

⁴ 332 U.S. 631 (1948).

⁵ 305 U.S. 337 (1938).

⁶ 339 U.S. 637 (1950).

⁷ 339 U.S. 629 (1950).

⁸ 347 U.S. 483 (1954).

⁹ 349 U.S. 294 (1955).

¹⁰ 347 U.S. 497 (1954).

¹¹ U.S. v. Carolene Products Co., 304 U.S. 144 (1938).

¹² 347 U.S. 475 (1954).

¹³ 358 U.S. 1 (1958).

第3節 教育の機会均等と学校人種分離廃止

第2節でみてきたように、Brown 事件判決は、これまで別々の施設により白人と黒人(非白人)を分離してきた公立学校の人種分離廃止に新しい局面をもたらした。これにより、これまで州と地方の専権事項とされてきた公教育に対する権限は、判例法理に基づく平等保護条項の適用を根拠とした連邦政府により積極的な関与を受けることになる。この関与は、連邦資金の利用を通じたもので、新しい差別の問題を生み出していくことになる。

第1項 教育の機会均等と大統領の取り組み

1957年10月4日、ソビエト連邦は、アメリカに先駆けて「スプートニク1号」を地球周回軌道に投入し、人類最初の人工衛星の打ち上げに成功した。当時、のちに東西冷戦といわれた時代であり、弾道ミサイル搭載型潜水艦などの軍事装備品・兵器開発でもソビエトに遅れをとっていたアメリカではあったのだが、それでもなおアメリカこそが宇宙開発の最先端にいると自負していた中での出来事であった。同年10月9日、アイゼンハワー大統領は、ソビエトの科学技術の水準の高さを認め、11月7日、国家総動員で科学技術の向上する計画を発表した。そして12月6日、急遽「ヴァンガード計画」を遂行し、試験用衛星を搭載したヴァンガード・ロケット(1955年より開発開始)の打ち上げに挑戦し失敗、アメリカ全体が大きなショックを受けた。アイゼンハワー大統領は、1958年にソビエト連邦へ教育視察団を派遣し、同年9月2日、国家防衛教育法(National Defence Education Act)が制定された。

国家防衛教育法(NDEA)は、政府に対し、①大学生貸費・大学院生給付の奨学金、②理科、数学、外国語教育の振興、③ガイダンス・カウンセリング・テスト - 英才の発見と奨励、④特定分野の専門家・教員の養成、⑤メディア等の活用の研究、⑥学術情報活用、⑦州の教育統制調査事務の助成を行うことを要請する¹。同法はまた、従来、州の専権事項である学校教育に対し、連邦憲法上財政支援能力のみが認められてきた連邦政府に、財政支援を理由に教育権限と責任を認め、教育の連邦中央集権化による画一化を進めるものであった。これを機に、米ソの宇宙開発競争が始まり、アメリカは、戦力、科学、教育、の強化・再編に取り組んだ。宇宙開発競争は、1969年のアポロ計画の月面着陸成功によって収束したとみられている。連邦法により連邦資金を強化することで、優れた人材を育てる、もしくは確保するという基本方針が打ち立てられたことは、連邦政府主導で人種分離廃止が積極的に進められる要因となった。

1963年、ケネディ大統領は、「純真な正義は、納税者という全ての人種による公的資金を利用して、人種差別の奨励、確立、助成金を支給し、あるいは決定などを形づくることに使ってはいけないということを要求する」²と連邦議会で述べて改正公民権法の制定を進めていた。しかし、暗殺されたことによりケネディ大統領本人の署名による実現とはならなかった。副大統領だった後任のジョンソン大統領が、ケネディ大統領の職務を引き継いで大統領に昇格し、1964年に公民権法を改正した。同法第4編は、公立初等中等学校及び高等学習機関による人種、肌の色、性別、宗教、出身国に基づく差別を禁止する³。また、

同法第 6 編は、「合衆国の人は、人種、肌の色、および出身国を根拠に連邦資金援助を受ける何らかのプログラム、または活動について、参加させない、恩恵を与えない、ならびに差別にさらされるべきでない」⁴ということの規定する⁵。さらに、さらにこの条文は、仮に何らかの活動が連邦資金により援助される(例えば特別教育)ならば、学区の隅から隅までに従うことを要求する。この強化された公民権法第 6 編は、人種差別に対する連邦政府の権限を強め中央集権化が進む要となる。また、訴訟における第 6 編は、差別が修正第 14 条が適用されない場面でも、修正第 14 条と同様の精神を有する第 6 編の適用により連邦法違反と判断され救済が行われる。

さらにジョンソン大統領は、1965 年、NDEA の改定し、初等中等教育法(ESEA)と高等教育法(HEA)を制定した。ESEA は、初等中等教育に向けられた法律で地方学区当局、教材、教育業務、教育学者の養成、州教育当局の財政支援を規定していた。HEA は、高等教育に向けられた法律で、大学に関わる財政支援を定めた法律であり、また、初等中等学校教師の関する事業はこちらに含まれていた。

第 2 項 教育の機会均等と人種統合

1964 年 Griffin v. County School Board of Prince Edward County 事件判決は⁶、州の学校人種分離法が修正第 14 条の平等保護条項に違反するとして憲法上容認できないという結論を連邦最高裁判所が下した事案である。群学区が人種分離廃止のための迅速な対応として、ただただ学校を閉鎖することは、“必要かつ適切な措置を迅速に講じる”という Brow 判決の指示に沿ったものとして認められないと、施設の閉鎖が差別の解消に役立たないとの見解を示した。

しかし、Brown 事件判決後の約 10 年の南部州らは、連邦最高裁判所が、リトルロックにおける学校分離廃止を物理的に防ぐ州当局のとりくみ、およびヴァージニア州の郡にあるひとつの公立学校閉鎖による統合を無効にするなど、Brown 事件の法理に沿って学校人種分離制度の廃止を命じてきたにもかかわらず、黒人奴隷制度の歴史的背景が根強く残っているためか、いくつかの露骨な違反を認めずに連邦最高裁判所の判断に従おうとしなかった。

このような状況でも連邦最高裁判所は、仮に再分離の後で該当する人種が過半数に満たないことで学校に入学できた場合、生徒らに元々いた学校に戻る選択を認めたノックスヴィルの政策を無効にし、そしてまた、アーカンサス州フォート・スミスの「一年度につき一学年(飛び級禁止)プラン」に憲法違反があることを見つけた。下級審では、これらの人種分離廃止に逆行する制度の実施について「できるだけ迅速」の取り組みが弱いということをはっきりと示す証拠を見つけることができなければ、Brown 事件の法理を適用し憲法違反としてこなかった⁷。

Brown 事件の法理がなかなか広まらなかった理由は、証拠の発見ができなかったからではない。実際に、多くの下級審裁判所は、仮に違反を見つけられたとしても、コンプライアンスについての手引き不足を考慮し、統合への障害を除去するための命令をためらっていた。下級審の人種分離への取り組みが停滞する中、1968 年の Green v. County School

Board 事件連邦最高裁判決⁸において、ウォーレン・コートは、ヴァージニア州の小さな学区で採用した「自由選択プラン(a freedom-of-choice plan)」を検討した。この学区は、アフリカ系アメリカ人用、および白人用の幼稚園から12学年までの二校のみを歴史的に運営してきた。そのため、越境入学することなく人種分離を解消するために、教育委員会は、この二校のうちのどちらか一方の学校に出席することを許すプランを実施した。プラン実施のすぐあとから3年間、白人の子どもたちのなかに、アフリカ系アメリカ人用学校に入学した子が誰もおらず、これに対して、少数のアフリカ系アメリカ人の子どもは、白人用学校に入学していた。学区は、何らかの結果として生じた差別の原因が、個人の選択権に由来していて、政府行為に由来していないこと、およびそれゆえに許されたと主張した。この主張に対する最高裁判所の判断は、このプランに含まれる問題は、プランが違憲であるということではなく、プランが単純に学校統合を達成していなかったということであるとして主張を退けた。結果として、学区は、「現実的かつただちに効果の及ぶ(realistically to work and to work now)」ことを約束した新しいプランによる改善を命じられた。この判決により裁判所は、学校当局が、生徒のからだ、能力、および職員の構成、輸送手段、課外活動、設備において、学校で人種の身分が特定できることを削除しなければならないと決定した。これらの6要素は、今日も採用されており、そしてまた「Green事件の基準(the Green criteria)」といわれている。

バーガー・コート⁹に変わった翌年の1971年Swann v. Charlotte-Mecklenburg Bd. of Educ. 事件連邦最高裁判決¹⁰において、裁判所は、学校における人種構成を71~29%に収めるための人種分離の廃止の手立てが、人種の割り当て、単一人種の学校、通学区域、輸送手段と関連して十分だとされなければならないけれども、この多くは、施設の建設、および教職員と生徒学生の人数を整えることに換算して、毎年、生徒の体を人種基準に用いて調整していくことは憲法上許されるという基準を全員一致で追加した。つまり、人種分離が合法となる“合理性”がどこにあったのかということが示されたのである。

Green事件とSwann事件による人種分離廃止の二段基準が成立したことは、1970年以降の南部の州において人種分離廃止が実現され、加えて人種分離廃止のために連邦裁判所が広い権限を行使するようになった。こういった司法の人種分離廃止への積極的な姿勢は、連邦政府機関が第6編を根拠に学区資金を打ち切るといった警告を増加させていくのである。

学校人種分離廃止を実現する方法には、学区という統治の境界線を越えて生徒をやりとりするという救済が存在する¹¹。この背景には、アメリカの多くの都市学区が、「白人の郊外転出」と「越境」を含めた様々な理由に起因するマイノリティ人口の実数と割合の双方の増加を経験したことにある。このような地域間における統合は、いずれかの人種が強い存在感を示した場合に“疑わしい区分”となる。結果として、多くの裁判所は、ひとつの人種の学区を加えて人種統合が達成できるならば、近接する学区は生徒の転校または強制バス輸送プランを伴わなければならないという判断を下してきた。

1972年、こういった裁判所の強制バス輸送命令が財政の大きな負担となっていることを受けて、ニクソン大統領は、下級裁判所命令による新しいバス通学への資金援助の一時停止を行い、人種差別撤廃の観点から教育機会均等法の成立を要請していた¹²。この法が、

1972年の教育修正条項 Title IX 教育機会均等法につながるものである。しかし、ニクソン大統領は、ウォーターゲート事件により弾劾されて失脚した。けれども、副大統領であった後任のフォード大統領は、ニクソンの政策を引き継いで下級裁判所命令による新しいバス通学の実施を棚上げにしてきた。そして、フォード大統領は、1974年に改正教育法(EEOA)を施行して、下級裁判所命令による新しいバス通学の実施をおこなったのである。

最高裁が関わってきた学校人種分離の問題は、事実上の分離から法律上の分離を区別するための要素とは何かということを残していた。この問題の答えは、もし制定法の二つのシステムが今までに一度も存在しないならば、原告はその分離した学校教育の存在ばかりでなく意図的な国家行為(intentional state action)に関連して提起される、または主張されるということも証明しなければならないということを示した1973年最高裁判決 *Keys v. Denver Sch. Dist. No. 1* 事件¹³において示された。

これまで、下級の連邦裁判所は、公務員の行為の自然な、蓋然的な、および予見可能な結果が分離状態を永続させるならば、不法な目的の根拠が立証できるとしてきた。他方で、別の事件では、実際には政策立案者が分離を強く望んでいるという明かされない証拠を要求していた。裁判所は、学区が差別的意図をもち罪に至ったのかどうかを見極める様々なプロセスがあるにもかかわらず、①政府決議の与える強い影響、②当局行為によるこれまでの差別の歴史、③手続上および実体上の逸脱の成立、ならびに④差別の申立てが世論、立法部門または行政部門においてつくられたのかどうか、というこれら4つのことを考慮にいった。裁判所は、差別的意図が証明されたならば、適切な法的救済の形成のため合理的に判断した。

しかしながら、背景に差別の歴史を持たない学区であったり、あるいは裁判所に監督されているにもかかわらずどちらか一方にあてはまる統合されていない学区である場合、裁判所は、将来的な人種の不均衡を指摘されていても合理的に判断しようとはしなかったのである。1974年 *Milliken v. Bradley (Milliken I)* 事件において、連邦最高裁は、第6巡回区の命令したインターナショナル・スクールの人種分離が全部の大都市地域に影響するという理由で、デトロイトと53郊外の学区への大都市圏におよぶ救済を批判し、原告による意図的な差別の立証を支持できない、および裁判所が憲法で保障されるよりも救済の範囲を広くすべきでないとしたうえで、デトロイトの制度がインターナショナル・スクールの人種分離を認めたのち、事件は、学区内の救済の公式化について差し戻しを命じられた¹⁴。

1976年 *Pasadena City Board of Education v. Spangler* 事件判決において連邦最高裁判所は、裁判所命令を満たす生徒の配置命令を履行することを有している学区が、人口比率50%以上のマイノリティ人種の学校における結果だった際、毎年救済の取組みを改訂する積極的是正の義務を有しないと判決した。地方裁判所は、「誰も過半数のマイノリティでない(no majority of any minority)」ルールへの修正の約束を準備してきた。それにもかかわらず、最高裁は、下級審判決により法律上の分離を指摘し審理されたけれども、命令を続けることで「ひとたび統合目的を達成すれば裁判所の権限を超える」と判決し、裁判所命令の限界を示した¹⁵。

Milliken I 事件より3年後、1977年 *Milliken v. Bradley (Milliken II)* 事件¹⁶において、

裁判所は、学校当局の任務のための枠組み基準を明確にした。この基準は、分離廃止救済の性質と範囲について、①憲法違反の性質と範囲に基づき決定されること、②差別的行為の被害者の学校区における地位が回復するように救済されること、および③州と学校当局自身の業務の運営において彼ら自身の利益を考慮に入れることを求め、救済プログラム、現職者の訓練とガイダンスとカウンセリングサービス、およびコミュニティーに関するプログラムのコストのうち半分を州が引き受けるよう命令したのである。

1978年 Regents of University of California v. Bakke 事件判決は¹⁷、カリフォルニア州立医大への入学を拒否された白人が、黒人の特別枠が平等保護条項違反であると争った事件である。この事件は連邦最高裁判所で4対4対1に分かれた。違憲と判断した側は、人種を考慮に入れること自体が違憲と考え、合憲と判断した側は、白人が多数派である以上少数派に適用される厳格審査を適用できず中間審査を適用することになるから合憲と判断した。残りの一人パウエル判事は、厳格審査を適用すると明言しながらも、修正第1条の学問の自由の保障に結び付けて多様性のある学生集団を確保するために人種を基準に合否判断するという「やむにやまれぬ利益」を認めることが可能だが、このこと以上に、特定の人種に対して明確な数字で特別枠を割り当てること自体が違憲となるとした。

この Bakke 事件は、人種の多様性の維持という新しい問題に対する指標となっていく。

第3項 連邦教育省の設置

1979年、カーター大統領は、連邦教育省組織法 (Department of Education Organization Act) に基づき、教育局、健康・教育・福祉省を分割して、連邦教育省 (United States Department of Education) を設置した。連邦省の規模は、約5000人の職員を抱え、最小クラスである。また、権限に関しても、教育局の時代からさほどの変化がなく、修正第10条に基づいた、教育は州の専権事項、という原則があるため、連邦基金プログラムの策定、連邦法に基づく政策の実施などである。また、教育長官の連邦政府における地位がわかる大統領権限の継承順位は、16番目、かつ大統領に昇格することがないというものである¹⁸。

連邦教育省の設置に続き、1980年にカーター大統領は、“Executive Order 12250”に署名した¹⁹。この命令は、法務長官の責務として、1964年公民権法第6編²⁰、1972年教育修正条項第9編²¹、1973年身体障害者法第504項²²はもとより、米国における何人も連邦資金を受け取るプログラムおよび組織活動において人種、肌の色、出身国、性別、障害、あるいは宗教に基づき差別することを禁止するというあらゆる連邦法を調和させるよう指示したものである。

カーター大統領の後任のレーガン大統領は、人種差別問題の解消に積極的であった。キング牧師の誕生日が国民の休日となったのは、在任中の1983年のことである。連邦の中央集権化が進んでゆく中で、財政負担を理由に連邦予算を半減させることで、州と地方レベルの裁量による実施を奨励した²³。これによれば、レーガン大統領による措置が講じられるまでは、連邦資金の投入金額が大きいところほど連邦の権限が強い、いいかえれば州・地方の権限が弱いということだったと解せるのである。

第4項 教育自治権の回復と財源の強化

連邦最高裁は、1968年のGreen事件判決ではっきりと示した学校職員の人種差別廃止が生徒の人種分離廃止救済に必要な要素であることをSwann事件などののちの判決で述べている。職員の問題は、人種に基づいた教職員の学校配置、および異動などの処置により表面化する

先に述べたのSwann事件連邦最高裁判決は、規定が二つの学校システムを排除するプランを明確に述べる地方学校当局の自由裁量を違憲に制限したと判決した。しかしながら、1982年Crawford v. Los Angeles Board of Education連邦最高裁判所判決は、法律上の分離で許された時のみ強制バス輸送を許可してきたカリフォルニア州において、州憲法修正を指示した時に、この選択は権限を与えられた²⁴。修正条項の採択に先立って州憲法は事実上ならびに法律上の学校人種分離を禁止した。このように全ての学校区における人種均衡を保証する救済プランを要求していること、人種の区別が行政活動以外の何かしらに基づく理由であるという場合にそれらを含んでいるということ。この目標は、多くの州居住者への高価かつ不評の両方の状態にあり、かつ結局は採用を取り下げられた。修正条項が異議を申し立てられた際に、裁判所は、カリフォルニア州が法律上分離した学校を合法に統合する義務を負わされたという結論を下した。マーシャル判事は、人種分離問題を取り扱った同日判決のWashington v. Seattle Sch. Dist. No.1事件判決²⁵を支持した判事たちの中で唯一、公立学校における事実上の分離に反対した州の保証の正当さを立証することの必要性があるとの見解を示して反対意見を述べている。

1986年、レンキスト・コート²⁶に代わってから出されたWygant v. Jackson Board of Education事件連邦最高裁判決は²⁷、人員整理前に雇われたマイノリティ教師の割合を保つための一時的解雇に基づいてマイノリティ教師に優先権のある保障を与えるとする学校区の取り決めた協約を無効にした。裁判所は、厳格審査基準を採用し、解雇の実施が修正14条に違反したと結論し、そしてまた、異議を申し立てた職員解雇政策についての正当とする証拠—マイノリティの模範の要求—がやむにやまれぬ利益の必要条件を欠いていること、および差別的な一時的解雇が緻密に眺めたものではないと結論を下した。Wygant事件判決は、裁判所の命令した統合で学校区に就任していたことを伴わないにもかかわらず、このような学校区において許されていたかもしれない人種のひいきの利用を信頼する理由がない。人種を基にした救済命令は、できるならば同一の憲法違反を改善する救済をしてよいとされた。しかしそれは、他の方法で救済することが可能だった。

たとえば、経費削減そのものが不可能、あるいは削減すると目標の達成が不可能となる場合、財源を増やすことが最良かつ当然の方策として実施されてきた。この増加資金は、地方税により賄われている。資金増加に関する裁判所の命令の限界を説明した1990年Missouri v. Jenkins(Jenkins II)事件連邦最高裁判決において、レンキスト・コートは、裁判所が増加の指示を直接するような命令がいけないのではなく、分離を救済する資金のためならば学校区に増税するよう命令できると説明した²⁸。しかしながら、当該学校区が関係する州法が原因となり税金をさらに増加することができないならば、裁判所は学校区に適用される規定を無効にする権限を有している。つまり、州法よりも裁判所命令

が優先されるということである。

Jenkins II 事件において教育自治権の復帰を認める指針が示された翌年、Board of Education v. Dowell 事件連邦最高裁判決が出された²⁹。連邦最高裁は、控訴審の原判決決定を無効にしていることに関する基準が必要以上に厳格であったとし、同時に地方学校制度の連邦の監督がえこひいきを救済する一時的な手段として唯一予定されているということを述べ、分離廃止プランの意義が、学校制度が平等条項に従って運営されていること、かつそれら前の方法に戻りそうでないということを一地裁が行なったこととして一発見していることを満たされるということ合理的に判断した。さらに裁判所は、連邦の司法は、教育委員会が誠実に分離は医師の権限を含んで従ってきた場合に、および実用の限界に過去の優先待遇の形跡を取り除いてきた場合に、学区の監督を終わらせるべきだろうという結論を下したうえで、Green 事件において示された六つの要素を評価すること、およびオクラホマ・シティにおける現実の住所分離が民間決定の製作と経済の結果、もしくは過去の学校分離の形跡のどちらかを再考するよう指示し地裁に差し戻した。

Dowell 事件では、司法権による学区監督を終わらせる希望を与えたにもかかわらず、裁判所は、学区が司法権の監督を終わらせる前に遵守すべきこと、さらに Green 事件の基準を全て満たしているかどうかについて承認しなかったために、多くの学区では学区の自治権回復の立証の難しさに突き当たっていた。しかしながら、1992 年 Freeman v. Pitts 事件連邦最高裁判決³⁰において、レンキスト・コートは、地方裁判所の司法権の監督に必要な条件が満たされていないならば、裁判所は判例法に従い監督権を放棄しなければならないということを表明した。

この判決を経て裁判所は、即座に公立学校のコントロール権を州と地方当局に復帰させることを要求し、そしてまた、司法統制の部分的な放棄が地方当局に学校の運営と統制を戻す地方裁判所の義務を全うしているときに重要かつ十分な手段をとることができるということを示唆した。裁判所は、監督が無効にされるべきという決定的な場合において下級裁判所のために、①裁判所による監督を退かせる時点で、制度のそれら状況における判決にすべてあるいは十分に従ってきたのか、②司法統制の維持が学校制度のほかの判決に従って達成するために拘束あるいは実行された (necessary or practicable to achieve) のか、③学区が裁判所全体の判決を連邦法の妥当な条項への責任を誠実に証明してきたか、という三つの基準を考案した。

1995 年 Missouri v. Jenkins (Jenkins III) 事件連邦最高裁判決において、レンキスト・コートは、18 年におよぶカンザス・シティの分離廃止命令の歴史を評価した³¹。この期間の地方裁判所は、プログラムの改善、包括的なマグネット・スクール、輸送手段、資金改善、および給与援助において 15 億ドルの出資を命令していた。この事件で重要な点は、州あるいは国の利用できる財源がないにもかかわらず、(1) 教員と職員の給与を増やし、(2) 費用のかかる広い種類のプログラムに資金を出し続けるという多くの下級審命令の存在だった。地方裁判所は、教育の機会がカンザス・シティの公立学校に非マイノリティ生徒(たとえば、都市外縁に居住しているか、もしくは私立学校の生徒であるかのどちらか一方)を呼び込むための必要な改善方法として起用しているならば、これらのための経費を要求できるという判断を下していた。ところが、連邦最高裁判所は、修正 14 条違反を認めるた

めの証拠がなければ、学区の内部の人種均衡として扱わないため憲法に違反せず、そして非居住者の非マイノリティ生徒をひきつける下級裁判所のプランが学区間を利用した救済を与え、これについては、この結果不相当でないと判断した下級裁判所を批判した。さらに、費用負担の大きい教育プログラムに資金を提供し続ける要求をしてきたことで、機関の資金の限界を明らかに越えていた。地方裁判所は、生徒の習熟度が国家水準に関係なく、加えて、生徒の能力が想定される最大値にまで到達されていないことはないということを理由に、このような判決に対し十分な法的根拠を示すことを試みた。最高裁は、地裁の「最大能力(maximum potential)」基準に注目し、また、マイノリティ生徒の低い習熟度に関しては、過去の法律上の区別が原因とされるのかどうか、ならびにもしそうならば、それが実現可能な限界まで救済されていたのかどうかを判断し、これが一度でも果たされていたならば、今後、学校の統制権を州ないしは地方学校当局に復帰させると判決した。

学区は、要求についての判断が非差別的であることを想定していて、学区間で生徒を異動して人種均衡の調整することを認めるプラン支持してきた。これに関して裁判所は、地方の教育者が転校政策を制定する権限を与えられているにもかかわらず、いくつかの明確な合憲性に基づいた転校の記録と同一視して承認した。さらに、学区相互のやりとりによる転校が特定の学校あるいは学区における人種均衡という結果となったかもしれない場合、裁判所は、生徒の申し込みを評価している事実に関する検討を委任された学区を促進した。その他の救済手段として、合法的な要求が求められた人種割合に悪影響があるとして激しく否定されたならば、統一学区によるこのような措置は、転校させられた生徒の平等保護の権利が侵されたとして違法となる。

この頃をもって、学校人種分離廃止は、終了したと考えられている。すなわち、Brown 事件の法理は、十分に役目を果たしていると考えられるようになった。多く学区が、この Freeman 事件の基準に従って単独化された学区運営を行うようになり、司法権の監督終了を示す下級審判決がだされるようになった³²。

第5項 学力水準の均衡と Brown 事件の法理の見直し

2000年6月23日、クリントン大統領は、連邦の管理する教育・訓練プログラムにおいては、人種、性別、肌の色、出身国、障害、宗教、年齢、性的指向、および親の地位に基づいて差別しないとする、Executive Order 13160を発令した³³。この命令は、連邦の管理するすべての教育プログラムにおいて平等な機会を成し遂げるために命令され、連邦資金を受け取る州および地方政府に加えてプログラムに関与する民間団体も含めて、少なくとも教育機会平等の原則を維持するように請け負わせる命令である。さらに、同年翌々月の11日、英語能力の乏しい人(LEP)に対するサービス利用の権利を改善するための Executive Order 13166を発令した³⁴。この命令は、連邦資金を受け取る機関に対して、連邦司法省がLEPの者に対するサービス不備について救済する際、1964年公民権第6編の“national origin”の差別禁止を執行する旨を指示する命令である。

共和党ブッシュ Jr 大統領が着任した2001年以降は、9.11テロの影響により米国愛国者法(The USA PATRIOT Act of 2001)を制定し、これに伴い、1974年 FERPA(2001年 PATRIOT

との関係で改正)、NCLB法(ESEAの改正法)を制定し、バイリンガル教育法もNCLB法に組み込まれ、愛国者教育に取り組むようになった。

このような法改正が行われたのち、人種多様性の問題に関連した重要な判決が出された。2003年 *Grutter v. Bollinger* 事件連邦最高裁判決である³⁵。Grutter事件は、白人女性受験者が1996年にミシガン州立大学ロー・スクールに応募したところ、人種を用いた入学選考基準により不合格となったとして、修正第14条、1964年公民権法第6編および42 U.S.C. § 1981の下で提訴した事件である。連邦地裁は、厳格審査を適用し人種を基準にする入学選考基準が違憲であるとして、この基準の使用を禁止した。第6巡回区控訴裁判所は、入学選考基準が合憲であるとして、地裁判決を取り消した。この判決について、連邦最高裁判所は、5対4で合憲判決を下している。

2003年 *Gratz v. Bollinger* 事件判決³⁶は、Grutter事件と同じミシガン大学の事件であり、同日判決である。入学試験において、マイノリティに対する加点優遇措置が多様性確保のための限定的手段といえず、違法であると判決されている。

Grutter事件およびGratz事件は、人種(あるいは“マイノリティ”)優遇措置に対する限界が現れてきている判決と解せる。すなわち、Brown事件判決を基準にした積極的是正措置により生み出される、いわゆる“逆差別”が連邦憲法上保障する平等原則に許されない領域に入ってきたと解することができるのである。もっといえば、Brown事件で否定されたPlessy事件の「分離されども平等」の法理が再考される必要が出てきたと思われる。これは、連邦最高裁判事の人員構成が変わった2007年のSeattle事件によって見出すことが可能になる。

学校区は、Grutter事件の基準に従い、一方で割り当て規定をつくる過程で人種を検討し、もう一方で、人種分離する意図よりも人種統合する意図をもって調整する。それにもかかわらず、多くの問題がこのような実施の適法性に関心を持ち続けている答えは、2007年 *Parents Involved in Community Schools v. Seattle Sch. Dist. No. 1* 事件連邦最高裁判決³⁷で示された。法廷意見は、住所に基づいて所在と利用が確認されるやいなや、学校区の人種に依存した学校への生徒の割振りが平等保護条項に違反するとした。シアトルは、ジェファーソン郡が大きく実施される範囲についてかつての人種分離の形跡を取り除いていたという2000年以降においてそれら裁判所命令を無効にしていた間じゅう、一度も法律上の分離の違法性を指摘され、あるいは、裁判所命令の分離廃止を条件とされたことはない。裁判所は、各々の学校区の多様なプランは、たとえ他の手段が事実上分離したコミュニティの統合目標に取り組むために利用されるならば、個人を区別しない機械構造的な方法の中で人種に依存したということを合理的と判断した。プランは、人種の中立性でも、緻密に詭えられたものでも、どちらでもなかったのであった。さらに、それらは、シアトルにおける白人と非白人、ならびにジェファーソン郡における黒人と“その他人種”の人種均衡化に取り組んでつくられたというよりも広い基準である生徒の多様性の達成という結果になるよう意図されなかった。

9人の連邦最高裁判所判事からは、今後の基準の動向がみえる。これら双方の人種基準プログラムが禁止されたけれども、多数派4人の判事(ロバーツ、アリトー、スカリア、トーマス)に限っては、そこで人種差別の歴史が証明されない場合、配置決定をつくる中で人

種の使用を前もって処理するようにみえる。多数意見 5 人目(ケネディ)と少数派の判事ら 4 人(ブライア、ギンスバーグ、スーター、スティーブンス)は、「やむにやまれぬ利益」(例、多様性)を取り扱い、かつ「緻密に詭えた」このような実施が正しいと考えている事実上分離した学校区において、一様に生徒の割当てをつくっている中で学校区の人種の利用を検討する準備をしているように解せる。したがって、学校区が裁判所命令の分離廃止プランに従うことを超えるとき、および多様性を成し遂げる緻密に詭えた手段を認定することを試みるときに、生徒の割当てに関する事件において新しい基準が生まれるだろう。

¹ 詳しくは、上原貞雄 『アメリカ教育行政の研究 - その中央集権化の傾向 - 』 (東海大学出版会 1971 年) 156-65 頁参照。

² H.R. Doc. No. 124, 88th Cong., 1st Sess. (1963).

³ Title IV, 42 U.S.C. § 2000c et seq.

⁴ Title VI, 42 U.S.C. § 2000d et seq.

⁵ 1964 年の経済機会法、後述の 1965 年の ESEA/HEA などの一連の補助金政策を含めると、ジョンソン大統領の「貧乏退治」政策の一環と見られている。

⁶ 377 U.S. 218 (1964).

⁷ 後述の「gifted」に関連する。

⁸ 391 U.S. 430 (1968)

⁹ Burger Court 1969-86. Warren Earl Burger (1907-95). 第 14 代首席判事。

¹⁰ 402 U.S. 1 (1971)

¹¹ アメリカの学校区が歴史的に有してきた自治権を考慮した場合、この問題は、学校区双方の自治権という観点からバス通学の場合とは違う問題を含む。この問題の検討は、後の課題としたい。

¹² 1969 年に大統領に就任したニクソンは、スプートニク・ショック以降強化されてきた教育政策に対し、アメリカの経済不況をうけて金融引き締め策を講じていたことから、公教育強化にさほど関心がなかったと評価されている。もっとも、大統領選挙のためとも言われている。

¹³ 413 U.S. 189 (1973).

¹⁴ 418 U.S. 717 (1974).

¹⁵ 427 U.S. 424 (1976).

¹⁶ 433 U.S. 267 (1977).

¹⁷ 438 U.S. 265 (1978).

¹⁸ 大統領権限の継承権というものから浮かび上がる問題は、大統領には、財政に関わる問題であるならば大統領命令や執行権という形で教育領域への限定的な介入は許されると考えられるのだが、しかし、連邦政府の執行機関は、該当機関が大統領の提示した権限を優越することを想定していないということと考えられる。つまり、証拠素材は不足気味だとしても、大統領の地位に就くことができない地位にあるということが、政教分離原則のような、政治の自由と宗教の自由の分離概念が同様に存在し、いいかえれば、政治と教育は、原則として分離されているものであるとして独立した権力を形成している可能性が改めて導き出されるかもしれない。すなわち、政治と教育は双方を悪用できないという基本原則が導き出されよう。この場合に根拠となる権利は、学問の自由、あるいはアカデミック・フリーダムとなろう。ただし、現代社会のように公的資金に使用目的が付与されて提供される場合、この目的の限界をしっかりと探り、双方が干渉しない領域を現代憲法論がしっかりと見極める必要がある。また、このことが「教師の教育の自由」を容易に導く根拠となりうるものではない

¹⁹ この Executive Order (大統領令)とは、大統領による命令であり、法律と同等の効果を発揮するものである

²⁰ 42 U.S.C. § 2000d et seq.

²¹ 20 U.S.C. § 1681 et seq.

²² 29 U.S.C. § 794.

²³ 島田和幸「移民教育政策」 アメリカ教育学会編 『現代アメリカ教育ハンドブック』
(東信社 2010年) 10頁参照

²⁴ 458 U.S. 527 (1982).

²⁵ 458 U.S. 457 (1982). 人種分離廃止のために大規模な強制バス通学の利用を生じさせる
発議 350 プランは、人種分離が人種以外の分離のように平等保護条項を否定するには嚴重
な正当化理由を課されるとした Hunter 事件(393 U.S. 385 (1969))の原則に従い修正第 14
条に違反するとしている。

²⁶ Rehnquist Court 1986-2005. Rehnquist William Hubbs (1924-2005)。第 15 代首席判
事。連邦最高裁判事 1976-86。

²⁷ 476 U.S. 267 (1986).

²⁸ 495 U.S. 33 (1990).

²⁹ 498 U.S. 237 (1991).

³⁰ 503 U.S. 467 (1992).

³¹ 515 U.S. 70 (1995).

³² 司法権の監督終了を示す下級審判決として、People Who Care v. Rockford Bd. of Educ.,
246 F.3d 1073 (7th Cir. 2001) ; Manning v. Sch. Bd., 244 F.3d 927 (11th Cir. 2001)。。
対照的に監督を継続することを示した下級審判決として、Little Rock Sch. Dist.v. N.
Little Rock, Little Rock Sch. Dist.v. Ark., 461 F.3d 743 (8th Cir. 2009) ; 664 F.3d
738 (8th Cir. 2011)。

³³ Department of Justice, <http://www.justice.gov/crt/about/cor/13160.php>, accessed
October 1, 2013.

³⁴ Department of Justice, <http://www.justice.gov/crt/about/cor/13166.php>, accessed
October 1, 2013.

³⁵ 539 U.S. 306 (2003).

³⁶ 539 U.S. 244 (2003).

³⁷ 551 U.S. 701 (2007).

第3章 教育の機会均等と人種に基づかない差別

人種分離は、厳格審査基準が適用されることから、憲法の保障する平等保護に関連して最も重要なものとして取り扱われてきた。けれども、実際には、人種分離の問題に並行するように、性別、年齢、および能力の領域における差別と区別の問題が存在していた。けれども、こういった差別と区別の問題が法律問題として取り扱われるようになったのは、1964年公民権法第6編の制定以降である。ここでは、言語に基づく差別の問題が出現するプロセスの参考とするために、性別、年齢、および能力に基づく分類の合法と違法の境界を確認し、これに加えて、厳格審査の対象となると考えられている基本的権利について、教育を受ける権利と女性固有の問題の取り扱いを確認しておく。

第1節 教育の機会均等と性差別

性別に関する問題は、古くからに論じられてきているところでありながら、人種分離と黒人女性差別が同時に存在しており、とりわけ女性差別と関係した問題として切り離して考えることのできない差別の問題である¹。

そうであるにもかかわらず、私企業における男女平等が問われた1908年、Muller v. Oregon 事件判決は、女性は男性同様の平等な契約上の権利および個人的権利を有しており、職業に関して契約を結ぶ一般的権利が個人の自由の一部であり、修正第14条によって保障されているのだが、しかしながら、この権利は絶対的なものではなく、州は、修正第14条に違反することなく個人の契約の権利を規制できると述べ²、本件以降、個人の自由権の問題として取り扱われていた。

最初に平等条項を適用するかどうかの問題として争われるのは、1948年になってからのことである。その後、1970年代にはいり、連邦最高裁判所は、Reed v. Reed 事件³において緩やかな基準を用いながらも厳格に審査することで、「疑わしい区分」となる可能性があることを示した。しかし、現在は、「準じて疑わしい区分(quasisuspect classification)」が含まれるかどうかという条件を適用する、中間審査基準、ないしは厳格な合理性の基準(intermediate scrutiny)の問題として取り扱われている。この基準は、重要な政府の目的を達成するための政府の処置を必要条件とする。しかも、この分類は、必要とされねばならず、ただ手頃なだけでなく、そしてまた、仮により制限的でない同様の目的を達する手段が合理的であるならば支持されないと考えられている。

公教育における性別に基づいた分類および差別的待遇という問題は、主要な公立学校と大学において男性を第一に扱ってきたことから、公教育と同じくらい古い問題である。最終的に女性の入学を認めたとしても、プログラムは、概して分離されたもので、かつ不十分なものだったのだが、公立学校における性差別は、この数年で改善されてきている。しかし、性別に基づいた分類は、女性への学問と課外授業活動の両方を制限したままである。こういったことを問題と考える女性団体は、このような不当な権利の行使であることを証明するために、しばしば連邦裁判所に訴えている。ほとんどの訴えにおいて、原告らは、修正第14条、あるいは1972年第9編教育修正条項のどちらかを根拠に持ち出す。

第9編のもとでは、教育上の連邦資金受取人は、性別を理由に誰かが恩恵を受ける事を差別したり、除外したり、あるいは拒否したりすることを禁止する。さらに、第9編は、生徒とスタッフの弁護の役割を理由に不都合に扱われるということがなければ、意図的な差別の標的でない彼らを不利に扱うことを禁止する。連邦最高裁判所は、公平な資金、公平な設備と備品の利用などを受けていない女子バスケットボールチームの大会に関する、教師兼コーチの不満を理由とした申立てがあったことを理由に、彼をコーチの地位から解任したという、2005年 Jackson v. Birmingham Bd. of Educ. 事件判決の中でこの問題を扱った⁴。裁判所は、差別的取扱いに反対した弁護が第9編によりそれとなく禁止されていたということに合理性があると判決し、コーチの弁護が実際に彼の解任の要因を証明しているかどうかという差別に関して事件を差し戻した。

性差別の問題のなかに結婚と妊娠が含まれているのだが、この問題は後述する基本的権利を扱うところにて確認する。

第1項 スポーツ競技への参加

学校対抗のスポーツに関連した性差別訴訟は、二つの主要なテーマに焦点を当ててきた。ひとつは、性別の統合、もう一つは、男性と女性の不公平な取扱いである。

高校運動競技に関係する多くの議論の余地がある問題のひとつは、コンタクトスポーツ⁵における男女一緒の参加である。第9編は、コンタクトスポーツにおいて性別により生徒を分けることをはっきりと認めている。しかしながら、第6巡回区は、男女に平等な体育の機会を提供するそれらの取り組みにおいて、コンタクトスポーツの中の男女共学の参加を許すかどうか決定することを体育協会よりもむしろ、個々の学校区に決定権を与える法と解釈した。それにもかかわらず、多くの学校区は、少ない論争上の方法を用いて決定してきており、男女共学参加を禁止する。排除が行なわれる時、原告らは、学校区あるいは体育協会に不利な第9編の下での訴訟の基準を持たない。1999年 NCAA v. Smith 事件判決において制定法の明白な言葉は、体育協会が連邦資金援助の直接、間接の受取人のどちらか一方としての資格を持たないとしている間じゅう学校区を保護し、それによって第9編の必要条件から免除している⁶。

2001年 Brentwood Acad. v. Tenn. Secondary Sch. Athletic Ass'n 事件において、連邦最高裁判所は、学校対抗競技会を規定する多くの体育協会が私的団体であるにもかかわらず、協会がそれらそれぞれの州政府と協同していること、およびそれゆえにステイト・アクションに関係するということを見つけた⁷。結果として、共学スポーツの機会を否定されるアスリートらは、理解した憲法違反について、それら公の学校区と州体育協会の両方を訴えてよい。修正14条は、このようなチームが平等を発見された場合、性別で分けられたチームを許すとしてコンタクトスポーツの統一を必須の命令としない。しかし、分けられたチームが得られない、または不公平を見つけた場合、学校区はコンタクトを含むというそれらに関係している伝統的な男子チームに女子アスリートの参加を許可するよう命じられる。

第2項 男女別学

公立学校における性別のひいきは、体育プログラムに限られたものではない。アカデミックな課程と学校における男女の異なる取り扱いは、様々な訴訟を生み出してきた。なぜならば「分離すれども平等」の原則が修正14条違反を訴える事件で適用されてきたので、公立学校当局は、アカデミック・プログラムの男女お互いの区別あるいは除外することを利用したという性別分類基準について実体的な正当化の根拠を証明することを必要条件としているにもかかわらず、対照的に、公民権法第9編は、初等および中等学校生徒の適応年齢から当局の学校の入学政策を除外する⁸。けれども、連邦資金の受領者たる学校区は、生徒の性別を理由に、すべての学校区のカリキュラムに参加し利益を受ける生徒を拒否するために、一方の性別を拒否する入学政策を利用できない。それゆえに、たとえば、もし学校区の唯一の舞台芸術プログラムを一方の性別の学校のみが運営するならば、当局は除外されたほうの性別の学生の入学を認めるか、あるいはどこかほかにも同等のプログラム編成を用意する責務を負っているのである。

1977年 *Vorchheimer v. Sch. Dist.* 事件判決において、連邦最高裁判所は、同じ裁判所として意見を述べることなしに第3巡回区の歴史的に性別を分離した二つの公立学校（男子校、および女子校）の運営が、平等保護条項、公民権法第9編、および1974年教育機会均等法の下で許されるのであるという決定を支持した⁹。判決は、入学が自発的であること、および教育上提供されるものが本質的に平等であるという伝統的に性別を分離してきた二つの公立学校（男子校、および女子校）の運営が、平等保護条項、公民権法第9編、および1974年教育機会均等法の下で許されるのであるという決定を下した¹⁰。フィラデルフィア市の性別を分離した大学進学のためのエリート私立学校は、機能的に同等のプログラムを提供したということがなく、裁判所は、性別の区別が性別を分離した高校でより効果的な学習をしたいという若者を理由に合法とされるという結論を下した。裁判所は、女性の原告が、性別で分離されたアカデミック・スクールに無理やり出席させられないということを強調した。彼女は、彼女の学校区内の男女共学校に入学するという選択肢を有した。おまけに裁判所は、男子のアカデミック・スクールに出席するという彼女の嘆願が、二つの学校において利用できる提供物の客観評価によるよりもむしろ個人の好みに基づかれたということをはっきりと述べた。

1982年 *Miss. Univ. for Women v. Hogan* 事件判決において、連邦最高裁判所は、男性について同種の機会を提供することなしに、女性への資格取得プログラムにおいて入学試験を制限したという看護師学校の入学試験政策を無効とした¹¹。裁判所は、性別に基づいた分離は、特定の性別が不釣り合いに重荷を課せられてきた際、制限された状況において適法としてよいと承認したにもかかわらず、それは、その入学政策が女性に不利な過去の待遇について埋め合わせをする必要があるという総合大学の主張を却下した。裁判所は、女性が州により救済行為を適法に行ってよいという看護の現場において機会を今まで否定されてきたという証拠を発見できなかった。裁判所は、中間審査を適用した時に、総合大学は、表面上区別して性別を分けることが重要な政府の目的を満たした、あるいはその区別の集団がそれら目的の達成に実体的に関連したということの証明責任を怠ったという結

論を下した。

1996年 U.S. v. Virginia 事件判決¹²は、ヴァージニア州の男性限定の入学政策を取り扱った。1992年に第4巡回区は、女性に同等の機会がないことを理由に、ヴァージニア州陸軍工科専門学校(VMI)に関する政策の中に平等保護条項の違反があることを発見した。1995年に控訴裁判所は、男性限定プログラムのVMIの主張が女性を排除しない高等教育において必要とされる多様性を規定したと判決し、①女性の入学、②女性のために対応した機構の設立、③VMIに関する支援の停止、といった三つの選択肢を提供した。州がごくわずかな私立の女性限定機構であるマリー・バルトウィン・カレッジに女性のための同種のプログラムを設立する選択をするというその決定は、最初に支持された。しかしながら、1996年 U.S. v. Virginia 事件判決が上訴された際、連邦最高裁判所は、下級裁判所に差し戻し、そしてまた、州が陸軍訓練地域における女性について平等な機会を提供しないことで修正14条に違反したと判決した¹³。マリー・バルドウィンの新しいプログラムは、VMIで提供されたものに関係する成功、性質、および威信を一度も達成できていなかった。さらに、裁判所は、女性の入学を認めることを拒否するVMIに対して、①VMIからの女性の排除は高等教育における多様性を提供するという専門学校の主張した目的を促進しなかったこと、②VMIの明確に区別できる教育方法と技術は、女性を指導するときにはほとんどの実例で変更せず、あるいはわずかな変更で利用できたかもしれないということ、および③プライバシーの問題が解決できたことを理由に挙げて、VMIにより提供された証拠の間違いを証明した。

このように、男女別学の問題は、高等教育機関において問題となり、代替プログラムでは満たされないこと、高等教育が多様性が必要であるということ、すなわち、高等教育は、同様のカリキュラムを準備できたとしても、カリキュラムの内容に関して代替手段が存在しないために、性別に基づく分離が認められないのである。逆に言えば、アカデミック・フリーダムと関連しないカリキュラムやプログラムならば、区別しても問題ないと解せるのである。

¹ 歴史的にみて、白人女性と黒人女性の取り扱いは、人種差別がよくあらわれているところでもある。

² これら判決には、国家および州権力が介入することで労働者の契約の自由を保障するというので、欧州における社会権の保障と類似した構造になっていると見れよう。

³ 404 U.S. 71 (1971).

⁴ 544 U.S. 167 (2005).

⁵ レスリング、ラグビー、アイスホッケー、フットボール、バスケット、およびその他のフィジカルコンタクトのあるスポーツ。

⁶ NCAA v. Smith, 525 U.S. 459 (1999).

⁷ Brentwood Acad. v. Tenn. Secondary Sch. Athletic Ass'n., 531 U.S. 288 (2001).

⁸ 年齢に基づく区別と関わる。

⁹ 430 U.S. 703 (1977).

¹⁰ 532 F.2d 880 (1976).

¹¹ 458 U.S. 718 (1982).

¹² 518 U.S. 515 (1996).

¹³ 518 U.S. 515 (1996).

第2節 教育の機会均等と社会的・経済的理由に基づく区別

ここまで、容姿に基づく差別のなかでも、人種、肌の色、性別などといった特に“見た目”により左右されるものを中心に扱ってきた。ここからは、“年齢”、“能力”といった見ただけではわからない、しかし、時間および能力判断基準によるテストなどにより見るもので表すことが可能なものによる部分を見ていくことにする¹。

疑わしい区分、基本的権利、準じて疑わしい区分のいずれかも適用されない場合、緩やかな審査基準・合理性の基準(rational basis test)が適用される。例えば、障害者の区別や年齢の区別のような場合に裁判所が合理性に基づく審査を適用する。この審査が要求することは、いくつかの合理性の基準が、州の規定に沿い合理的目的のもとおこなわれているのかということである。これは、違憲判断が示される確率の低い最低基準であり、ならびに適切に緩和された行為と一緒にされて一般的にな対処がなされる。

いいかえれば、社会的理由、経済的理由をもつ立法に関わることを指している。たとえば、財源の配分、貧困者に対する生存保障などがこれにあたる。一般的に、緩やかな審査基準は、「牙のない(toothless)」審査と呼ばれ合憲と判断されることがほとんどだが、稀に違憲の結論を導くことがあるため、「牙のある(with a bite)」審査とされる事案が生じる²。そもそも、緩やかな審査基準とは、正当な立法目的と合理的関連性を判断する伝統的な議会尊重の審査方法である。教育に関する分離の問題は、議会による制定法を根拠に教育政策の違法性が論じられることからこちらになる可能性が大きい。

第1項 年齢に基づく区別

年齢は、学校に限らず一般的に個人を区別するためによく使用される要素である。例えば、特定の年齢は、運転免許を得る、アルコール飲料を購入する、年齢制限された映画を鑑賞する、および連邦の恩恵を受け取るための必要条件として用いられる。2つの主要な連邦問題は、生徒らが年齢に基づいた違反を連邦資金援助受取人に適用する修正第14条と1975年の年齢待遇法(Age Discrimination Act of 1975)を請求するとき、生徒らによって用いられる。年齢待遇法は、稀に利用されるにすぎず、また、違反が請求されたときはPK-12学校に関してよりも単科大学あるいは大学、例えば、年齢は入学を拒否する論拠として利用されというクレームに対応するかたちで命令される。プログラムの促進あるいは活動について早めの学校入試あるいは適正試験の領域において集中しがちである初等および中等学校に不利に提起をされたというのは、少数である。

年齢による区別を実施する範囲は、州によって異なる。しかし、多くの州の生徒は、普通教育学校に6歳から16歳の間で出席しなければならないという就学義務、または3歳から21歳の間で出席してよいという少し余裕のある就学義務のなかで分類されるのである。州の決定した生徒達の就学年齢制限は、公立学校出席への州の財産権(資金活用)でも、連邦憲法上の権利のどちらも有しない。それにもかかわらず、親たちは、入学あるいはサービスを拒否している州と地方の規定に異議を申し立ててきた。税に関する事件において、政策が1学年に入学するから判断して受け入れ年度の9月1日現在で6歳未満の子どもを

勘定に入れないということを異議申し立てた。原告は、私立認可された学校の幼稚園を達成し、および基本テストでよい成績をとり、けれども資格が与えられるには2ヶ月満たしていなかった。学校区は、早期入学に関する全ての要請を拒んでいて、州制定法と地方政策について一様に厳守してきた。少しも一様な適用のないことについて、テキサス州控訴裁判所は、学校区の行為を支持した。

根本的な理由は、公教育の恩恵を制限する州の利益を含む年齢の考慮を合法に用いて、そしてまた特定の年齢、入学を企画する行政の義務、ラーニング・レディネス(learning readiness)の査定費用、広い範囲の個人の要求を上手く処理するという難しさ、および感情的、社会的、かつ生理的優先入学に現われる子ども達の要望のどれかで子どものための課程ないし課外課程の機会に関係した。

入学試験の判決に加えて、年齢もまた、特別課程あるいはプログラム(例、単科大学単位課程、天賦の才能プログラム)、選択した活動(例、学校対抗のスポーツ)、あるいは専門化したサービス(例、障害のある子どもに役立てられるもの)についての適格性を決定するいくつかの基準のひとつとして許される範囲で使用される。少数の例外(例、学校対抗スポーツの加入が制限年齢の過ぎた生徒の個人の教育プログラムの中に記されていた際など)があれば、学校が適法な年齢資格の生徒らの申し込みにおいて制限するということは、ありそうもない。どこで例外がつくられるのか。学校の職員が、法律と許される範囲の基準を立証しなければならない。

第2項 能力に基づく区別

危険回避目的に対する合理性の審査基準は、州の行為が形式的に中立性を有していようと、実際に保護した人種の差別に不釣り合いな悪影響をもたらす場合に適用される。このとき、原告側は、州が悪影響のある差別を目的にしたことについて立証しなければならない。もし規格化された学力テストの得点が生徒のための様々なプログラム(例えば、天才教育、発達障害教育〔gifted, development〕)の割り当て基準を提供し、加えて結果的に人種差別を生じさせる配置となるならば、原告は、学校人事で試験を選別に利用することが差別を目的にしたという立証責任を負う。この基準は、教育の専権事項を有する州への対応の難しさから、被差別が疑われている原告に立証の負担が課されており、州のための判断の結果とされている。

裁判所は、学年の配置、進級の否認、および教育上の団体の参加に関係した決定事項を承認してきた。能力によるグループ分けは、これに取り組む教師らを認めることにより、さらに効果的で能率的な指導を許可する。能力もしくは成績に従うグループ分けは、一般クラス、および特別な教育プログラムにおける児童の配置の判断に関して規格化された理解力と学力テストの使用に関係していることが申立てされてきたけれども、許されるのである。このような訴訟は、学力テストが人種や文化に偏見を持たせるということ、ならびに児童を分類あるいは能力別クラスを編成することへの学力テストを使用することが、烙印を押された子どもという間違った配置による結果ということを主張してきた。その他の異議申し立ては、次に見る適正な教育への成績優秀な生徒の権利にも関連性がある。

第1款 能力別学級編成

1967年 *Hobson v. Hansen* 事件判決³において、連邦地裁は、マイノリティの子どもに不利に反映させたワシントン D.C. の統一テストの成績を利用している生徒の能力別学級編成が、差別であるとの結論を下し違憲とした。このような、テストの成績の続けた使用を禁止していることについて、裁判所は、テストの利用が本質的に制度の使用を廃止していないということ、そしてまた、被告側が異なる教育の種類を異なる種類の子どもごとに提供する資格を与えられるかどうかということでないということを合理的である判断した。裁判所は、教育目的を実現するための分類は、分類されている集団の子どもに不利な差別の結果となる場合を除き許されるため合憲であるということを示唆した。1969年 *Singleton v. Jackson Mun. Separate Sch. Dist.* 事件第5巡回区判決は、ミシシッピ州ジャクソンにおける編成計画についての評価の中にこの後者のポイントを含めて認めている⁴。

EEOA の制定以降、言語に基づく差別のリーディング・ケースとなる 1981年 *Castaneda v. Pickard* (*Castaneda I*) 事件第5巡回判決においては、プランが統合の取り組みへのその衝撃を与えたということを打破していたにもかかわらず、政策により人種差別が生じても、条例が差別目的を持たずに教育上の関心事をもつことを純粋に証明できれば、能力による分類を利用することを妨げないことを示したのである⁵。

1985年 *Ga. State Conference of Branches of NAACP v. Georgia* 事件第11巡回区判決は、アフリカ系アメリカ人生徒を能力に基づきグループ分けすることが、よりよい機会を与えたということを指し示す証拠に基づき、たとえそれらが分離廃止された状態を果たしていなくとも、ジョージア州のいくつかの学校区の中のグループ分けの実施を是認した⁶。

子どもらが、能力でグループ分けされるときに、現実的かつ潜在的な範囲にテストのための信頼、合法、かつ公平な手段が不可欠である。人種の偏見を発見するための能力および理解力を判定することを使った国家標準または市場向けの試験は、違法なものとして取り扱われる。

第2款 天授者の教育

「天賦の才能のある (*gifted*)」あるいは「優れた才能のある (*talented*)」として分類された生徒・学生達(以下、「天授者」あるいは「天授児」とする。)がいる⁷。天授者は、例えば、聡明な、創造的な、芸術的な、あるいは指導的な能力のような分野の中で、または特別な学問的領域において高いパフォーマンス能力を認められる生徒達と同じ環境で一緒に指導されてきた。ここ何年か、天授者は、教育について限られた援助だけを連邦政府は提供し、そしてまた、障害者のように連邦制定法上の特殊な実体的権利はない。用途の限られていない資金は、①事前にかつ現職中に行われる訓練の定着、②モデルプロジェクトおよび模範的なプログラムの発展と運営、③先導役及び援助を提供する高等教育および州の教育機関と機構の性能を強化する、④技術的援助と情報普及を提供する、⑤研究の完成、

⑥評価を行う、ということに使用されてきた。

連邦の役割が与えられると、天授者の権利は、州法および地方教育委員会政策を圧倒的な基盤に置いた。少数の州は、障害者教育法により、指導の個別プランを通じて障害者の要求の扱いとほぼ同様の方法で天授者の要求を争う—それは、である。他の州は、州あるいは提案する選択した加速学習課程を通じて少数のプログラムを与える。しかしながら、少数の州は、裁判所の命令した統合命令に照らして、①同一の資格を持つものについての定義、②評価に使われた適切な方法と合格基準の成績、③適切なカリキュラムの濃さ、継続時間、もしくは供給、あるいは、④入学試験を整える手順も、いままでずっとこのような境界に存在している天授者の数を数えてこなかった。

たとえば、ペンシルヴァニア州は、天授者に関連した命令プログラムに基づいて指導する州のひとつであり、「生徒らが特別な教育上の設備とサービスというそのような範囲への体力の、精神の、感情の、あるいは社会の性格における平均から逸脱させる」とする「特別の子ども」の指定の下で天授者を包括するという州法⁸が問題となった。ペンシルヴァニア州最高裁判所は、全体的に強化するプログラム以上に天授者の個別のプログラムを設定する学校区に強制的な責務に就かせているとしてこの法を解釈した⁹。しかしながら、裁判所は、法が学校区の既存の、不変の、および特別の教育カリキュラム提供の範囲外、あるいは、それ以上に排他的な個別プログラムを要求せず、子どもの能力を最大にする義務を課さないという解釈をした。この前例をもとに、委員会は、天授者の親が単科大学の授業に対して賠償を請求した際、要求を拒否する権限が内在していることが明らかになったのである。委員会は、成り行きについて一度も支払いを認めたことがなく、もしくは彼の単科大学の授業、かつ一人で学習する間に学校から離れることを許す、進歩的なプログラム設定を含んで生徒に提供してきていた。

また、16歳未満の「極端な」天授者の親が、彼らの子どもの中等後の単科大学教育について支払いを要求する州を訴えた際に、カリフォルニア州において提起された。親は、州が自由な公教育を含めて子どもたちに提供していることについて責任を負うべきであるということ、およびプログラムが、障害者に対して許されるとして、彼の特別の要求を満たすようにあつらえられるべきであったということを中心とした。カリフォルニア州控訴裁判所は、たとえ必修の就学年齢であっても、子どもの単科大学教育について州が学費を支払う義務を負ったという連邦法および州法が一つもないことを根拠に訴えを退けている。

こういった子どもたちのための特別なニーズを満たすために個人に合わせて設計されたプログラムを要求する親たちの活動は、コネチカット州の親たちからさらに広がった。天授者とその親は、天授者が州の定義にある例外的な子どもの範囲内に含まれたということをもとに州制定法の下で、「個人に合わせて教育をうける権利」の所在を確認するよう請求した。地方教育委員会は、生徒の提起した請求内容のプログラムを提供することを拒否した。コネチカット州最高裁判所は、生徒の請求に反対し、彼が、特別教育に資格を与えられていないということ、州が一度もこのような権利を拡大させるつもりがなかったということ、そしてまた特別教育は、障害者に限り提供されるべきであるという結論を下した。平等保護違反は、州の障害者個人に供給する行為を理由に提供されない、しかし、天授者は、「合理的な基本原則の審査(rational basis scrutiny)」を要求した。

これらの趣旨のラインに沿って、ニュー・ヨーク州法は、学校区が天賦の才能のある生徒の最大限の発達を援助するプログラムをつくるべきであることを規定する。しかしながら、上訴裁判所は、言葉の使用は、天賦の才能プログラムの開発が選択であり、命令でないということを指摘されるだろうということを発見した。その結果、裁判所は、学校区が天賦の才能のあると認めた生徒の一部に限り供給する、および抽選制度を経たそれらの生徒を選択することを許可されたということを決定した。抽選の使用が非合理的なように思われるかもしれないにもかかわらず、それは、関与する各々の資格を有する若者へ平等な機会を提供し不合理に差別しない。

手続きは、異議を唱えられ続ける天賦の才能プログラムの中に関与するのだとする生徒を選択し続ける。例えば、知能、テストの成績、学年平均点、および教師の評価などの基準は、選択課程の中で利用される。環境状況のいかんでは、年齢が入学試験について許される基準にしてよいにもかかわらず、性別と人種は、裁判所が命令しない限り認められる場合はほとんどないだろう。その場合にでさえ、裁判所は手続きが優先待遇に取り組むことに十分に長く続くだけの何かの利点、あるいは優先を含めて緻密な忖えかどうかを判断しなくてはならない。

¹ ただし、障害者などの特殊な事情が存在するとされるものに関しては、本稿では取り扱わない。

² 樋口範雄 『アメリカ憲法』(弘文堂 2011年)488頁参照。

³ 269 F. Supp. 401 (D.D.C. 1967).

⁴ 419 F.2d 1211 (5th Cir. 1969).

⁵ 648 F.2d 989 (5th Cir. 1981).

⁶ 775 F.2d 1403 (11th Cir. 1985).

⁷ gifted は学術用語であり、欧米では、宗教観に基づき、天から特別に与えられた能力という意味を持っており、全般的あるいは学術的才能に用いられる。talented は、一般的に gifted と同意で扱われており、主に芸術的才能に関して用いられる。日本で言う「天才」と必ずしも一致するものではない。典型例をあげると、アルベルト・アインシュタイン (Albert Einstein) やレオナルド・ダ・ビンチ (Leonardo da Vinci) は、gifted とみられている。本論では、gifted に関する研究が、別分野かつ膨大なため文献等の紹介を割愛させていただく。ここで「天授者・天授児」としたのは、gifted を意識してのことである。

⁸ 24 Pa. STAT. ANN. § 13-1371(1) (2012).

⁹ Centennial Sch. Dist. v. Commonwealth Dep't of Educ., 539 A.2d 785 (Pa. 1988).

第3節 教育の機会均等と基本的権利に基づく平等保護

疑わしい分類に加えて、侵害されている権利そのものが“基本的権利(fundamental rights)”と認められれば、上記以外の分類でも厳格審査の基準が適用される。

一般的に差別の問題は、これまで見てきたところからわかるように、憲法上の実体的権利に関わる形で審査されてきたことがわかる。しかし、性差別のところでもみたように、憲法に列挙されていない、基本的権利の問題として注目され、審査基準の厳格さが引き上げられる場合があることがわかる。

連邦憲法は制定当時、基本的人権が列挙されていないことにより連邦政府により制約可能となるとの反対意見をうけて、権利章典(Bill of Rights)を追加している。これによれば、連邦憲法は、列挙されていない権利を、憲法上の権利として保証しないということになるのだが、この点は、修正第14条の解釈が発展していく中で、今日までに権利保障が拡充されてきた。学校教育問題は、分離問題にかかわる解釈が発展する中で大きく取り上げられてきている。しかし、教育をうける権利を厳格審査を適用する基本的権利の問題として認めるまでには至っていない。

このようなことから、同じく憲法上列挙されていない言語の問題の連邦憲法上の取り扱いを確認するために、教育をうける権利に関する連邦最高裁判所の解釈を確認しておこう。

第1項 教育をうける権利の連邦憲法上の性格

1973年 San Antonio Indep. Sch. Dist v. Rodriguez 事件連邦最高裁判決¹は、原告が、テキサスの公教育資金制度が、地域によって資金の提供額に格差があり、平等条項との関係で貧しい子どもを不利にしているとして主張し、不服申し立てをし、教育は憲法上の基本的な権利であると主張し、テキサスの資金制度を厳格に裁判所が調べるように求めた。連邦最高裁は、教育は、連邦憲法が保障する権利ではない(つまり基本的権利ではない)ということ、無条件に保護されているという基準があるわけでもないということ、人口が原因の経済(財源の)格差は平等保護条項の合理性の審査により判断されるということ、ならびに地域の根本的な貧富による予算の格差は平等保護条項違反とならないということ述べ、教育をうける権利がアメリカ憲法に保障された基本的権利ではないとする。つまりこの時の連邦最高裁判所は、教育がアメリカ憲法の下に明確に保護された権利として与えられたものではないという結論を下したのである。

しかしながら、Rodriguez 事件から9年後の Plyler v. Doe 事件連邦最高裁判決²において、連邦最高裁判所は、教育をうける権利が連邦憲法の保障する基本的権利ではないとして州の資金制度については合憲としながらも、不法移民の子どもの教育をうける権利を否定していることにより不法移民の子どもをすごく不利な立場にしていた州の教育法が、テキサス州が州の教育法で禁止するだけの“やむにやまれぬ州の利益”を満たすだけの立証ができていないということ、不法移民とその子どもが、“条文にある何人”であり、そして、修正第14条の保護を与えられるということ判断し、州教育法が違憲であるとして無効にし、不法移民の子どもが無償の公教育に参加することを認めたのである。つまり、最高裁

は、教育をうける権利が連邦憲法上の基本的権利である可能性があることを示唆しているのである。

本件は、アメリカ市民とみなされていない状態の不法移民の子であるという点が重要となる。いいかえると、外国人の子どもであると考え、「疑わしい分類」になるため、厳格審査基準が該当する。原則として連邦憲法の保障は、アメリカ市民にのみ限定されることから、本件にて争点となった教育をうける権利が連邦憲法上の基本的権利と認められなかったことから説明が可能となるだろう。

後に発行される子どもの権利条約に関して、アメリカは、署名をしたものの批准をしていない。いいかえれば、移民の子ではない正式なアメリカ市民の子どもであるならば、この子どもの教育をうける権利は、連邦上の基本的権利の可能性が十分にあると解釈できる。

第2項 女性固有の特徴にもとづく区別

1960年以降、結婚の権利と妊娠した生徒を左右する法の原則は、劇的に変化してきた。この分野の法律の発展は、教育の機会の限界ということに不当な分類法から生徒を保護する司法の責任を指示するのである。公立学校の生徒は、彼らの結婚が理由で差別されるとき、修正第14条と第9編の両方とも違反とされるだろう。具体的には、1978年 *Zablocki v. Redhail* 事件判決において、結婚がプライバシーの権利として扱われ基本的権利の資格があることを理由にして平等保護条項の厳格審査基準の問題として取り扱われる³。それゆえに、州は、結婚した生徒の差別的取扱いに関して憲法を満たすためのやむにやまれぬ利益を証明しなければならない⁴。

この項では、分離プログラムを特別措置と読み替える。

妊娠は、時には墮胎の問題などと関連してプライバシー領域の問題として取り扱われることがある。学校教育における生徒・学生の妊婦という領域に限れば、第9編は、生徒が性別に基づき異なる取扱いをされるという生徒の実際ないし可能な親、家族、あるいは婚姻に関する条項を気にかけている少数のルールを受領人が適用するのを明確に禁止する。妊娠、出産、想像妊娠、妊娠中絶、あるいはその結果失ったものの回復に基づく差別は、禁止される。さらにいえば、生徒のプライバシーは、成人の場合と同様に、修正14条に係りて州と連邦のプライバシー法によって保障される。

妊娠した生徒に特別措置を施す場合、生徒が積極的に参加を申し出ることには問題はないのだが、学校側が同意なく参加させたり、または強制してはいけない。しかしながら、学区は、生徒が通常のカリキュラムに就学可能だということを証明する内科医の診断証明を手に入れるよう生徒に要求できる。特別措置が施される場合、プログラムやカリキュラムが一般生徒のものと同等でなければならない。具体例として、連邦裁判所は、妊娠検査を受ける生徒へ要求していることが、不合理な審査および占有となる、強制的な状況で管理されたということを判決した事案がある。

Ordway v. Hargraves 事件判決において⁵、マサチューセッツ州の連邦地裁は、妊娠した生徒が他の生徒と一緒に授業に出席する憲法上の権利があり、妊娠中の生徒に対する特別な取扱いをする教育上の理由がなければ学校当局は生徒を特別扱いすることはできず、通

常の高校授業から妊娠している未婚の生徒を学校当局が追放するようなことはできないだろうと判決した。また、*Alvin. Indp. Sch. Dist v. Cooper* 事件判決において⁶、テキサス州民事控訴裁判所は、母親である生徒を他の生徒と一緒にの授業に出席することを妨げていた公立学校規則を無効にした。

唯一排除された生徒に役立てられるもうひとつの手段は、21歳以上の生徒に要求されている成人の教育クラス出席することである。裁判所は、このような政策が妊娠した生徒の公立学校教育を受ける権利に違反すると決定した。同じく他の裁判所は、このような否定が、結果として容認できない差別になるという理由で課外活動から結婚した生徒の排除を無効にしてきた。

¹ 411 U.S. 1 (1973).

² 457 U.S. 202 (1982).

³ 434 U.S. 374 (1972).

⁴ もっとも、家族に関わる問題の全てが基本的権利の厳格審査基準の問題として取り扱われるとは限らない。 *Lyng v. Castillo*, 477 U.S. 635 (1986); *Bowen v. Gilliard*, 483 U.S. 587 (1987).

⁵ 323 F.Supp.1155 (D. Mass. 1971).

⁶ 404 S.W.2d 76 (Tex. Civ. App. 1966).

第4節 小 括

以上、第2章および第3章において、教育の機会均等の場面における差別を取り扱った連邦最高裁判所判決を確認してきた。これらによれば、公立学校において“人種差別”が問題となる場合、原則として連邦憲法修正第14条が適用され厳格審査基準の下で学校人種分離制度が救済されるか否かが論じられてきており、そのほとんどの事件で違憲ないしは違法の判断が下されている。

性差別の問題になると公共の場における容姿や外見に基づく差別が認められる場合以外、修正第14条が適用されない。また、審査基準も人種差別の場合と比べて引き下げられている。そしてセクシャル・ハラスメントのような私人間の場合には修正第14条の適用はなく第9編と42 U.S.C. §1983の適用により判断される。

年齢および能力の問題になると、修正第14条により違憲の判断が下されないことが多い。えに、連邦最高裁判所の取り扱いとされる事案が見当たらない。これらは、分離しないことが当事者の不利益につながるという点に合理性を見出しており、特に能力に関わる天授者は容姿や外見に左右されない問題とされる。けれども、特別に資金が投入されるという側面がある。いいかえれば、差別の問題というよりも、優秀なものの優遇するための適切な手続きがなされているかどうか問題点にある。

そして、学校教育に関連しながら差別の類型を歴史的に見てきたことからわかることがある。それは、すべての人に何らかの違いが存在し、その違いが法的に類型化可能となった段階で差別が生まれるということである。当初は、自分(達)と相手(達)が違う、たとえばなら敵か味方か、白人か黒人かというところから始まる。そしてこれに、支配と隷属の関係が見出されてきたときに、合理的な理由があるのかそうでないのかという問題が生まれる。その際、法律で定めるほどの理由があるからということでは憲法が許す傾向にあるという意味で「緩やかな基準」によって判断されるところから始まるのだが、実態が伴わない、たとえば肌の色は違えども同じ人間であるというように、差別する理由が失われるにつれて憲法が厳しく取り締まるという意味で「厳格審査基準」が採用されるようになる。憲法の差別に対する取り組みは、最初から厳格なものではない。すべて緩やかなところから始まる。これは、憲法は一定の方向性を持っていても憲法の具体性が「空」であること、つまり抽象的な規定であるということに由来する。いいかえれば、憲法論として合憲・違憲を論じることは、憲法論としてなんら間違いないのだが、しかし、たとえば「憲法に平等規定があるから不平等は許されないから違憲である」ということにはならないのである。緩やかな基準か、厳格な基準かという問題は、憲法解釈の問題として成熟したかどうか、法律論の段階か否か、というところであり、まさに人権保障の発展段階を知る位置づけなのである。つまり、新しく現れた差別領域は、①運動論から始まり法制化されたり裁判の取り扱いになったりするようになる、②厳格審査基準が採用される憲法問題ではなく、法律が正当なものか不当なものかという法律問題として取り扱われる、③法律論として成熟してくると厳格な問題として憲法問題として取り扱いが可能となる、④世界人権宣言による基本的人権の概念の下、憲法がこの世界人権宣言を意識しているものかどうか判断の必要な要素となる、ただしこの際、国内問題であれば憲法が優先するのであって条約が

優先するのではない。これらは、このプロセスをたどることが求められ、すべて、憲法の下で法律で規定されて解釈が進められることが前提となる。このプロセスをたどらないものは、憲法論になるけれども憲法の人権保障を受けるか否かという問題として取り扱うことができない。これに基づけば、人種差別問題は、憲法保障の問題として取り扱いが可能、性別差別問題は、それぞれの性別の本質の保護に関わるか否かによって、憲法保障論と法律保障論、いいかえれば厳格審査基準の適用、緩やかな基準の適用、この間の中間審査の基準の適用というように完全な憲法保障の問題として取り扱われることはない。年齢や能力は、新しく論じられる領域で、現在はまだ、法律論の領域にとどまっている。そして、アメリカは、付随型違憲審査制を採用しており教育の機会均等という問題が関係していることから、それぞれの法的問題に付随して教育の機会均等の理論が発展するのである。

では、次の章から扱う「言語に基づく差別」の問題は、今どこの領域なるのか。まずは、確認作業をしていこう。

第4章 教育の機会均等と言語に基づく差別

言語に基づく差別があるのかということについて、近年までは、人種差別問題に付随する問題とされ、言語単体では差別という意識を持つことがなかった。2009年 *Horne v. Flores* 事件連邦最高裁判決は、アリゾナ州のノガレス学区において、子どもがことばの教育を受けるということを軸に、英語学習プログラムと教育機会均等法、裁判所命令の及ぶ範囲、州の教育自治権の回復など、メキシコと国境を接する州であるがゆえのアメリカが抱える問題を一手に取り扱った事件である。この事件の前には、アリゾナ州の英語公用語化法の内容が違憲と宣告されたり、この判決のあとには、不法移民の取扱いに関する法律が法律の核心部分を除いて違憲であると宣告されたりと、異国の人間であることを理由に見過ごしてはいけない問題が基本的人権の保障と法解釈を通じて議論されている。

第1節 英語公用化の問題

第1項 “English Only” と “English Plus”

“English Only” とは、英語教育を通じて学習者の母語と母国文化を一掃し同化をはかることを目指し、もう一方の “English Plus” とは、英語と母語の同時教育をおこない、多様な言語、文化の共生を目指すというものである¹。

この二つの目標設定は、アメリカの歴史をみると交互に入れ替わっていることがわかる。17世紀以降から2世紀ほどは、バイリンガル教育や母語教育に比較的寛容であった。19世紀後半からの世界大戦による敵国思想の排除や移民排斥運動に基づき English Only が活発になり、キューバ革命後の移民流入で1968年バイリンガル教育法の成立により English Plus が活発化、そして1980年以降については上院への英語公用語化法案提出やカリフォルニア州の提案227号に見られるように、English Only の動きが再び活発になっている²。

英語学習プログラムは、大きく分けてバイリンガル教育プログラムと英語没入法教育プログラムの二種類がある。バイリンガル教育プログラムは、母国語や日常使われている母語を尊重し、うまく使いながら同時に英語学習を進めるというもので、子どもの母語がもっとも重要な位置におかれるという特徴がある。これに対して、英語没入法教育プログラムは、教室や授業を実施する際に限り英語のみを使用するの環境を作り出して環境に適応させる形で学習を進めるというもので、実施の時間・場所・態様がはっきり示されていないという特徴がある。いずれにせよ、どちらとも、子どもの英語力を高めるという目的があり、母語を根本的に排除しようとする動きが見られれば違法の扱いを受ける。

<バイリンガル教育プログラム>

- ① 移行型バイリンガルプログラム (transitional bilingual programs) : 英語学習者の英語成熟度に基づきクラス変更していく方式で、もっとも利用されている。
- ② 補強型バイリンガルプログラム (maintenance bilingual education) : 英語学習者の母

国語と文化を取り入れておこなう方式で、英語と母国語を同時に指導できるメリットがある。

- ③ 二股型バイリンガルプログラム(two-way immersion programs)：生徒の母国語と英語を別々の教室で指導する方式で、英語に関しては、次に見る没入法をとっている場合がある。

<英語没入法教育プログラム>

- ④ 保護型英語没入プログラム(sheltered English programs)：中等教育レベルの生徒を対象に生徒が理解できる英語のみを使って指導する方式である。
- ⑤ 構築型英語没入プログラム(structured immersion programs)：教室内で生徒らの母国語を一切使わず、すべて英語を用いて授業をおこなう方式である。
- ⑥ 解放型英語没入プログラム(pulled-out immersion)：道具として英語を第二言語にする生徒の為のもので、英語の特別指導を受けることで英語の授業から解放される方式である。

第2項 連邦司法省の解釈

連邦司法省は、EEOA 第 1703 項(f)を連邦裁判所の判決に従い解釈している。以下は、連邦司法省のウェブサイトにおいて確認可能である。

「EEOA 第 1703 項(f)は、州教育当局と学校区に対して、学校区の教育プログラムにおける平等に参加することから ELL 生徒を妨げるということばの壁を越えるための適切な措置を講じることを要求する。この項は、EEOA を守らせる努力をする部分として、州教育当局と学校区が ELL 生徒に対するサービスを十分に提供しないという不服申し立てを調査する。第 1703 項(f)は、第 2 言語としての英語(ESL)プログラムのような a language acquisition program(LAP)の特別タイプを実施する学校には命令しないのだが、裁判所は、法に従っているかどうかを審査する三要件基準(three prong test)を用いて審査する：

- ① 学校のプログラムが、堅実な教育理論・原理に基づく場合、
- ② 学校のプログラムが、効果的に教育理論を実行し合理的に決められた場合、および
- ③ 立法府の打ち立てたプログラムの与える十分な期間にもかかわらず、プログラムの結果は、ことばの壁を実際に越えることができるということを明らかにした場合。

状況を判断する例：学校区もしくは州当局の行為に以下のことが含まれていれば EEOA 違反である。

- ① ELL 生徒に LAP を提供しない、あるいは ELL 生徒に言語サービスを十分に提供しないとき、
- ② 効果的に LAP を実行するリソースを提供しない(たとえば、ESL 教師、および ESL 教材が不足する ESL プログラム)、
- ③ 英語力が十分でない生徒を見つけるための手段を講じないとき、
- ④ 十分な英語力を身につけた ELL 生徒を LAP より終了させない、もしくは、十分な英語

- 力を身につけた生徒となる前に親または保護者の許可なく ELL 生徒を終了させた場合、
- ⑤ 英語の話せないもしくは英語力の乏しい ELL 生徒の親または保護者に対し、重要な notices or documents の変更を、手紙か口答で提供することなく趣旨を伝えない場合、
 - ⑥ ELL 生徒が receive 特別教育サービスを受けるという理由で ELL 生徒に言語の身に付く援助を提供しない、もしくは ELL 生徒らに特別教育サービスの資格を与えたにもかかわらず ELL 生徒のために特別教育サービスを提供しない場合、
 - ⑦ および、ELL 生徒らが LEP であることを理由に天授者プログラムより彼らを締め出した場合。」³

連邦司法省は、これまでの下級審判決などを整理して、このような言語教育に関するガイドランスを示している。さらに、2011 年、連邦司法省は、連邦教育省と連携してこの問題に取り組む覚書を交わした。

第 3 項 連邦の英語教育への取り組み

アメリカの多くの言語マイノリティ生徒は、学区が不適切な学校教育プログラムを実施していたことにより、十分な教育の機会を確保できないでいた。こういった言語マイノリティ生徒のために、連邦政府は、生徒の第二言語学習方法、教師の訓練方法、および新しい教育方法論とプログラムの有効性に関する調査のため、わずかながらの資金と連邦教育省英語習得管理当局(The Office of English Language Acquisition)を用意した。同局は、奨学金プログラムの行政管理、先導役と技術補佐の提供、サービスの調整、最高の実施の促進、および成果の評価などを行う機関である⁴。

こういった連邦政府の支援により、多くの言語マイノリティ生徒達は、公立学校課程からの恩恵を与えるという教育の機会均等と一緒に彼ら用の英語学習プログラムを提供されるようになった。しかしながら、学校が受け入れない、あるいは適切な措置が講じられないといった場合には、生徒らは法的な保護を求めて連邦裁判所に申し立てることができる。このような場合、生徒らの権利は、修正第 14 条、1964 年公民権法第 6 編、および 1974 年教育機会均等法 (EEOA) により保障される。

前述の連邦法のほかに、1968 年のバイリンガル教育法 (Bilingual Education Act) が制定された。アメリカ合衆国は、単一人種、民族、言語によって成り立つ国ではない。様々なネイティブ・アメリカンの部族、使用言語の違う多くの国からの移民によってコミュニティが形成され、コミュニティの集合体によって成り立つ国である。それゆえに、アメリカ合衆国には、国語を定める連邦法が存在せず、公用語を定める連邦法も存在しない。ただし、建国 13 州がイギリスと深いかかわりを持つ州であることから、英語が共通言語として普及しており、政府は英語を用いて国家運営を行っている⁵。

2000 年 8 月 11 日に出された Executive Order 13166 は、アメリカ全土の学力低下を懸念したクリントン大統領によるものである。目的は、英語力の乏しい市民 (LEP) が、連邦機関のサービスをしっかりと受けられるように、LEP の人が 1964 年公民権法第 6 編の禁止する差別のうち national origin として取り組むよう指示したものである⁶。

NCLB 法 (2002) は、ESEA が 9.11 テロの影響を受けた連邦政府のもとで、かつこれまでの

教育政策を引き継いで改正された法である。法的分類としては連邦資金法の一つに数えることができる⁷。これまで ESEA に組み込まれていたバイリンガル教育法は、大きく変更されることはなく従来の文言のまま第三編に組み込まれたのである。

第 4 項 州の英語教育への取り組み

州法レベルでは、公立学校のバイリンガル教育廃止を求める反バイリンガル教育法が成立している。カリフォルニア州(1998年)、アリゾナ州(2000年)、マサチューセッツ州(2002年)、といった英語公用語化法を成立させている州が挙げられる。ここでは、カリフォルニア州とアリゾナ州について若干の確認を行っておく。

1 カリフォルニア州提案 227

カリフォルニア州は、アメリカ西海岸に位置しネイティブ・アメリカンの文化地であり、スペイン植民地から転じたメキシコ領であった。しかし、アリゾナ州と同様の独立戦争を経たものではなく、1846年アメリカの宣戦布告によりはじまり、1848年2月2日のグアダルーペ・イダルゴ条約の調印により終結した米墨戦争の戦果であった。この条約は、アメリカがメキシコに約2000万ドル⁸を支払い、メキシコより正式に割譲されることで、両国間の国境が初めて引かれるというものであった⁹。1849年の州憲法制定会議で奴隷制を違法とした州憲法を全会一致で制定し、1850年9月9日、連邦議会の承認を経て、州に昇格し連邦に加盟した。これにより、スペイン語を日常言語とする市民が多く存在する州の一つとなったのである。また、後述のアリゾナ州と同様に国境隣接州であることから、スペイン語話者の不法移民が多い。

1994年、カリフォルニア州の提案 187 は、不法移民に対する公立学校を含む社会福祉サービスの提供を拒否できることを採択したものであった。この提案 187 は 1982 年 Doe 事件におけるテキサス州法と同類のものであるとの指摘を受けていた¹⁰。1998年3月、連邦地方裁判所は、カリフォルニア州の提案 187 が連邦法に専占するとして違憲とした。この後に新しく選出された知事は州知事は、控訴を取り下げたのだが、直接バイリンガル教育を目標に「子どものための英語」を掲げた提案 227 を準備しており、同年11月の住民投票により採択された。

提案 227 は、判例法による重要な意義を含めて、英語を全く話せない、もしくは英語を少しだけならば話せるという生徒の指導に関する厳密な規律を設定したものである。提案 227 は、公立学校の全ての子どもが「保護型英語没入法(SEI)」による英語教育を命令をする。SEI は、ほぼ全ての教室指導を英語により執り行う場合に、特別に用意された素材と指導方法により実施することを命令する。この法は特に、バイリンガル教育の利用を断念した学校区に対して命令するものである。SEI の対象となる州の移民の子どもらは、実際に高い落第率が続き、かつ英語力が低いという状況であったために、バイリンガル教育が優先利用されなくてはならないにもかかわらず実施できない状況であった。ただし、すでに高い英語技能を持ち、あるいは伝統的な学習指導要綱について行けるという子どもは、SEI より解放される。その場合にできえ、学年水準平均 20 以上免除された生徒は、たとえ

ばバイリンガル教育の提供を要求するなど、代案プログラムの前に要求される¹¹。

2 アリゾナ州の移民政策

アリゾナ州は、ネイティブ・アメリカンの文化地、その後のスペイン領植民地を経て、1821年のメキシコ独立宣言時は、メキシコのビエハ・カリフォルニア州の一部であった。アリゾナは、アメリカ合衆国が1848年の米墨戦争によりアリゾナの大部分を獲得、ヒラ川下流域の土地はメキシコからガズデン購入により取得し、1863年2月24日に別々の領土に編入されるまで、ニュー・メキシコ準州の一部として統治された。ニュー・メキシコの一部として連邦に加入するは、アリゾナの多数の住民に拒絶された。ニュー・メキシコ州が誕生した約一ヵ月後の1912年2月14日、アリゾナは、公式に連邦へ承認され、アメリカ合衆国の州となった。メキシコとの国境に位置するため、不法移民者が多い。このような背景を持つ州であるため、英語ではなくスペイン語を日常言語とする者が多いのである。

それゆえに、英語に関するバイリンガル教育の実施に関して、Brown 事件判決の迅速な措置や、バイリンガル法に従わない州法による語学教育の実施に関して、数件の違憲判決が出されており、特に、後述の Flores 事件に関連する 1998 年の連邦最高裁判所判決では、違憲判決が出されている。しかし、2000 年アリゾナ州議会にバイリンガル教育の禁止を求める提案 203 が提出され、州民投票の結果、「構築型英語没入プログラム (Structured English Immersion: SEI)」により英語学習者を支援する法が成立した (ただし、アリゾナ州のネイティブ・アメリカン各部族の言語は、連邦法で保護されており、提案 203 からの適用除外となっている)。2006 年には英語公用語化法が成立し、2010 年に国内でも最も強硬な不法移民法を成立させ、2012 年の連邦最高裁判所において同法が合憲とされた¹²。

¹ 島田和幸「移民教育政策」アメリカ教育学会編『現代アメリカ教育ハンドブック』（東信堂 2010 年）10-11 頁参照。

² 松尾知明『多文化教育がわかる事典 - ありのままに生きられる社会をめざして』（明石書店 2013 年）176-179 頁参照。

³ <http://www.justice.gov/crt/about/edu/types.php>, accessed October. 1. 2013.

⁴ <http://www2.ed.gov/about/offices/list/oela/index.html>, accessed October. 1. 2013.

⁵ もっとも、地域によってはスペイン語話者が多いこともあり、そのような地域での選挙活動では、スペイン語による演説をおこなっているという実情がある。

⁶ <http://www.justice.gov/crt/about/cor/13166.php>, Accessed 2013. October. 1.

⁷ 教育は連邦に憲法上の権限がない領域であるため、ほかの連邦法に優越するのではなく、“連携”することで解釈の変更が可能な法なのか検討する余地があると考えている。

⁸ 正確でないので調べること！

⁹ これまでの国境は、1819年のアダムズ＝オニス条約でスペインとアメリカの間で交渉されたものであり、現在のカリフォルニア州とオレゴン州の州境を定めるというものだった。

¹⁰ Rosemary C. Salomon, “*true American*” (Cambridge, Mass: Harvard University Press, 2010), at 153.

¹¹ *Valeria v. Wilson*, 320 F.3d 1014 (9th Cir. 2003) 事件判決は、カリフォルニア州提案 227 は、修正第 14 条の平等保護条項違反しないと述べた判決である。

¹² *Arizona v. U.S.*, 132 S.Ct. 2492 (2012).

第2節 教育の機会均等と言語に基づく差別の事件

ここでは、バイリンガル教育に関する訴訟事件を中心に、救済基準がどのようになっているのか確認していく。

第1項 過去の教育における言語の問題

1 インディアン同化政策に基づく教育の実施

かつてアメリカには、インディアンの民族浄化を目的に、インディアンの子どもたちのために居留地からはるか離れたところにつくられた私立のインディアン寄宿学校が存在した。ここでは、「生産者としてのアメリカ人」となるべく、文明とは何かということを経クリスト教から学ぶべしと、民族の言葉の使用を禁じ英語で教育を行い、クリスト教以外の信仰を禁じていた¹。1908年の Quick Bear v. Leupp 事件連邦最高裁判決は、連邦政府の政策の下で、インディアンのアメリカ人同化を進める目的を有していたカトリック系宗派学校への公費援助に関係する事件であり、スー族の資金を宗派学校に投入すべきではないとしている²。原告は、連邦市民かつサウス・ダコタ州のスー族集落のインディアン、被告は連邦市民かつワシントン D.C. の居住者であった。かつて連邦政府は、インディアンが巨額な譲渡された土地とその他の権利を準備したという下で、スー族の居留地を設けた。これを考慮して、連邦は、子ども 30 人ごとに寄宿舎(a house)が提供されるべきで、加えて私たちの英語教育の初等部門を教えている教師に匹敵する教師が 20 年供給されるべきであるということに賛成した。

本件は、インディアンに対する同化政策に基づく宗派学校のインディアン教育が、教育政策の一環として行なわれ、民族浄化を目的とした強制的な英語教育であったという事実が存在している³。また、一般人(本件は、スー族)から公権力側に託された資金の性格を尊重しなくてはならないことを示しており、出資者の不利益にならないように、すなわち差別があることを前提に、差別をしながら差別を強制的に是正しようとしなさいことを生みださないよう尊重されなくてはならないと考えることができる。つまり、出資者から委託されている場合における公教育の実施は、①出資者の資金用途の目的、②出資者の伝統的な権利を侵害しないことの二つがあげられる。本件ではこの二つの点は、①スー族の目的に適っていなかった、②寄宿舎による教育は、宗教教育の名の下インディアンの伝統を無視したうえで破棄させる内容のものであったということが、あてはまっている。言語に基づく差別に関しては、先住民族の言葉をまったく使わせないようにしていたところが問題であろう。

2 教室における使用言語が問題とされた事件

過去には、旧移民の白人同士でも差別が問題になった。このことに関するもっとも有名な過去の出来事が 1923 年 Meyer v. Nebraska 事件連邦最高裁判決⁴である。当時は、第一次世界大戦時のドイツの影響に伴う敵国思想排除のアメリカナイゼーションが進められていた事実があるにせよ、同事件では傍論にてにおいて、ドイツ語で公立学校カリキュラム

の授業をしてもよいのかという点が論じられ、最高裁は、8年生以下の生徒に外国語を教えることを禁じたネブラスカ州法が違憲であるとした。後に、1923年 *Bartels v. Iowa* 事件連邦最高裁判決⁵におけるホームズ裁判官は、反対意見のなかで、ネブラスカ州法が国民が共通の言語を用いるという望ましい結果に到達するための合理的手段であると述べていた⁶。Meyer 事件は、言語による差別が存在した事件なのである。

以降、1955年に *Brown* 事件判決がだされたものの、同事件では公立学校における人種分離廃止を素早く是正するように裁判所が監督することを示したのみで、移民の母語と共通語が同時に存在することに関連し、1958年国防教育法の制定まで連邦政府は、外国語が何かということを決めていない。Brown 事件判決の影響から、外国語の授業が問題となるよりも、肌の色、出身国、民族に基づく取り扱いが差別の問題として重要視されている。言語に基づく差別の問題が、連邦の法律問題となってゆくのは、1968年バイリンガル教育法の制定以降、次に見る *Lau* 事件判決までかかるのである。

第2項 バイリンガル教育に関する判決

1 英語教育問題のリーディングケース Lau 事件連邦最高裁判決

1974年 *Lau v. Nichols* 事件連邦最高裁判決は⁷、LEP 生徒の権利に関係している唯一の連邦最高裁判所判決である。Lau 事件判決は、EEOA の制定される以前の問題であり、第6編違反を示した事案であり、さらに ELL、バイリンガル教育などの事案におけるリーディングケースとされている。本件は、英語を得意としない中国人系の子どもが、LEP 生徒のための英語学習科目開講の要求をサンフランシスコの公立学校が受け付けないと訴えたものであった。連邦最高裁は、生徒達を支持し、修正第14条の審査をしないとしたうえで、十分な英語教育の不足が第6編違反であると判決した。裁判所は、取り扱いに関するだけの平等により、同種の設備、テキスト、教師、およびカリキュラムを生徒にただ単に提供しているだけで生徒らが全く効果を得られていないということ、さらに、「公教育を嘲笑う (make “a mockery of public education”)」学校の中でも、基本的な英語技術が公立学校で学習するための核であること。生徒達の英語が未熟なことは、十分な教育効果を獲得できないことにつながるということを示した。本事件以降、連邦政府が州・地方教育政策に積極的にかかわることが事実上認められるようになってゆく。

Lau 事件判決は、下級審とは対比的に、連邦最高裁判所が修正第14条に関して審査せず、控訴審の公民権法第6編の解釈について言及している。けれども、歴史的にみて修正第14条は、公民権法の人種差別禁止規定を強化することを目的のひとつとして持っており、このように見る限り、公的資金の投入の場面で教育をうける権利のうち、機会均等に侵害があることが見出せる。さらに本事件以降、連邦政府が州・地方教育政策に積極的にかかわることが事実上認められるようになってゆく。こういった点で重要な判決である。

修正第14条は、公民権法の人種差別廃止規定を強化する目的があるため、教育をうける権利の内容が明らかになれば、連邦憲法上の厳格審査基準に対応する基本的権利として十分に見出せる可能性がある。この教育をうける権利が、連邦憲法上認められているのかいないのか検討していこう。

2 Castaneda v. Pickard (Castaneda I) 事件における三要件審査の基準

Castaneda I 事件は、第 5 巡回区判決、つまり連邦控訴裁判所判決であるが、英語教育に関して非常に重要な地位を占めており、リーディング・ケースとして連邦司法省の解釈に採用されている。

Castaneda I 事件は、テキサス州レイモンドビルにおいて、メキシコ系アメリカ人の子どもとその親は、学校区が公平なバイリンガル教育を実施していない事が人種差別の政策と実施であるとして、憲法と関係する連邦法に基づいて提訴した⁸。この時に裁判所は、①教育理論に満ちた英語学習プログラムに従っているか、あるいは少なくとも立法府の経験上の方策であるかどうかを確定すべきであること、②学校制度が、選択した現実の教育理論を変更する為に必要な実施、方策、および職員といっしょにやりきらなければならないのかどうかを決定すべきであること、③仮に②が法的に満たされているならば生徒の直面する言葉の壁を現実にこえることができているのかどうかであるということを満たすことを条件とした三要件基準を示した。

結果として、裁判所は、裁判所が英語教育を認める命令を出す条件について、ことばの壁をこえるためにに使用されてよいということ、および概して同等のものをこえて一つの方法を要求しないということについてたくさんの教育上の理論と慣習があることを承認した。事実、彼らは、高価でなくかつ厄介でない選択が無駄でないということを証明してきた時に限り、(しばしば原告らにより提案された)バイリンガル教育の使用を命令する傾向がある⁹。

以降、基準が示されたことで、下級裁判所は、人種に基づき差別なくバイリンガル教育の実施が公平に行われているのかどうかを容易に判断できるようになったのである¹⁰。

3 Castaneda I 事件判決以降の判決にみる言語に基づく差別の存在

第 3 章で確認した 1982 年 Plyler v. Doe 事件連邦最高裁判決は、Rodorigez 事件判決で否定された教育をうける権利が連邦憲法上の基本的権利であるのか否かについて述べている¹¹。連邦最高裁判所は、親である不法移民とその子どもが、“条文にある何人”にあたり、そして、修正第 14 条の保護を与えられるということを判断した。州法は、不法移民の子どもの教育をうける権利(the right to an education)を否定していることにより不法移民の子どもをすごく不利な立場にしてきた。テキサス州は、法で禁止するだけ“やむにやまれぬ州の利益”を満たすだけの立証ができていない。連邦最高裁は、州法が違憲であるとして無効にし、不法移民の子どもが無償の公教育に参加することを認めている。つまり、少なくとも、不法移民の親を持つ子どもが、英語で実施されるアメリカの公教育の授業に参加することを認められているということから、アメリカの公教育は、何人にも教育をうける権利があるというように解することができる。ただし、ここから言語に基づく差別のあるなしを判断することは、公教育をうける自由と権利が認められたにすぎないということから難しいと思われる。

次に、言語教育を実施する決定権の所在に関して、1983 年 Keyes v. Sch. Dist. No. 1 事件コロラド州連邦地方裁判決¹²は、デンバーの公立学校のコンプライアンスを評価してい

る中で、法が教育プログラムに関係していることから LEP の子どもを妨げているという障害を取り除く行為を行う学校区の義務を置くにもかかわらず、あらゆる LEP の生徒に対して完全なバイリンガル教育プログラム要求するものではないということを決定した。裁判所は、「目標に向けた結果を生じさせるための合理的な効果だろう」ということに対する取り組みを不適切としたのである。SEI が使用されるということを確認するために、州は、現実的損害賠償と弁護士費用についてはもちろん、SEI 教育を受ける事を告訴する権利を親に与えているなかに、法律に親からの強要であるとの条文を設けた。英語で「圧倒的に」教えることを頑固にかつ拒絶し続ける教師は、個人的に法的責任がある判断されてよい。州の教師組合は、あいまいな憲法違反が存在しているとしてこの条項を非難した。つまり、言語教育を実施する義務は、親から学校教育を委託された学校区に課されており、教師は学校区のプログラムに従って行わなくてはならないのである。したがって、教師に教育の自由が認められておらず、親の教育権が最も重要であるということになる。

1986 年の *Castaneda II* 事件第 5 巡回区判決は、*Castaneda I* 事件における学校区のバイリンガル教育が第 6 編に違反しないという地裁決定を支持した。(制度の目的、運用状況とその結果を見る限り、) レイモンド独立学校区のバイリンガルプログラムは、EEOA § 1703(f) に従う州法の適切な措置に沿ったものである。当裁判所は、裁判所の事実認定で立証する記録がたりないということ、あるいは、修正第 14 条、公民権法第 6 編、または EEOA の下での義務に違反していたという説得ができないのであると述べた¹³。

1987 年、*Gomez v. Illinois State Bd. of Educ.* 事件第 7 巡回区判決において、①選択した理論が健全である限り、たとえ他の理論がさらに適切に見えるかもしれないとしても、当裁判所は、その理論を採用している教育庁の判断に従わなくてはならない。②最初にこれらのプログラムを選択する学校制度について実体的な裁量の範囲を規定した後で、当裁判所は、「適切な措置」が講じられていたということの疑念を払えないく、反対に、実施の効果は、採用された教育学的な手段のために供給されなければならない。③プログラムは、最初の *Castaneda* 事件の二つの境界点を通過でき、今はまだ、基準にされた理論が強く望まれた結果を最終的に与えていないという理由か、当局がその適用によって生じたという要求へのプログラムを採用しないという理由かのどちらか一方を、問題の学校制度のためにもはや適切な処置に相当しないと再びすることもある。裁判上の学校制度に対する敬意は、仮に、制度が一定期間実質的に進展していなかったというのなら、保証されない¹⁴。裁判所は、たとえば成文法の記述の中で使用した他に記述された言葉よりもあいまいでないとする「ほとんどすべて」と「圧倒的に」などの言葉を発見し、そしてまた、このような言語がもしあれば、単に英会話を無視する意義をたぶんおじけさせることを合理的に説明したのである¹⁵。

対照的に、1989 年の *Teresa P. v. Berkeley Unified Sch. Dist.* 事件判決において、原告は、EEOA と第 6 編違反を異議申立て、そして生徒の母国語による指導を要求し、裁判所は、①学校区の教師は堪能、適任、かつ経験豊富ということを見つけ、②母国語の学問的援助はすべての題目の中の 38 言語について利用される、③文化的強化プログラムは幼稚園から 3 学年までについて運営していたことを確認し、プログラムが、健全な理論を基準にし、その理論と一致して実施し、かつ十分な結果をもたらしたということに反対して、そ

して事実認定したカリフォルニア州の学区の第二言語としてのスペイン語バイリンガルプログラムと第3形態としての英語教育が、適法であると判決したのである¹⁶。

2005年 Leslie v. Bd. of Educ. For Illinois Sch. Dist. U-46 事件判決は、①言葉の壁、②被告(教育行政機関)が、壁を取り除く適切な処置を施さない、③結果的に児童・生徒の教育プログラムの平等な参加を妨げている、といった明文化されている 1703 項(f)違反の要素を確認している¹⁷。

学校内で母国語の使用を禁止していることが問題となった 2006 年の Rubio v. Turner Unified Sch. Dist. No. 202 事件判決は、カンザス州の公立学校において、校長と教員が学校にいる間は、スペイン語を話すことを生徒に禁止するという言語に基づく差別の事件である¹⁸。生徒は、スペイン語使用禁止の差し止めを求めるために、修正第 14 条、第 1983 項、および公民権法第 6 編違反を請求した。裁判所は、学区は、校長と教師が最終決定権者ではないことを理由に、使用者責任の下で使用者の法的責任がないとして修正第 14 条と第 1983 項の訴えを却下し、さらに、個人の被告人に不利な同類の申立てについては教育者が限定された免除の権利を与えられたとして却下した。そのうえ、原告は、そこには、公立学校に在学中に外国語を話す明らかに確立された権利があるということの証明を怠っていたのである。上記のことにもかかわらず、裁判所は、ヒスパニック系生徒を有した実施に悪影響を与える本質的に異なるものと考慮し、原告の第 6 編違反の異議申立てを却下することを拒否した。しかし、立証責任は生徒側にあり、十分な証拠が示されることが条件ということになる。この事件は、人種が問題となっておらず、言語に基づく差別が合理性の基準によって解決されることを示している。

第3項 Horne v. Flores 事件判決

Horne v. Flores 事件判決¹⁹は、1992 年、アリゾナ州ノガレス統合学区において、ELL 生徒と親の集団が、州のプログラムが児童・生徒の教育機会均等を妨げる「ことばの壁をこえるための適切な処置を講じる」ことを要求する EEOA 第 1703 項(f)に違反していると訴えたことから始まる。本件は、多くの論点を抱えている事件であるためすべてを確認するのではなく、言語に基づき教育の機会均等を妨げないとする EEOA 違反に関連して、適切な英語教育の実施を根拠に教育自治権の回復の是非を通じて、教育機会均等の実現のために適用される分離廃止基準がどうなっているのかという点に注目し、連邦裁判所の言語に基づく差別の取り扱いについて以下に要約した判決より確認する。

1 事実の概要

本件は、1992 年にアリゾナ州ノガレス学区の生徒と親(原告)が、州政府、州教育委員会、および州教育長(被告)を相手に、ノガレス学区の ELL プログラムの提供が EEOA § 1703 の「適切な処置」に違反し不十分であるとアリゾナ州地方裁判所に宣言的判決を要求し提訴したところから始まる。地裁は、州の処置について具体的に言及せず、州および地方教育当局の教育権限の裁量の範囲内とした。しかし、原告らは 1999 年に再び訴訟を起こした。翌年の 2000 年 1 月、地裁は、被告が EEOA 違反に違反するとの結論を下し、被告側

は控訴しなかったのである。

同年 10 月、地裁は、州に対して ELL プログラム実施予算の準備をするように命じた。そして翌年 2001 年、地裁は、宣言的判決の命令を州全体にわたり適用することで、命令的な救済を容認したのである。地裁は、EEOA 違反がノガレス学校区で保証され、ノガレス以外の学校区で違反が見つからなくとも、この命令を実行した。裁判所は、必要な資金を提供する州に 2002 年 1 月 31 日の期限を設定した。2005 年 1 月、裁判所は、州が ELL プログラムの適切かつ合法的な資金を提供するために、90 日間の猶予を与えた。しかし、州は期間内の実行怠ったので同年 12 月、裁判所は侮辱行為として州に罰金を課した。

これに関しても被告は控訴をせず、判決は一部の州公務員らが実施を支援したと述べた。2001 年に、州法務長官は、裁判所命令に不本意ながら同意し、その処置として、州は、一様な学校資金とアリゾナ州憲法の関連性を説明した。2006 年、州は永久的な解決のために HB2064 を可決した。HB2064 は、新しい 2 つの基金の創設、新基金が連邦財源により補われること、さらにプログラム編成と構造変更を実施するものであった。知事は、HB2064 の基本対策に賛成しないにもかかわらず、知事の署名なしで法を発効する法案を容認した。知事は、資金増加の効力が生じるために裁判所の決定を要することから、法案の入手こそが連邦法に州が従う究極の手段であると説明し、法務長官に早急に決定するよう要請した。

ここでは、州教育委員会、州政府、原告が被告となる。さらに、の州上下院の両議長も訴訟に参加することとなった。地裁は、許される仲裁に関する立法府の提案を聞き入れた。そして、立法府と教育長(ここでの原告と一緒に)は、HB 2064 に照らし地裁による侮辱行為制裁の浄化を提出した。代替措置として、彼らは、変更した状況に基づき、連邦規則の市民手続 60(b)(5)の下で救済を申請した。地裁は、原告の提案を拒否し、HB 2064 が三つの事項について必然的に無効にされるとした。①裁判所は、HB 2064 により ELL 増加資金が増えたと同時に、この増資が ELL プログラム編成を合理的に関連させる効果がない。②裁判所は、各々の ELL 生徒への資金提供が二年を限界に不合理に課されている。③裁判所にしたがって HB 2064 は、「付加給付金」という州資金というよりも、「とってかわる」連邦資金を利用すること連邦法に違反した。裁判所は、変更した状況が、不公平なオリジナル宣言的判決命令の継続した実施をもたらしたという原告の規則 60 の訴えを処理しなかった。これにより原告は控訴した。

第 9 巡回区控訴裁判所は、地裁の 2006 年 4 月命令、制裁、および罰金の負担を無効にし、そして規則 60 の救済が保証されるかどうか決定する証拠のヒアリングについての問題を地裁に差戻した。差し戻しについて、地裁は、原告の規則 60 の申し立てを拒否した。そして HB 2064 が、ELL 教育の全要素の現実に生じた費用に利用できる合理的になじんだ資金という基金制度を設けていないと判決した。裁判所は、この命令に従う立法府会議の終了までとして州に任せた。州は、これをおこなわなかったことから、地裁は、再び州の侮辱行為に対する罰金を決定した。

これにより、原告は控訴した。控訴審は、地裁に賛成である。ノガレス学校区が、2000 年以来十分な発展を準備したことを認めたにもかかわらず、成り行きは、規則 60 救済を保証しないと結論を下した。規則 60 が時宜を得た要求の代役とならないことを強調していること、そして、ELL 増加資金の妥当性に集中しているとしてオリジナルの宣言的判決命令

を特徴付けて、救済は、原告が、もはやアリゾナ州の ELL プログラムと一体にした増加費用としないのか、アリゾナ州がそれら基金モデルを作り変えてきたかのどちらか一方がふさわしいだろうと控訴審は説明した。控訴審は、原告が証拠を用意せずに準備したと結論し、そしてまた、規則 60 救済を保証したという変更した法律の詳細を制定した 20 U. S. C. § 6842 を追加したとして、NCLB 法の請求を含む原告のその他の主張を却下した。

2 法廷意見

【連邦民事訴訟規則 60 と連邦裁判所の審査基準】

規則 60 は、①判決・命令の適用が、もはや公平でないならば、関係者に判決・命令の解除を得ることを認める、②以前の判決・命令の休止することになる決定をする法律に異議申し立てするために利用されてはならない、しかし、③当事者は現実状況か、法律かのどちらか十分な変更が公共の利益に有害な継続的な実施を示すならば、判決・命令を修正・無効にすることを裁判所に依頼できる手段を与える。さらに、規則 60 は、制度改革訴訟の重要な機能を扱う。①差止命令は、残されたままとなり、長い年月にわたり有効であることから、本件ような事件もたらし、そして時間の経過により変更された状況は、頻繁にオリジナルの命令を無効にするための再審査を要求する訴訟を提起する。②制度改革訴訟は、連邦主義の問題が含まれることがあり、本件訴訟は、一般に公教育という州の専権事項とされる領域を含む。連邦主義の議論は、このような事件のもので、連邦裁判所の決定が州ないし地方の予算を優先的に命令するというときに強調される。③制度改革訴訟は、他の事件として区別されるものである。学者たちは、公務員がときおり容認したり、強固に反対することを控えること、および、連邦法に基づく要求よりもはるかに優れた命令になること指摘してきた²⁰。

このような制度は、州および地方の前任の公務員による政策に拘束されることにより、彼らのデザインした立法権と行政権を未来の公務員から違法に奪うだろう。州および地方自治体は、収入と財源を分配するという問題に新しい見識と解決策を提起するために任命され、選出された後任の公務員に依存する。州と地方の公務員は、彼らの代理権授与者の優先事項と関心事のために責任を果たす能力の限界という広すぎないし旧態依然の同意判決を受け継ぐ場合、民主主義的に選挙された公務員として彼らの責務を果たすために彼らの能力を制限する²¹。

連邦裁判所が連邦法を用心深く実施しなければならず、必要な救済を与えるにあたりためらってはならないということは言うまでもない。けれども、将来の制度改革決定の特徴を認めて、当裁判所は、裁判所がこのような判決に取り組んでいる規則 60 の申立てに“柔軟なアプローチ(a flexible approach)”を採用しなければならないとしてきた。柔軟なアプローチは、状況が保証される際、州の義務免除に関する負担が州あるいは州の公務員に素早く戻されるということを確実にするために裁判所が認めたものである。この柔軟なアプローチを適用するなかで、裁判所は、連邦裁判所判決は、仮にそれが〔連邦法に〕違反しない、あるいはこのような違反によって氾濫しないという状態を排除することを狙ったならば、適切な限度を超えるという事実でいなければならない。もし〔連邦裁判所が〕連邦法の合理かつ必要な実施を制限されないならば、それは、彼らの示された立法院

と行政府の未来の公務員を不適當に奪うかもしれない²²。

これらの理由に関して、この規則 60 の調査における重要な疑問は、地裁 2000 年宣言判決命令の目的—たとえば EEOA の適切な基準 (appropriate action) 満たすこと—が、果たされてきたかどうかである。もし、永続性のある救済が実施されているのなら、命令の継続した実施は、不必要なだけでなく不適當である。当裁判所は、EEOA そのものが法の平等な教育の機会、ないしは平等な保障の著しい否認を取り除くために不可欠であるという裁判所の命令した救済を制限する²³。

【控訴審の EEOA 「適切な処置」の審査基準】

控訴審は、規則 60 の分析に従い、基準にかなった説明をしなかった。救済されてきた連邦法違反に限り、できるだけ速やかに州と地方公務員に統制を戻すことを求めるという柔軟な基準を適用していることよりもむしろ、控訴審は、連邦主義の議論への不十分な配慮に代償を払うという厳格な基準 (a heightened standard) を用いた。そしてまた、EEOA に従ったノガレス学区の与えた ELL プログラムの根拠の条件を変更したのかどうかを大雑把に調査することよりもむしろ、控訴審は、オリジナル命令に従って ELL 資金を増やしたかどうかの決定に影響を与えることそれ自体のみに関心があった。控訴裁判所はどちらの問題も誤った判断を下したのである²⁴。

【適切な法律基準と連邦主義の議論】

控訴審は、適切な法律基準の引用に基づいた規則 60 の議論はすぐに脱線した。それは、これらの根拠で説明した“ごくまれ (likely rare)”として規則 60 救済の状況の保証を変更した状況に注目した。そして、原告は、ノガレス学区における状況が地裁の増加資金決定を一掃するように変更したことを明らかにする必要があった。控訴審は、地裁決定に間違いはないと結論を下した。加えて、規則 60 の救済の否定の審査が、『連邦主義の議論に基づいた』州に不利な宣言的判決の状況の中の多少のきめ細かさをおおまかにすべきであることを認めた後、控訴審は、連邦主義の議論がアリゾナ州と州教育委員会がしかるべきところにとどまる差止命令を切望するとして、ここで実際に減らされる。この意見は、被上訴人が認めるようにあきらかに不適切である。異なる州の関係者がこの訴訟における不利な立場を受け入れてきたからこそ、連邦主義の議論は高められる。そしてまた、連邦主義の議論が高められるのだからこそ、規則 60 の救済への柔軟な方法は批判される。判決の目的が達成された時に、州の義務を免除することに対する責任は、州とその公務員に即座に返還されなければならない²⁵。

EEOA は、言葉の壁を克服するための適切な処置を準備するよう州に要請すると同時に、この義務が満たされる方法として選択のために相当量の許容範囲を州と地方の教育権限にゆだねる。もちろん、何らかの教育プログラムが、EEOA に基づいて権限を与えられた適切な処置を含む、求める基金、基金が単なる手段であるということがなければ、終わりではない。アリゾナ州の増加の ELL 基金にとっても集中的に焦点を合わせることにより、控訴審は、EEOA の権限を誤解し、そしてまた、特定に基金の構造を経る適切な処置を説明することを原告に要求したことにより、このような判決例が厳密に任せられるという州と地方の

公務員に関して、それ独自の教育上および予算上の政策的判決を不適切に置き換えた²⁶。

【地裁決定権の限界】

基本的な地裁の意見は、同様の間違いを明らかにする。2006年8月の差戻し命令において、第9巡回区の陪審員は、変更した状況が第一審の裁判所命令の修正を要求したのかどうか、あるいは別の方法で適切な救済との関係を受けたのかどうかについて証拠に基づいた聴聞を行うことを地裁に命令したうえで、連邦裁判所が事情を変更する時に「永久的に差し止めによる救済の」修正要求に敏感に反応されねばならないということを述べた²⁷。

地裁は、巡回区の命令に従わなかった。変更した状況がオリジナルの命令の修正を保証したかどうかを決定しているというかわりに、地裁は、説明された増加の基金を経てオリジナルの命令を満たしてきたのかどうかを単に問うた。地裁は、裁判所が、昨年述べたという今日の同類の問題を事実認定するということを指摘するべきである。なぜならば、HB2064が同じ事ゆえに、問題自身は同じ事なのであるということをはっきりと述べた。このように地裁は、HB2064の前の差戻し分析に基づき、後の差戻し判決に頼った。それは、変更した状況が救済を保証するかどうかについては、広く柔軟な規則60の分析を保証する差戻し命令を無視した。この手法を受け入れているところにおいて、地裁はその決定権を濫用した²⁸。

下級審は、EEOAにより課された義務の性質と規則60の下で要求した調査の範囲の両方とも誤解したのだから、これらの事件は、①州の新しいELL教育の方法研究の採択、②連邦議会のNCLB制定、③ノガレス学校区における構造と運営の改革、④増加した全ての教育基金という判決からの救済の認定を保証しなさい、という最低4つの重要な事実上かつ法律上の変更に関して適切な再調査を行うよう差戻されなければならない²⁹。

【新しいELL教育の提案】

生徒の母国語を利用しておこなう「バイリンガル教育」を基礎とし、2000年11月、アリゾナ州の有権者は、「構造化された英語没入法(SEI)」の取り組みという州全体の実施を命令した提案203を可決した。原告の規則60の申立ての適切な分析は、ノガレス学校区のSEI実施方法が、救済の変更という「はっきりと変更した状況」に相当するかどうかに関して包括すべきである³⁰。

【NCLB法の関連性】

NCLBの英語習得に関する州への要求は、①年一度の英語習熟度テストを実施し、②生徒のために年一度の目標を設定し、③目的を満たしていることを証明する責任のある地方の学校と公務員を拘束することである。NCLBは、市民権を保証する何らかの連邦法と矛盾する方法で解釈されてはならないという留保条項を有する³¹。

NCLBと規則60は、関連性しないどころか、当裁判所は以下の主要な方法により立証されているかどうかを検討する。①ELL教育の供給において重要な構造上かつプログラム編成の変更を実施することを州にうながした。②NCLBは、一般に教育、とくにELLプログラム編成についての連邦基金を意味ありげに増やした。③評価と報告の必要条件を通じ、NCLB

は、発展の証拠とノガレス学区の ELL 生徒の成績の規定を設ける。④NCLB は連邦教育政策の変化を表す。⑤NCLB は、基金レベルを決定することを明確に差し控える代わりに、説明責任の改善を経て説明対象の ELL 生徒の成長に注目する³²。

【法廷意見の結論】

「最後に、私達は、地裁の州全体に及ぶ救済の記載事項に戻る。ノガレス学区は、メキシコ国境と隣接し、アリゾナ州の 239 ある学区のうちの一つである。ノガレス学区の生徒は、州全体の学校人口のうち約 0.5% を構成する。判決は、ノガレス学区以外のいくつかの学区が ELL 生徒への教育機会の均等を提供しないという事実上の発見ないしは証拠がないことを含む。そしてまた、EEOA がたった一つの学区に限定された唯一の違反が主張されあるいは証明される際に、州全体に及ぶ命令を合法にできるかもしれない方法を説明した被告はいない。原告が救済を求める立場を有することが明白でないときに、地裁が州全体に発する司法権を有したということは明らかになっていない。

アリゾナ州憲法の解釈を基準に、前司法長官のノガレス学区だけの救済と州全体の救済が衝突したので州全体に及ぶ救済を肯定的に推し進めたということである。私達は、元司法長官が、“‘ノガレス学区’だけの救済が、アリゾナ州憲法に抵触するので州全体に及ぶ救済を差別なしに主張した”ということを示せる。

上記の議論は、州全体の“連邦”命令に対して基準を与えるものでない。司法長官は、この問題を州立法府や州裁判所に持って行くことはせず、州憲法上の平等基金条項がノガレスと調和する基金の増加を必要としたのか、連邦に従った特例としてノガレス学区にゆだねたのかということ州当局にゆだねた州法の問題である。これを認めないことから、長官の解釈を提案することで、地裁は救済の説明責任を覆い隠したのである。

有償の義務が連邦政府ないし州政府の仕事であるかどうか不明瞭であれば、説明責任は減らされる。州全体に及ぶ基準でアリゾナ州が EEOA に違反しているという決定を裁判所が下すことがない限り、命令は、ノガレス学区を越えて拡張する限り無効とすべきだろう。

EEOA の目的が生命にかかわるほどに重要なものであり、当裁判所の決定がその目的を達成する努力を無しにしないだろうということが問題ではない。もし原告が裁判からの救済を最終的に容認されるというのなら、ノガレス学区は、この制定法が要求することを厳密におこなっている-別の言語を話し成長した生徒に英語を指導する“適切な処置”を講じている-と証明してきたのでみとめられるだろう³³。

連邦最高裁は、このように結論を導き、控訴審の判決を取り消し、地裁に差し戻した。

3 反対意見

では、次に反対意見の一部を見てみよう。反対意見は、ブライヤ判事によるものであり、スティーブンス、スーター、ギンスバーグは、ブライヤ判事の反対意見を支持している。本稿テーマに関連し最も注目するところは、結論部分における言葉の重要性について述べているところである。

【厳格に判断することと不十分な枠組み】

「地裁は、変更した全ての状況を検討し、若干の関連ある変更が講じられていた、と結論を下した。しかし、地裁は、オリジナルの命令を取り消している不十分な変更を最終的に事実認定した。控訴審は、41 ページもの入念な理由で地裁の決定を支持した。当裁判所は、本日、控訴審判決を取り消した。加えて、他の手段に基づく法のもとで州がそれらの責務を満たしていたあいだの年度間の重要な変更の結果としてかどうかの広い問題の公正な検討に代わって〔英語学習〕を指導する為の州の増加資金の適正という狭義の問題に過度に注目した。

当裁判所は、複雑な方法で最終的な結論まで辿り着く。はじめそれは、制度改革訴訟としておこった。しかし、これらの基準や証明に頼る下級審は、ときどき間違いをしてきた。私は、当裁判所のいくつかの理由に反対する。ひとつの理由としては、制度改革は、この事件にたやすく一致するものではない。その他については、見解は、裁判所が不完全である制度改革事件について表明し、そして裁判所が、ここでそれら基準に頼るということを原則とする。それは、規則 60 の持つ目的を事実上ゆがめることになる。最後に、裁判所が無頓着であるなんて間違っていることを確信させる。判決を私自身が調査し、下級審は、集団がそれらの配慮を求めたということの事情の中のすべての変更を『公正に検討』した。単なる適切にとどまらない判決は、この議論を支持する。言葉の中に私は、裁判所が、判決も、法も適切に支持しないという結果に達している不十分な手続きの枠組みを誤って用いていることを心配している。その際に、このことは、子ども達の平等な参加を妨げるといふ言葉の壁を克服するために」必要な英語学習教育を否定する学校に通う子どもを危険にさらす」³⁴。

【6つの基準】

「規則 60 に関する六つの基準を説明してきた。それは、①関係者らが提起しないということを検討する裁判所の責任、②立証責任、③判決を取り消すのか、あるいは修正するののかの区別、④判決の基本目的を達成してきたという証明の必要性、⑤以前に訴えた事柄の再審を要求しないことの重要性、および⑥裁量権濫用の再検討、に関係することである。当裁判所は、「制度改革訴訟」を含むケースを適用し、この基準を無視するつもりである」³⁵。

【事件の性格】

「事案は、基本的な憲法上の基準を満たせなかったという学校、刑務所、ないしは精神病院が含まれていない。…。この事案は、それがブラウン判決をまねたという学校バス通学の事案よりも Goldberg v. Kelly 事件判決(福祉関係の“法の適正手続”に資金提供する立法府のため実質的に要求している)にあてはまるのである」³⁶。

【反対意見の結論】

「本件の要求は、意見が指摘している範囲に見られるように、この事件は、私たちに高

度に詳細な判決を読むことを要求する。この裁判所のメンバーはこの判決が言うことに関して異なる決定に達してきた。しかし、この事件はそれによりもたらされたのである。

第一に、たとえ一方が単なる厳格解釈の事件としてこの問題をみるとしても、裁判官どうしの意見の相違は、当裁判所が地裁の事実認定が正しかどうかを単に決定する大変長い判決の検討だけをしないよう私たちに命じるという事件を聞いて、いつものようにためらうべきである理由を説明する。このような事件における控訴審は、論争を終わらせるものであり、手際よく判決と一致したという決定をだすことができ、そしてまた、公正かつ尊重して事実審の決定を取り扱う傾向が強いのである。

第二に、当裁判所が、この事件の厳格解釈基準の解釈をこえて、新しい見解の枠組みを適用する限り、それは、将来の事件の問題を危険にさらす。新しい枠組みは、明らかに法的支援と説明が不十分かつ不足しており、そしてまた、その枠組みを理解し認めることは、地裁にとって困難だろう。とりわけ、それは“制度改革訴訟”と訴訟の他の形態との間の区別に頼る。…結局は、私が説明に挑戦したように、私たちの以前の事件が、…“制度改革”の土台に向けられて容易に適用できない。

第三に、当裁判所は連邦条項の執行が、州に対する重大な財政負担を課しているだろうという時、保護する判事らに忠告しているという態度を表す意見を必然的に含むかもしれない。しかしながら、態度は、法の原則ではない。そして、控訴審のここでの意見を無効にしていることに関してこのような何かの態度をポイントとしない。判決は地裁が保護したのだということをはっきりさせる。そしてまた、控訴審もまた、判決に誠実だけでなく、下級審と関係者の提案に公正であるということの木目細やかな意見を作り出すことを保護し続けた。私は、この裁判所が、議会が制定した条項を執行するためにそれらの裁判所を同時に当てにしている間に、いまだに大きな保護をし、一様に大きな危険を含み処分する下級審の判事に、現在要求する方法を見つけることができている。

最後に、言葉の多様性と統一については、我々裁判官は、この処分で基本的に左右される問題を認めることができず、認めるべきでない。事件は、英語が支配的な言語である場合に、国内に住む英語以外の言語を主な生活言語としている生徒らが生存する必要性から英語を学習するために、メキシコ国境近くの学校に出席しているスペイン語を主な生活言語としている生徒の権利を論じる。自宅で英語以外の言語を話す人が約 4700 万人(合衆国全体の 18%)いるこの国では、それにもかかわらず社会相互の原理機関として役立つ、民主主義参加に役立つ、その第二言語である限りでは、社会の中に参加する必要がある彼らへの英会話のツールを授けられる。それらの子どもが、彼らの血統の言葉の中に具体化された文化遺産を失うことなしに、言葉の多様性を維持することは、私たちの民主主義制度を蝕むよりもむしろ補完できることにつながるだろう。

少なくとも、それは、州当局者が応じなければならないという連邦基準を設定する際に立法府が決定したことである。そうしているところで、州と地方当局者の役割の重要性を否定することなしに、州が連邦基準に従うことに配慮しなければならない判事達を含めて、連邦裁判所の役割をさらにつくり出した。私は規定を有するという理由について、不運にも、当裁判所の意見は、それらの連邦基準を実施する連邦裁判所へのさらなる困難をもたらすだろう。30年前、立法府は、私達の国の学校制度が、我々の国の学校、職場、毎日の

政治と政府…に市民の参加を妨げるかもしれないという言葉の壁に打ち勝つ英語を話せない学童を支援するだろうということを保証するしかるべきところに制定法の規定を置いた。私は当裁判所の決定が、私達の分類する脅威となる障害を制覇することの難しさを拡大するかもしれないということを心配する」³⁷。

4 まとめ

このように、下級審が厳格に審査に及んだことに対して賛成と反対が分かれている。特に、控訴審がさらに厳しく審査を行ったことに対し、見解が分かれた。

本件で注目したいところは、本件訴訟の性格である。本件訴訟は、規則 60 に関する訴訟であることを理由に、制度改革訴訟として取り扱うとしている。言語に関わる問題であるにもかかわらず、言語に関わる問題の取り扱いとしないのである。それゆえに、審査基準は、柔軟な基準のうち、どれくらい厳格に対応するのかというところで、意見が分かれているとみることができる。厳格審査の基準は、“やむにやまれぬ政府の利益”の証明と“緻密に逃えられもの”であるかどうかの検討を必須としている。特に、“緻密に逃えられもの”の根拠をどこに見出すかという点で問題となっており、EEOA 第 1703 項(f)の適切な処置の解釈に注目が集まる。裁判所は、法廷意見と反対意見の双方とも、下級審判決の厳格審査の程度を問題にしていたけれども、原告が、言語に基づく差別の存在を主張すれば、全く違う結論が導かれる可能性があることを示している。特に反対意見は、言語教育による基本的人権の侵害の可能性について社会生活と民主主義実現を実現するツールとしての第 2 言語であること、および文化遺産を失わないように言葉の多様性を維持することが民主主義のためにあると考えている。この点が、“やむにやまれぬ政府の利益”につながっていると解することができる。けれども、“綿密に逃えられるもの”が連邦法である可能性を示唆していることは、地方の教育自治権が、連邦憲法と連邦法に専占されることを示唆したものと解せる。

そもそも、この事件は、人種分離と人種の多様性を取り扱った 2007 年 *Parents Involved in Community Schools v. Seattle Sch. Dist.No.1* 事件連邦最高裁判決³⁸における法廷意見と反対意見の判事のメンバー構成が同じなのである。特に、反対意見側は、*Brown* 事件判決の法理に従い従来理論で考慮することの重要性と法理の拡大の危険性、および柔軟に対応するとしても人種分離廃止の問題として厳格に審査することから始めるよう求めていると解することができる。いいかえれば、これまでの裁判所の法解釈は、十分な審査をしているようでありながら実際は、採用する審査基準により、あらかじめ合憲、違憲を決める傾向にあったということが明らかとなったのである。

第 3 節 小 括

1960 年代まで、英語力に関する問題は、バイリンガルの子どもは、学習障害(academic retardation)、低知能指数者、精神障害者、あるいは社会的不適合者であるということと厄介者として認識されてきていたために、“language and cognition”（言葉と知識）というように能力の問題として考えられていた³⁹。第 3 章第 2 節の〈能力に基づく区別〉で

確認したように、障害者の問題として取り扱うのか否かという事件もあった。けれども、1960年代初期、心理学者の Elizabeth Peal と Wallace Lambert は、中等クラスのカナダの生徒について研究し、英語を第一言語とする生徒とフランス語を第一言語とする生徒の能力に差がないことを見つけたのである⁴⁰。これまで、言語が未熟なものに対しては、精神障害者と認識し、障害者教育の問題考えられていたことから、こうした心理学者による研究が先行していたとみられる。

けれども、英語力に基づく差別は、選挙に関わる形で存在することが確認でき、この場合は参政権に関する基本的権利の問題とみられている⁴¹。典型例としては、Lassiter v. Northampton County Board of Electors 事件連邦最高裁判決⁴²、Katzenbach v. Morgan 事件連邦最高裁判決⁴³において、州法が特定の人種に対して投票者の英語リテラシーを要件とすることを合憲と判断している。この点は、2009年 Flores 事件反対意見の“民主主義のため”に表れているものとみることができよう。

キーワードのなかには、“discrimination” および “segregation” という“差別”や“人種分離”を表す言葉以外に、“integration” と “assimilation” がある。前者は、統合という点でよく使われ、現在も affirmative action と人種分離廃止の関係でよく用いられる。後者は、“人種同化”の場面でよく用いられており、民族浄化の場面で使うことを想定していると解せよう。

研究者および実務家からの評価が低いバイリンガル教育について、裁判所は、連邦法の下で資金提供の認められた合理的手段と解されてきた。バイリンガル教育は、Brown 事件の法理が適用される公立学校人種分離廃止問題の枠組みに含まれる手段であり、積極的是正措置(アファーマティブ・アクション)による逆差別が生じる。つまり、対象の主体がいかなる差別をうけている主体なのか特定できるか否かによって、教育をうける権利や教育の機会均等に優劣が生じ、修正第 14 条で禁止される差別が暗黙のうちに生じ、うやむやにされているのである。

こういった問題は、たとえば他国の状況として、カナダのケベック州における英語と仏語や、スイスの公用語にみられるように⁴⁴、複数言語を公用語としてマイノリティの保護を図ることもある。アメリカにおいてバイリンガル教育が問題となる州は、元がスペイン系植民地だったり、メキシコのようにスペイン語圏に国境が隣接していたりと、不法移民の取り扱いを別の問題ととらえるにしても、“今日のアメリカのマイノリティ”でありながら“歴史的に持つ背景がマジョリティ”であったという事実が存在する。

この言語教育の問題は、差別という認識が確認できるにもかかわらず、差別的意図があると違法となるために、差別にならないよう差別が行われているのである。つまり、Plessy 事件の「分離すれども平等」をとるのか、Brown 事件の「迅速かつ積極的な措置」を取るのかというところで「柔軟な対応」となり、さらに、「やむにやまれぬ政府の利益」と「緻密に逃えられたもの」の検討がどのようになされるかというところで試行錯誤しており、そうでありながらも地方の教育自治権が連邦憲法と連邦法に専占されるものと見ていると解せるのである。

¹ これ以前に、インディアンが白人女性を攫い自分たちの部族員として教育するということが多発していたという事実が存在する。

-
- ² 210 U.S. 50 (1908).
- ³ 過去の民族浄化政策に関しては、大統領の指示による調査を受けて2000年に、政府当局長官がこのような事実があったことを認め、インディアンに対して謝罪した。
- ⁴ 262 U.S. 390 (1923).
- ⁵ 262 U.S. 404 (1923).
- ⁶ *Bartels v. Iowa*, 262 U.S. 404, 412 (1923). (MR. JUSTICE HOLMES, dissenting. The only question is whether the means adopted deprive teachers of the liberty secured to them by the Fourteenth Amendment. †Youth is the time when familiarity with a language is established and if there are sections in the state where a child would hear only Polish or French or German spoken at home, I am not prepared to say that it is unreasonable to provide that, in his early years, he shall hear and speak only English at school. But, if it is reasonable, it is not an undue restriction of the liberty either of teacher or scholar.”)
- ⁷ 414 U.S. 513 (1974).
- ⁸ 648 F.2d 989 (5th Cir. 1981).
- ⁹ *Guadalupe v. Tempe*, 587 F.2d 1022 (9th Cir. 1978).
- ¹⁰ *Idaho Migrant Council v. Board of Education*, 647 F.2d 69 (9th Cir. 1981); *Heavy Runner v. Bremner*, 522 F.Supp. 162 (D.C. Mont. 1981); *United States v. Texas (LULAC II)*, 680 F.2d 356 (5th Cir.1982); *Teresa v. Berkeley Unified Sch. Dist.*, 724 F.Supp.698 (N.D. Cal. 1989); .
- ¹¹ 457 U.S. 202 (1982).
- ¹² 576 F.Supp. 1503, (D.Colo 1983).
- ¹³ 781 F.2d 456, (5th Cir. 1986).
- ¹⁴ 811 F.2d 1030 (7th Cir. 1987).
- ¹⁵ Martha M. McCarthy, Nelda H. Cambron-McCabe, Suzanne E. Eckes, *PUBLIC SCHOOL LAW* 7th ed. (Upper Saddle River, N.J.: Person Education, 2013), at 145.
- ¹⁶ 724 F.Supp. 698 (N.D. Cal. 1989).
- ¹⁷ 379 F.Supp.2d 952 (N.D. Ill. 2005).
- ¹⁸ 453 F.Supp. 2d 1295 (D. Kan. 2006).
- ¹⁹ 557 U.S. 433, 129 S.Ct. 2579 (2009).
- ²⁰ 129 S.Ct. at 2593-2594.
- ²¹ *Ibid.* at 2594.
- ²² *Ibid.* at 2594-2595.
- ²³ *Ibid.* at 2595.
- ²⁴ *Ibid.* at 2595.
- ²⁵ *Ibid.* at 2595-2596.
- ²⁶ *Ibid.* at 2596-2597.
- ²⁷ *Ibid.* at 2597-2598.
- ²⁸ *Ibid.* at 2598.
- ²⁹ *Ibid.* at 2598-2600.
- ³⁰ *Ibid.* at 2600-2601.
- ³¹ *Ibid.* at 2601-2602.
- ³² *Ibid.* at 2602-2606.
- ³³ *Ibid.* at 2606-2607.
- ³⁴ *Ibid.* at 2608.
- ³⁵ *Ibid.* at 2619-2620.
- ³⁶ *Ibid.* at 2621.
- ³⁷ *Ibid.* at 2630-2631.
- ³⁸ 551 U.S. 701 (2007).

³⁹ Rosemary C. Salomon, “*true American*” (Cambridge, Mass : Harvard University Press, 2010), at 183.

⁴⁰ Ibid. at 184. Elizabeth Peal and Wallace Lambert, “The Relation of Bilingualism to Intelligence,” *Psychological Monographs: General and Applied* 76 (1962): 1-123.

⁴¹ リチャード・H・ファロン・Jr. 著 平地秀哉 他訳 『アメリカ憲法への招待』 (三省堂 2010年) 280-87頁参照。

⁴² 360 U.S. 45 (1959).

⁴³ 384 U.S. 641 (1966).

⁴⁴ スイス連邦は、複雑な歴史があるため、法定された公用語が複数あり、使用者の多い順から、ドイツ語、フランス語、イタリア語、ロマンシュ語となっている。この中のロマンシュ語は、使用者が0.5%に満たなく絶滅の危機にある。また、公用語にもかかわらず言葉が通じないという問題もある。たとえば、学校教育で学ぶドイツ語が標準ドイツ語(高地ドイツ語)であるためにスイスドイツ語が普及している地域では通用しないためフランス語や英語で補ったりと、日本でいえば“方言”が言語教育に影響を与えている。結果、学校教育では、英語を必修にしているため英語を使う子どもが増加し、子どもたちのなかでは、英語が共通語となりつつあるという状況にある。

結 論

以上、教育の機会均等の場面における言語に基づく差別は、法律問題としてどのように扱われるようになるのかを明らかにするために、植民地時代以降の人種差別の法的救済の歴史にをたどりながら確認してきた。改めて、それぞれの時代がどうなっていたのかまとめていこう。

そもそも、アメリカは、ネイティブ・アメリカンを先住民として、多様な出身地の人が移り住み、各国の植民とされながらも、こうした人々が一緒に連携しようとする状況が生じたときよりはじまった。また、イギリス系植民地の移民は、イギリス本国の経済奴隷といえるような扱いにより、本国の人々よりも劣る身分であった。さらに、この植民地の移民も、白人と黒人奴隷という身分関係が存在した。けれども、イギリスはもとより、アメリカ植民地側も本国からの自治権が認められているところにおいて、既に法治国家としての基礎ができており、法律なくして権力の行使が行われるというような状態にはなく、独立も単純な武力衝突ではなく、各植民地が憲法を制定し、代表会議によって規約を結び、武力衝突を伴いながらも条約を締結しイギリスからの独立へと至っている。これにより、国際的な法的関係において、支配関係に基づいた白人間の差別とみることができる本国人と植民地人という最初の差別がなくなったという状態になった。つまり、法的根拠をもって実力行使を伴い差別からの解放をおこなうというシステムがここで芽生えていた。これは、独立後の最大の内戦である南北戦争に通じる部分がある。では、植民地時代から南北戦争が終わるまでの教育に関する取り組みがどのようなようになっていたか。まず、入植者たちは、各コミュニティにおいて独自の公教育制度の仕組みを作り上げていった。これは、イギリス本国はもとより欧州全体が“教育は私事である”という伝統のもとでそれぞれの家による自由とされてきたなかで、欧州の人権宣言による基本的人権の保障と公教育の発展の歴史が並行していたという分析結果がもたらされており、アメリカのすべての州とまではいえないにしても、当時の州憲法に明記されるなど公教育は、基本的人権の保障と同時に登場したと解せる。ただし、独立後、憲法制定会議において議論はされても、連邦憲法にまで列挙されず今日まで至っていないという点、各州が連邦憲法制定後足並みをそろえるように公教育制度が整っていく点では、欧州の人権宣言と公教育の発展過程のプロセスとは、違う道りをたどっているということになる。これには、人種分離廃止と関連して、連邦憲法に規定された最高法規条項と連邦議会による課税条項を根拠に、連邦資金の配分を通じて大きな影響力を及ぼしているということが、後に明らかになっていく。これに関する第一の転換点となっているのが、奴隷制度廃止に関連する南北戦争と連邦憲法修正第14条の制定である。公教育が法制度により実現されるようになったという点で、ここまでする第一段階としておこう。

次に、南北戦争以降、1954年 Brown 事件判決¹が示されるまでどうなっていたか。南北戦争は、経済格差と奴隷制度廃止がセットになった問題で、この戦争の産物として、連邦憲法に修正第13条から第15条までが追加された。これによって奴隷解放が成立し、ネイティブ・アメリカンの取り扱い等の例外が残されているもののアメリカに住まうすべての人に同等の身分が約束された。制定直後こそ連邦最高裁判所は、平等な市民の取り扱いに

積極的であった。けれども、1896年のPlessy事件判決²は、平等な取り扱いに関して、1849年Robert v. City of Boston事件マサチューセッツ州最高裁判決³で示された形式的に実現されていけばよいという「分離すれども平等」の解釈を支持したうえで⁴法理を認めた。以降、高等教育の事件において設備の質に対する不平等の訴えが認められた後に出された1954年にBrown事件判決が示されるまでの約60年間、白人とその他の人種の実質的な不平等が認められ人種分離が認められてきた。Plessy事件こそ交通機関に関する事件であったのだが、以降人種分離関わる法理の代表的なところは、子どもと公教育に関する教育機会の均等を軸に人種分離廃止の法理が組み立てられてきたと解することができる。自由に対して憲法保障が受けられるようになったという点で、Plessy事件の法理が示されたところまでを第二段階として理解しておこう。

Plessy事件の法理は、平等であるといったものの、公共施設の内容および質の問題にまで対応したものではなかった。また、連邦が州の財源に関わるサービスについて関与しないという姿勢を示すものでもあった。しかし、第2次世界大戦期に人種分離に対する厳格な基準が存在することが示されたことも手伝って、連邦最高裁判所は、公立の高等教育機関の人種分離に対して、次々と設備の質やカリキュラムの充実に格差があることに理解を示し、まずは、特定の人種の専用学校であっても入学させるよう命令を下し、入学した別の人種専用の学校における人種分離廃止を命令してきた。この高等教育機関の人種分離廃止が連邦最高裁判所命令により実施されたことは、公立の普通教育機関の人種分離廃止を実現を期待させるものとなり、Brown事件判決が出されたことでPlessy事件の法理が人種問題に適用できないことが示され、人種分離廃止実現のために裁判所が教育当局を監視することで実現してゆく旨が示された。けれども、連邦最高裁判所は、公教育において人種に基づいて差別が行われている状況を把握し裁判所が監督権を行使するまでのしっかりとした基準を示さなかったことから下級審に混乱を招き、Brown事件の法理が有効となるまでに、10年ほど時間を要することになった。しかし、Brown事件判決の法理が示された時点でPlessy事件の法理が変更されて無効になったと解するのが妥当に思われた。連邦憲法は、人種分離という問題に対して厳しく適用され、さらにこれを裁判所が監督するするというのが示されたここまでを第三段階としておこう。

Brown事件判決が示されても、連邦政府の公教育に対する姿勢は、資金の提供にとどまるというスタンスであった。これは、連邦憲法に教育に関する明文規定がなく、憲法に明文規定のない事項が州の専権となること、ならびに伝統的に財源に関する条項を根拠に財政支援をしていたためでもある。この段階までは、連邦は教育をうけることを保証しているのではなく、あくまでもすべての人種が平等に学校に通えるだけの環境整備の手助けをする、いかえれば、連邦にとって公教育は、人種分離が行われないように監視するという財政問題の一部でしかなかった。しかし、スプートニク・ショックにより、連邦政府は、連邦の初の教育法となる国家防衛教育法を制定し、連邦資金の投入を強化した。もっともこの時点では、Brown事件判決の法理に基準を示すような解釈が見られなかった。けれども、1964年に公民権法の改正、翌年に初等中等学校教育法が制定されると、連邦政府は、資金提供を通じて提供された資金の目的が達成されているのかという点で、州の権限領域に介入を強め、その他さまざまな教育関係法が制定されていった。当時、人種分離状態で

専用学校に通わせるためにも、人種分離廃止を実現し統合学校に通学するためにも、バス通学が重要な地位を占めていた。そして、このバス通学が強制であったこと、ならびに統合学校にもかかわらず、人種の均衡が取れないことなどがあらわになり、次々と人種分離問題は深く新しい領域に到達していた。そこで連邦最高裁判所は、Brown 事件判決において示された下級審が唯一取り組んでいた「できるだけ迅速に」が、Green 事件⁵、および Swann 事件⁶において、人種分離の存在を認める 6 つの要素および学校内の人口比率を基準に据えることを示されたことで、人種差別に対する積極的是正措置を講じるための枠組みを作った。ただし、この 2 つの基準の設定により新たな問題が生じていた。ひとつは、人口比率の調整のためにバス通学が欠かせないということ、もうひとつは、バス通学が原因で連邦政府の財源が不足する状況にあったということである。特に財源不足という問題は、大統領主導で人種分離廃止を実現させながらバス通学と財源を見直そうとして設けられた、1972 年および 1974 年教育機会均等法の制定へとつながってゆく。このようなことからこの時代は、法解釈が展開されたというよりも、連邦政府と連邦司法によって、連邦公教育制度の制度設計がなされていたと解することができることから、ここまでを第四段階としておこう。

教育機会均等法は、連邦資金の受領人に対して、人種、肌の色、性別、出身国に基づいて個人の教育機会均等を否定しないよう、ことばの壁をこえるための適切な措置を講じる責務を課している。1973 年 Keys 事件判決⁷は、事実上の分離と法律上の分離を区別するために、学校管理者が意図的に差別を行ったか否かを判断するための基準を生み出した。この基準が設けられたことで、マイノリティの人種の人口比率を問題にした 1976 年 Pasadena City Bd. of Educ. 事件判決⁸において、Brown 事件判決以降に基本となった司法権による学校監督に限界が示され、学校区に統制権をもどす基準が示されたのである。さらに連邦最高裁判所は、1977 年 Milliken II 事件判決⁹が学校当局のために分離廃止救済の枠組み基準を用意すると、翌年の 1978 年 Bakke 事件判決¹⁰において入学拒否された白人が黒人の特別入学枠の存在を平等保護条項違反であると明確な数字で特定の人種を優遇することで平等保護条項違反になると判断された。白人が逆差別を問題にしたことは、人種の多様性の維持とマイノリティに対する優遇措置に厳格審査を適用できるものかという問題に対して Brown 事件判決の法理を適用する限界が示されつつあったと解せるのである。以降、白人と黒人(有色人種)という問題から、人口統計に基づく多数派生徒と少数派生徒をどう分類するのかという人種分離の新しい段階にシフトしてゆくのである。非常に短い期間であるけれども、統制権の回復と人種の多様性が問題となることが明らかになったここまでを第五段階としておこう。

新しく人種分離方法のカテゴリーが存在することが明らかになったにもかかわらず、公立学校における人種分離廃止が達成されたのかどうかを示されるまで、さらに 20 年近い歳月を要するのである。このことのスタートラインとなった 1982 年 Crawford 事件判決では、カリフォルニア州において許されていた法律に基づく強制バス輸送に合憲判断を下した¹¹。その後、1992 年 Freeman 事件判決¹²において学校人種分離廃止訴訟の部分的終了が告げられたのち、連邦の資金問題を根拠に裁判所による学校区の監督終了と、これに伴う伝統的な教育自治権の回復により注目が集まるようになり高等教育レベルに関わる 2003 年の

Grutter 事件¹³で人種に基づくマイノリティ優遇措置に合憲判断を下しながらも、普通教育レベルに関する 2007 年 Seattle 事件判決¹⁴では、解消目的を持っていても、人種による割当て措置ができないことを示し、Brown 事件判決で示された法理を今日まで拡大解釈しすぎたのではないかと試行錯誤している状況である。ここまですべてを第六段階としておこう。

1970 年代以降、人種に基づく分離が違憲となることが示されたことは、次に解決する分離の問題として性別、年齢、能力という従来から存在していた差別の疑われる領域において、これらを基準に生徒の割当てを行うということにつながり、特に性別に基づく区別がおこなわれる場合は、女性のプライバシーにかかわる身体的理由に関わらない限り、原則として厳格審査基準の適用をおこなわずに中間審査の基準を適用し、例外として厳格審査基準が適用されても、性差別の問題としてとらえるのではなく、プライバシー領域の侵害と考えると女性の基本的権利に基づく場合としてとらえたいうえで適用されており、性差別は、女性の身体的な固有の問題に特化したものを別のカテゴリーとして二つのパターンが存在する。年齢および能力に関しては、直接に容姿で判断しやすい年齢の場合と、容姿では判断できなく何らかの判定テストによって判断するしかない能力は、人種や性別に関係することなく緩やかな基準が適用されるため、合憲、合法の判断下されている。こうして人種以外の区別の領域を見てみると、たとえば、女性が妊娠したことを理由に学校で区別されて取り扱われることは、妊娠可能“年齢”や男性にはない“能力”の問題として扱わずに、個人のプライバシーの問題として基本的権利の問題として取り扱われてきていることが解り、これがプライバシーにかかわる問題と認められれば、連邦憲法上の基本的権利の問題として救済される。

また、厳格審査の領域とされないながらも、不法移民の子どもの教育をうける権利が、連邦憲法上の基本的権利である可能性が示されたことは、次の言語に基づく差別の問題を解決する方法を示したと思われる。けれども、言語の領域に関わると従来の分類では、法的に処理しきれない難しい問題が生じてきていた。言語は、そもそも出身地によって違う、いかにいけば、これまでは出身国が違うという判断がなされてきたところ、人種のカテゴリー同様に外国人や出身国、民族として厳格審査基準の適用される領域として判断されてきた。けれども、親の出身国の言語を理解できない子ども、またはアメリカ市民でありながら英語が理解できない子どもなど、あるいは混血の子どもなど、地域によって今までのカテゴリーでくくるとはみ出してしまうものが、こういった国内に合法不法を問わずに住む、法的サービスの適用対象となる市民が細かく分離されているという事実が目立つようになった。つまり、合法的な市民であっても、英語を使わずにいるため市民サービスを受けることができないという状況が存在する状況なのである。

植民地時代以降、言語に関する問題は、アメリカ市民に読み・書きを学ぶという公教育制度を実現しようとするスタンスに過ぎなく、この段階では、いかに普及させるかに力点があった。言語に基づく差別が存在した可能性があるという程度の状況であった。この間、教育の機会均等と言語に基づく差別に関する事件として 1908 年 Quick Bear v. Leupp 事件連邦最高裁判決¹⁵と 1923 年 Meyer v. Nebraska 事件連邦最高裁判決¹⁶の 2 つの事件に注目した。前者は、ネイティブ・アメリカンに対する彼らの信託金を用いた隔離施設における英語教育を中心とした民族浄化教育、後者は、州法による公立学校授業におけるドイツ語の使用

の禁止である。これらの事件は、民族に関わる問題とされてきており人種分離問題として扱われている。この理由として考えられるのは、この二つの事件が、単一民族集団をターゲットにしたものであることから、言語と民族が一体のものと考えられていたと解せる。公権力により平等の下に実質的な自由が制限される状況に対して憲法違反と判断される。その後、バイリンガル教育法と教育機会均等法が制定されるまで、目立つ事件は、存在しないが、1974年 Lau 事件判決¹⁷以降、連邦憲法の保障が適用されない領域とされながら、言語を英語に一元化する方向にありながら、州統治レベルの問題にとどまっている。けれども、アメリカ連邦において多様性の問題として取り扱われている教育の機会均等と言語に基づく差別の問題は、平等保護条項の下で柔軟に厳格審査基準を用いることが求められているように思われる。2009年 Flores 事件以降は、言語の多様性と個性の維持をどう調整していくのか注目しておきたい。けれども、現在、連邦司法省は、教育省と覚書を交わし、Castanea I 事件判決の基準に沿って、コンプライアンスを作成し運営している。つまり、教育省よりも司法省が教育に関する権限を有していると解せるのである。これは、憲法上に根拠を見出せないことが、必要以上と思われる解釈による権利の運用と統制を、司法権に認める結果にもつながっている。

また、平等権を保障しようとする判決の流れを見てきた際に、見た目で判断が可能なものから、見た目で判断のつかないものに移り変わっていったことが明らかとなり、第4の基準が導かれるためのスタートラインができようとしている。しかし、憲法に差別の根拠を見出せないからと言って、これは、中間審査基準を用いることを意味しているのではない。こういったことを踏まえて、憲法以前に保障された、移民の子どもが良きアメリカの市民となるために読み書きを学ぶことが重要であるという考えが今なお継続していると解釈できる¹⁸。植民地時代より、公教育は良き市民となるためにとのコミュニティの願いの下に発展してきた。いいかえれば、言葉を学ぶことは、基本的権利に属するのである。この個人のための基本的権利の実現のために、憲法は、言語を学ぶことに関するあらゆる権利を保障するものと考えられるのである。さらにいいかえれば、歴史的背景のある教育をうける権利は、連邦憲法上明文化された文言を有していなくとも、厳格審査基準のおよぶ基本的権利として憲法が保障してきたととらえることができるのである。

そして、多様性の維持と統一の実現という“混沌と秩序”をバランスよく調和を実現し両方の維持を図るためには、教育をうける権利の保障が不可欠であり、教育をうける権利の法的性格が、教育をうける権利の適用を求められる問題の言葉の壁の問題状況によって変化し、この問題に関係する教育の自由と権利の主体同士の関係によって厳格さの変化する「柔軟な基準」が用いられるのが妥当と考える¹⁹。この問題を、従来の自由権、および平等権の救済と同様に扱うよりは、当該問題が、どの程度、「ことばの壁をこえるための適切な処置」を求めているかどうかを見極めることができるための教育をうける権利の必要度が「柔軟さ」と一致することになる。また、「牙のある審査」のように、立証責任の負担が少ないほうであることを理由に必ずしも審査基準に沿った結果が導かれられない場合もあろう。この柔軟な基準は、先達の苦心の結果生み出された三階層の「厳格審査基準」を基本にしていることから、この法理が教育場面に特化されるのか、あるいは新たな基準として確立するかどうかという点については、“やむにやまれぬ政府の利益”と“緻密に

誂えられたもの”の関係とそれぞれの内容がはっきりと示されることが重要で、特に緻密に誂えられたものを考慮する際は、厳格に考察することを増していく必要がある。この点に関して連邦最高裁判所は、地裁がより厳しい厳格審査を行うときに地裁の権限の濫用として、地裁の判断を取り消してきたことから、きたことから、言語という性質を尊重し、考慮していくのかという点に注目し、今後の展開を見守りたい。

本稿における検討は、アメリカの素材のみにとどまっていること、さらに法理論は常に発展していることなどから、先の述べた言語権などのように、他にも検討すべきことが存在し、研究経過によっては新しく問題点があらわれてくるだろう。また、バイリンガル教育、および ELL 教育に関する研究は、多くあるけれども、教育の機会均等と言語に基づく差別を純粹にターゲットにした研究を、見つけることができていない。それゆえに、本稿では、研究者の議論の取り扱いを慎重にしたいと、検証を行わなかった。しかし、日本ではどうなるのかということを考えておく必要がある。

たとえば、日本は、国家資格の取得要件(自動車運転免許、教員免許、看護師免許)として一定レベルの日本語の理解を求められている²⁰。また、公務員資格の要件として厳格に日本人であることが求められている管理職就任の問題などがある²¹。日本人であれば、当然と考えられるのだが、外国人や日本語を中心にした生活を送っていない者にとっては、当然のことではない。また、小学校レベルの必修カリキュラム授業で導入されている英語教育は、将来、営利目的レベルまでのものであれば民族浄化教育とならなず、違憲の判断が下されないと考えられるのだが、文化や遺産を排斥するほどのものとして、すべて英語で執り行うとなれば、日本国憲法が英文のみで記載されるようにでもならない限り憲法に反すると解さなければならないと思われる。これは、仮に日本語と英語の立場が逆になっても同じである。

日本国憲法上の問題として外国人の人権に関する事件がいくつか存在するけれども、言語に基づく差別が、日本の法律問題になっていないため、現在の法解釈のとしての扱いは、困難である。けれども、外国人看護師の日本の看護師資格取得問題、不法移民の子どもの取扱い、外国人参政権の問題にとどまらず日本語の理解できない日本人による投票権の問題など、多様な状況が関係する複雑な問題が増えていくだろう。

ことばを侵さないこと、ことばを侵されないことは、人間が基本的権利の保障を受けるにあたりもっとも重要な要素を示すと理解できる。そして、ことばは、人間が生きているあらゆる場面で、意識して、かつ無意識に学習することで得てきたものである。そうであるにもかかわらず、日本国憲法は、言語の問題について何も触れていない。しかし、国民として国家資格を取得し活躍できるだけの法律や文化を理解できる日本語力と日本国民として日常生活に関わる日本語力を備えていればよいという解釈は、日本国憲法ならば第 26 条の教育をうける権利に一部含まれていると考えることが可能と思われる。また、学問の自由は、研究成果の公表の自由が存在する。このような意味で、ことばは、思想を保障する第 19 条や言論・表現を保障する第 21 条と別にすることができ、「個人が積み重ねて学びえたものの表明」という観点から憲法第 23 条と第 13 条を根拠に加えることも可能だろう。そして、このことばの積み重ねは、第 97 条の精神によって、例え憲法の改正があっても、人類の英知の結晶かつ積み重ねの上に成り立つ遺産として永久に保障され続けなく

てはならないものである。さすれば、憲法問題となりうる場合は、厳格審査基準が出発点となり、状況に関連して柔軟に関係領域の問題を考慮しながら解釈する必要になる。つまり、厳格審査基準の適用領域だからといって違憲という考え方や、逆に、緩やかな基準の領域であるが、ほんの少しかかわっている厳格審査領域の問題が違憲を導くこともあるという考え方が可能となってくる。こういったことから、厳格審査基準、中間審査基準、緩やかな基準といった平等審査における違憲審査基準は、審査過程にこれらの要素が存在する以上、三段階の厳格審査基準が無意味なものとなったと考えることよりもむしろ、出発点が違っても、問題に内包する要素の慎重な調査により、これらの基準を細かく考慮する必要があると、理論が積み重ねの上に発展しているとみるのが妥当と思われる。

もっとも、いくら言語の問題が憲法 97 条を根拠にできると考えても、どうしても厳格審査基準を用いた審査を行う必要性から日本国憲法第 14 条平等権の問題として組み合わせて考慮する必要がある。ただし、憲法第 26 条に含まれる教育の機会均等と憲法第 14 条の平等保障を同様のものと考えすることは、政府の資金提供を根拠に救済の可否を判断し、経済的自由の問題領域として論じられるに過ぎなく、アメリカの人種差別の問題と同様の問題を残すことにつながり、アメリカの人種分離廃止問題から出現してきた法解釈に頼らずに人口比率の調整に頼るといった数的調整を行うような事態になりかねないだろうと考えられる。つまり、数値調整のバランス取りに集中するあまり、厳格に審査を行うことがされないようになると、日本国憲法による公教育の保障は、人権保障よりも、経済的保障を優先するということになり、さらに憲法第 26 条の法的性格が自由権的側面と社会権的側面の両方の性格を有するものであるというこれまでの法理論の積み重ねが、次第に数値目標とその数値の達成度にものみ限定され、公教育の実施のためならば、基本的人権の保障が不平等であっても経済的部分が平等であれば合憲であるという考えの下、これまでの法の解釈が破棄されて、制定者に都合よく変更されるだろう。

以上のことから、日本の憲法学は、アメリカ合衆国の教育の機会均等と言語に基づく差別の問題をうけて、日本国内において言語に基づく差別をなくそうとする場合、多様性に基づく統合と個性の維持のためには調和の維持が必要であるという問題を検討する必要があることから、柔軟な基準のなかで常に人種差別よりも厳しい厳格な憲法解釈を要求でき、ことばが継承されてきた遺産である以上、経済的保障が優先されて言語教育が実施されるのではなく、救済処置として母語を損なうことなく民族浄化につながらない国語教育が可能であるという点、および国民でありながら外国語のみを話す国民に母国語を損なわない国語教育が可能という点が参考にできるのである。これらは、国民の政治参加との関係において必要最小限にとどめられる。

今後も、多様な人種を抱える国家がの問題が根底にあることで見た目での判断が不可能な場合に、どのようにしてこれらの多様な要素を調整し、教育の機会均等、および平等保障を実現しようとしているのか、こういったところに注目しながら今後の研究課題として深めてゆきたいと考えている。

最後に、19 世紀のフランスの政治思想家アレクシ・ド・トクヴィルが、アメリカ旅行後に執筆した『アメリカのデモクラシー』のなかにこれを示す言葉がある。これを示して終わりとしたい。

言語の絆は、恐らくは人を結びつける最も強力かつ永続的な絆である²²。

¹ 347 U. S. 483 (1954).

² 163 U. S. 537 (1896).

³ 59 Mass. (5 Cush.) 198 (1849).

⁴ 163 U. S. 537, 544-545.

⁵ 391 U. S. 430 (1968)

⁶ 402 U. S. 1 (1971)

⁷ 413 U. S. 189(1973)

⁸ 427 U. S. 424 (1976)

⁹ 433 U. S. 267 (1977).

¹⁰ 438 U. S. 265 (1978).

¹¹ 458 U. S. 527 (1982).

¹² 503 U. S. 467 (1992).

¹³ 539 U. S. 306 (2003).

¹⁴ 551 U. S. 701 (2007).

¹⁵ 210 U. S. 50 (1908).

¹⁶ 262 U. S. 390 (1923).

¹⁷ 414 U. S. 513 (1974).

¹⁸ 憲法および法律は、紙の上にインクで書かれたことばであらわされてきた。憲法は、憲法を必要とする文明・社会集団のことばで創られるものである。ことばは、人が使うものであり、学習することにより身につく人類の積み重ねた英知の結晶である。このような現代の憲法は、国民が公権力を抑制するためのものである。教育は、事前・事後を問わず、抑制と救済の効果を本質的に含むものであるということを常に意識していなくてはならない。ここに、学問の自由との本質に大きな違いが存在する。多様なものを統一するということが、平等のために個人の自由を制限するということにつながっていることから、公教育で言語を提供されることは事前抑制や検閲と同意なのかどうかという問題が残される。

¹⁹ “調和を導く基準”と呼称することが妥当と思われる。

²⁰ アメリカにおいても、ハイウェイの利用における英語の理解が問題となっている。

²¹ 最高裁平成 17 年 1 月 26 日大法廷判決 民集第 59 卷第 1 号 128 頁

²² 1835 年発刊、アレクシ・ド・トクヴィル(Alexis-Charles-Henri Clérel de Tocqueville, 1805-1859) 著『アメリカの民主政治(英題: “*Democracy in America*”、仏題: “*De la démocratie en Amérique*”)』参照。この部分は、同書の訳本、松本礼二『アメリカのデモクラシー(第 1 巻上)』(岩波文庫 2005 年) 49 頁を参考にさせていただき意識を構成した。

主要参考文献

<文献>

1. 法律学

- 伊藤正己 『言論・出版の自由 - その制約と違憲審査の基準 -』 岩波書店 1959年
- 伊藤正己・木下毅 『新版アメリカ法入門 第2版』 日本評論社 1984年
- 田中耕太郎 『教育基本法の理論』 有斐閣 1961年
- 伊藤公一 『教育法の研究』 法律文化社 1981年
- 高柳信一 『学問の自由』 岩波書店 1983年
- 千葉卓 『教育をうける権利 アメリカ・西ドイツにおける法的検討』 北海道大学図書刊行会 1990年
- 坂田仰 『学校・法・社会 - 教育問題の社会的検討』 学事出版 2002年
- 土屋英雄 『自由と忠誠 - 「靖国」「日の丸・君が代」そして「星条旗」』 尚学社 2002年
- 土屋英雄 『「日の丸・君が代裁判」と思想・良心の自由 - 意見書・証言録』 現代人文社 2007年
- アメリカ教育学会編 『現代アメリカ教育ハンドブック』 東信社 2010年
- 斎藤敏 『アメリカ合衆国憲法序説』 理想社 1956年
- 斎藤敏 『アメリカ合衆国の憲法と政治』 理想社 1972年
- 関誠一 『アメリカ革命と司法審査制の成立』 ペリカン社 1970年
- 松村比奈子 『政教分離原則の適用基準に関する研究』 成文堂 1997年
- 芦部信喜、奥平康弘、橋本公巨編 『アメリカ憲法の現代的展開 1 人権』 東京大学出版 1978年
- 下山瑛二、高橋信一、和田英夫、編 『アメリカ憲法の現代的展開 2 統治機構』 東京大学出版 1978年
- 百地章 『愛媛大学法学会叢書 4 憲法と政教分離』 成文堂 1991年
- 渋谷秀樹 『憲法訴訟要件論』 信山社 1995年
- 酒井吉栄 『近代憲法思想史研究 再版』 評論社 1963年
- 酒井吉栄 『アメリカ憲法成立史研究 第一巻』 評論社 1965年
- 宇賀克也 『アメリカ行政法』 弘文堂 1988年
- 畑博行 『アメリカの政治と連邦最高裁判所』 有信堂高文社 1992年
- 神田修 編著 『教育法と教育行政の理論』 三省堂 1993年
- 鈴木義男 編 『アメリカ刑事判例研究 第一巻』 成文堂 1984年
- 鈴木義男 編 『アメリカ刑事判例研究 第二巻』 成文堂 1986年
- 鈴木義男 編 『アメリカ刑事判例研究 第三巻』 成文堂 1989年
- 鈴木康彦 『注釈 アメリカ合衆国憲法』 国際書院 2000年
- 小倉庫次 『アメリカ合衆国州憲法の研究』 有斐閣 1961年
- 中谷実 『アメリカにおける司法積極主義と消極主義』 法律文化社 1987年
- 大野盛直 『アメリカ憲法原理の展開』 有斐閣 1951年

- 塚本重頼 『アメリカ憲法研究—違憲性の審査基準—』 酒井書店 1985年
- 熊本信夫 『アメリカにおける政教分離の原則 増補版』 北海道大学図書会 1989年
- 藤倉皓一郎 他編 『英米判例百選』 別冊ジュリスト 139号
- 駒村圭吾・山本龍彦・大林啓吾 編『アメリカ憲法の群像 理論家編』 尚学者 2010年
- 大河内美紀 『憲法解釈方法論の再構成 合衆国における原意主義論争を素材として』 日本評論社 2010年
- 辻村みよ子・長谷部恭男 編 『憲法理論の再創造』 日本評論社 2011年
- 木村草太 『平等なき平等条項論』 東京大学出版会 2008年
- 内野正幸 『教育の権利と自由』 有斐閣 1994年
- 中村睦男 『憲法30講』 新版 青林書院 1999年
- 中村睦男 『社会権法理の形成』 有斐閣 1973年
- 中村睦男 『社会権の解釈』 有斐閣 1983年
- 樋口陽一 『国法学』 補訂版 有斐閣 2007年
- 戸松秀典 『憲法訴訟』 有斐閣 2000年

2. 教育学

- 梶山正弘 『アメリカ教育の変動 アメリカにおける人間形成システム』 福村出版 1997年
- 松尾知明 『多文化教育がわかる事典』 明石書店 2013年
- 伊藤和衛 『教育行政学〔3版〕』 国土社 1974年
- 上原貞雄 『アメリカ教育行政の研究 - その中央集権化の傾向 - 』 東海大学出版会 1971年
- 上原貞夫 『アメリカ合衆国州憲法の教育規定』 風間書房 1981年
- 黒崎 勲 『教育の不平等 現代アメリカ教育制度研究』 新曜社 1989年
- 黒崎 勲 『学校選択と学校参加』 東京大学出版 1994年
- 金子忠史 『変革期のアメリカ教育—学校編』 東信社 1985年
- 金子忠史 『変革期のアメリカ教育—大学編』 東信社 1984年
- 平原春好 『教育行政学』 東京大学出版 1993年
- 中野和光 『アメリカ初等中等教育課程の成立過程の研究』 風間書房 1988年
- 堀 和郎 『アメリカ現代教育行政学研究』 九州大学出版会 1983年
- 佐藤修司 『教育基本法の理念と課題 戦後教育改革と内外事項区分論』 学文社 2007年
- 中谷 彪 『1930年代アメリカ教育行政研究 - ニューディール期民主的教育行政学の位相』 晃洋書房 2005年
- 佐藤 全 『アメリカ教育課程関係判例の研究』 風間書房 1984年

3. その他

- 檜垣立哉 編 『生命と倫理の原理論—バイオサイエンスの時代における人間の未来』 大阪大学出版会 2012年

4. 翻訳本

- M. J. ペリィ著、芦部信喜 監訳 『憲法・裁判所・人権』 東京大学出版会 1987年
- S. ボウルズ、H. ギンタス著、宇沢弘文 訳 『アメリカ資本主義と学校教育 I・II—教育改革と経済制度の矛盾』 岩波書店 2008年
- 矢澤昇治 訳 『カリフォルニア州家族法』 国際書院 1989年
- リチャード・H・ファロン・Jr. 著 平地秀哉 他訳 『アメリカ憲法への招待』 三省堂 2010年
- ジェームス・M・バーダマン 森本豊富 訳 『アメリカ黒人の歴史』 NHK出版 2011年
- ハンナ・アレント 志水速雄 訳 『人間の条件』文庫版 筑摩書房 1994年
- ロバート・L・マデックス 著 関西学院大学人権教育研究室 監修 打樋啓史 他 監訳 『国際人権百科事典』 明石書店 2007年
- トクヴィル 著 松本礼二 訳 『アメリカのデモクラシー』第1巻(上)(下) 岩波書店 2005年

<洋書>

- Michale A. Rebell, *Court and Kids* (Chicago: University of Chicago Press, 2009).
- Rosemary C. Salomone, *true American* (Cambridge, MA: Harvard University Press, 2010).
- Sandra Del Valle, *Language Rights and the Law in the United States* (Multilingual Matters, NY: 2003).
- Ioannis G. Dimitrakopoulos, *Individual rights and liberties under the U.S. Constitution : the case law of the U.S. Supreme Court* (Boston, MA: Martinus Nijhoff Publishers, 2007).
- Paul A. Sracic, *San Antonio v. Rodriguez and the pursuit of equal education : the debate over discrimination and school funding* (Lawrence KS: University Press of Kansas, 2006).
- Sotirios A. Barber, *Welfare and the constitution* (Princeton: Princeton University Press, 2005).
- David P. Currie, *The constitution in the Supreme Court : the first hundred years, 1789-1888* (Chicago: University of Chicago Press, 1985).
- David P. Currie, *The constitution in the Supreme Court : the second century, 1888-1986* (Chicago: University of Chicago Press, 1990).
- Laurence H. Tribe, *The Invisivle Constitution* (Oxford: Oxford University Press, 2008).
- William H. Jeynes, *American Education History* (Thousand Oaks, CA: Sage Publications, 2007)
- Allan G. Osborne Jr, and Charles J. Russo, *THE LEGAL rights AND Responsibilities OF TEACHERS* (Thousand Oaks, CA: CORWIN 2011).
- Martin R. West Paul and E. Peterson Editors, *School Money Trials* (Washington D.C. :

2007)

Stephan B. Thomas, Nelda H. Cambron-McCabe, Martha M. McCarthy, *PUBLIC SCHOOL LAW* 6th ed. (Upper Saddle River, NJ: Person Education, 2008).

Martha M. McCarthy, Nelda H. Cambron-McCabe, Suzanne E. Eckes, *PUBLIC SCHOOL LAW* 7th ed. (Upper Saddle River, NJ: Person Education, 2013).

Audrey Osler, *Teachers, Human Rights and Diversity* (London: Trentham Books Ltd, 2005).

Virgil C. Blum, *Freedom in education : federal aid for all children* (Garden City, NY: Doubleday, 1965).

Lawrence F. Rossow, Jacqueline A. Stefkovich, *Education law : cases and materials* (CA: Carolina Academic Press, 2005).

Michael Imber, and Tyll van Geel, *Education law* 3rd ed. (Mahwah, NJ: Lawrence Erlbaum, 2004).

Stuart Biegel, *Education and the law* (St. Paul, MN: Thomson West, 2006).

Frank Kemerer, Peter Sansom, and Jennifer Kemerer, *California school law* (Redwood City, CA: Stanford Law and Politics, 2005).

< 紀要論文 >

Denise A. Hartman, *CONSTITUTIONAL RESPONSIBILITY TO PROVIDE A SYSTEM OF FREE PUBLIC SCHOOLS: HOW RELEVANT IS THE STATES' EXPERIENCE TO SHAPING GOVERNMENTAL OBRIGATIONS IN EMERGING DEMOCRACIES?*, 33 Syracuse J. Int' l L. & Com. 95 (2005)

Jasmine Wightman, *ELL EDUCATION IN ARIZONA: UNCONSTITUTIONAL SEGREGATHION OR JUST INAPPROPRIATE?*, 16 Tex.Hisp.J.L. & Pol' y 121 (2010)

Kristi L. Bowman, *PURSUING EDUCATINAL OPPORTUNITIES FOR LATINO/A STUDENTS*, 88 N. C. L. Rev. 911 (2010)

Joseph Kanefield, and Blake W. Rebling, *WHO SPEAKS FOR ARIZONA: THE RESPECTIVE ROLE OF THE GOVERNOR AND ATTORNEY GENERAL WHEN THE STATE IS NAMED IN A LAWSWIT*, 53 Ariz.L.Rev. 689 (2011).

Maria-Daniel Asturius, *BURDEN SHIFTING AND FAULTY ASSUMPTIONS: THE IMPACT OF HORNE v. FLORES ON STATE OBRIGATIOS TO ADOLESCENT ELLS UNDER THE EEOA*, 55 How.L.J. 607 (2012).

Jeffrey Mogiello, *THE FUTURE OF THE EQUAL EDUCATIONAL OPOTUNITIES ACT § 1703 (F) AFTER HORNE V. FLORES: USING NO CHILD LEFT BEHIND PROFICIENCY LEVELS TO DEFINE APPROPRIATE ACTION TOWARDS MEANINGFUL EDUCATIONAL OPPORTUNITY*, 14 Harv.Latino L.Rev. 211 (2011).

James Thomas Tucker, *et al.*, *VOTING RIGHTS IN ARIZONA: 1982-2006*, 17 S. Cal. Rev. L & Soc. Just. 283 (2008).

Robin Kundis Craig, *ADMINISTRATIVE LAW IN THE ROBERTS COURT: THE FIRST FOUR YEARS*, 62 Admin. L. Rev. 69 (2010).

Michael A. Rosenhouse, *The ALR databases are made current by the weekly addition of*

relevant new cases as available from the publisher. Constitution and application of Equal Educational Opportunities Act (EEOA), 20 U. S. C. A. § § 1701 et seq., 38 A. L. R. Fed. 2d 201 (2012).

Elizabeth Fenner, *THE FUTURE OF ENGLISH LANGUAGE LEARNER EDUCATION: THE NEED FOR DEDICATED ADVOCACY THROUGH LITIGATION AND LEGISLATION*, 18 Tex. Hisp. J. L. & Pol' y 81 (2012)

<WEB サイト>

日本国外務省 <http://www.mofa.go.jp>

日本国文部科学省 <http://www.mext.go.jp/>

アメリカ合衆国連邦大統領府 <http://www.whitehouse.gov/>

アメリカ合衆国連邦司法省 <http://www.justice.gov>

アメリカ合衆国連邦教育省 <http://www.ed.gov/>

アメリカ合衆国連邦交通省 連邦高速道路局 <http://www.fhwa.dot.gov>

アメリカ合衆国連邦交通省 <http://www.dot.gov/>

アメリカ合衆国連邦アリゾナ州政府 <http://az.gov/>

LEP 連邦機関調整委員会 <http://www.lep.gov/>

The American G. I. Forum <http://www.agifusa.org/>

U.S. ENGLISH <http://www.us-english.org/>